

ひたちなか市こども計画 (案)

令和7年3月
ひたちなか市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・目的	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	5
4 計画期間	5
5 計画の策定方法	5
6 計画の構成	6

第2章 ひたちなか市の現状

1 こどもと子育て家庭を取り巻く状況	8
2 子ども・保護者の意識・生活実態(アンケート調査結果概要)	29

第3章 計画の展開

1 基本理念	51
2 基本理念を実現するための目標	52
3 目標設定の背景	53
4 計画の体系	55

第4章 基本施策

1 こどもの権利に関する理解促進	57
2 こどもの意見の表明・参加の促進	58
3 こどもの居場所づくり、学びや遊びの体験支援	59
4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	61

5	子育て家庭の相談体制・情報提供の充実.....	63
6	幼少期の教育・保育、放課後学童クラブの充実.....	65
7	児童虐待防止、養育支援.....	67
8	いじめ・不登校、ヤングケアラー等への支援.....	69
9	こどもの貧困対策の推進.....	71
10	こどもの発達・成長に応じた支援.....	73
11	地域力を活かした子育て支援の充実.....	75
12	子育ての喜びを実感できる環境の整備.....	77

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

I 法定事項

1	妊産婦や乳幼児の健康の確保及び増進に係る方策.....	80
2	特定教育・保育施設の量の見込みと提供体制の確保方策.....	84
	(1)子ども・子育て支援事業計画策定に係る	
	アンケート調査の概要.....	85
	(2)教育・保育提供区域の設定.....	86
	(3)計画期間における未就学児の人口推計.....	88
	(4)特定教育・保育施設の量の見込みと提供体制の確保の内容等.....	90
	(5)保育事業に係る現状と課題.....	109
	(6)保育事業を利用する保護者への支援.....	112
	(7)教育事業を利用する保護者への支援.....	115
3	地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策.....	119
	(1)相談支援事業.....	120
	(2)支援事業.....	127

(3)新制度	144
--------------	-----

II 重点事項

1 各公立幼児教育 保育施設の現状と課題.....	146
2 課題解決に向けた対応	148

第6章 放課後子どもプラン

I 背景

1 前回のプラン以降の市の動き.....	150
2 国の動き	150

II 現状

1 現在の学童クラブの実施状況.....	151
2 放課後子ども教室の現状.....	153

III 目標・計画

1 学童クラブの年度ごとの見込み及び目標整備量.....	153
2 公立学童クラブの整備計画.....	158

IV 課題・検討・サービスの充実

1 公立学童クラブの民間委託の検討	159
2 公立学童クラブの保育料の検討	159
3 公立学童クラブの開設時間について	160
4 公立学童クラブの平準化について.....	160
5 特別な配慮を要する児童への対応に関する方策.....	160
6 民設民営学童クラブへの補助について.....	161
7 まとめ	162

第7章 計画の推進に向けて

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行などによる家族のあり方の変化やライフスタイルの多様化、地域の中での支え合いの希薄化などにより大きく変化しています。そのような中、虐待や貧困など、様々な困難に直面しているこどもの増加や、子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭の増加など、子どもや子育て家庭に関わる諸問題が深刻化しています。

子どもや子育て家庭に関わる諸問題の解決に向けて、令和5(2023)年4月に子ども家庭庁が発足し、同時に、子ども施策を社会全体で総合的に推進していくための基本法として、「子ども基本法」が施行されました。

また、「子ども基本法」に基づき、子ども施策を総合的に推進するための基本的な方針などを定めた「子ども大綱」が令和5(2023)年12月に閣議決定されました。「子ども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目標に掲げています。

「子どもまんなか社会」とは

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

「子ども大綱」では、子ども施策に関する基本的な方針について、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

- ① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ④ 良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の整合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

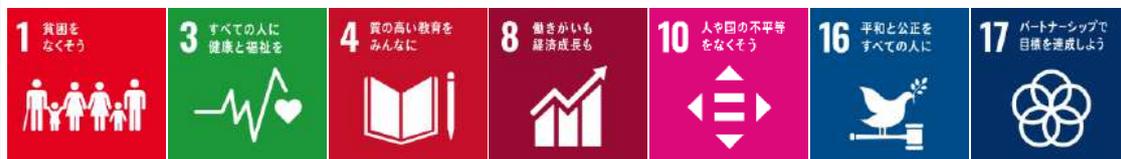
ひたちなか市では、令和2(2020)年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、家族や地域の絆を活かした子育て支援や、新たな課題に対応した子育て支援の取組を一体的に進めてきました。

この度、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6(2024)年度に最終年度を迎えることから、こども基本法において策定が努力義務とされている「市町村こども計画」に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を包含し、「こども大綱」の基本的な方針や内容を勘案した「ひたちなか市こども計画」を新たに策定することにより、こども施策の一体的な推進に取り組めます。

ひたちなか市こども計画と SDGs の関係

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すという理念を掲げており、ひたちなか市も SDGs を活用したまちづくりに取り組んでいます。当計画においても、SDGs との関連や目標達成という視点を意識してこども施策に取り組めます。

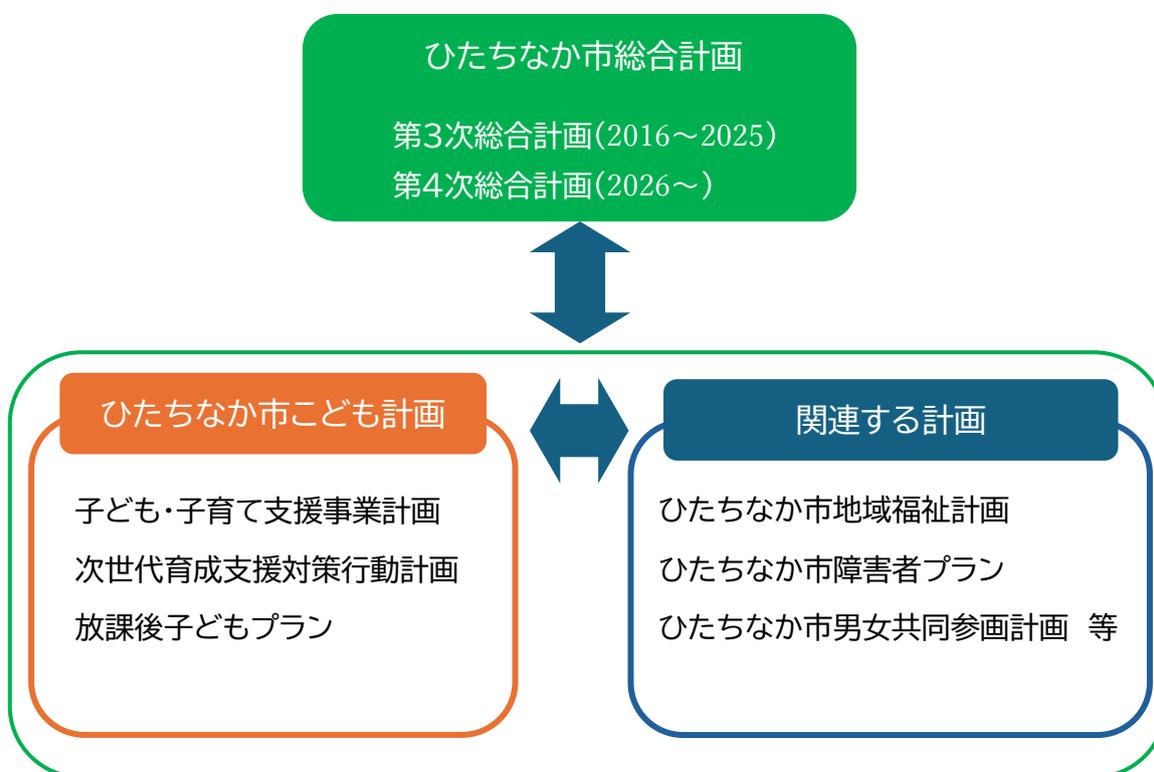
本計画と関連する主な SDGs の目標



2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」(※1)として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するものです。

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、放課後児童対策パッケージに基づく市町村計画(放課後子どもプラン)を包含するものとし、ひたちなか市総合計画を上位計画とするとともに、こども・子育てに関連する分野の個別計画として、関連する計画との整合を図ります。



(※1)「市町村こども計画」は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を一体的に策定することができます。ひたちなか市こども計画は、それらの計画を一体的に策定したものと位置づけています。

3 計画の対象

本計画は、こどもや子育て当事者(子育て家庭)、これから子育てを始める者を対象としています。なお、本計画における「こども」の定義は、こども基本法における定義と同様に、特定の年齢にある者ではなく、「心身の発達の過程にある者」としています。この「心身の発達の過程にある者」には、思春期や青年期にある若者など、おとなになるまでの成長過程にある者はすべて含まれています。ある年齢に達したことで、必要な支援が途切れてしまうことがないように、こども施策が切れ目なく行われることを目指します。

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を使用しています。ただし、法令や固有名詞、引用元などで「子ども」を用いている場合は、「子ども」を使用しています。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年間です。なお、社会経済情勢や市の状況の変化、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、計画の期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の策定方法

本計画は、こどもの保護者、学識経験者、民間保育所並びに私立幼稚園の代表者及び保育士・教諭、商工会議所や小学校等の関係機関の代表者、地域福祉関係者などから構成される「ひたちなか市子ども・子育て審議会」での審議を踏まえて策定しました。

また、「ひたちなか市パブリック・コメント実施要綱」に基づき、計画策定にあたっての意見を市民の皆様から募集し、〇人の方から〇件の貴重なご意見をいただきました。

6 計画の構成

こども計画策定にあたり、計画の構成を以下のとおり整理しています。

- ① 第1章から第4章までは、「こども計画」全体としての展開や、計画に位置づけられた基本施策を示します。掲載する事業については、市が取り組む全ての事業を網羅的に掲載するのではなく、基本施策を推進するにあたって特に重点的に取り組むべきものと位置づけた事業のみを「重点事業」として掲載します。
- ② 第5章では、「子ども・子育て支援法」に基づく計画として位置づけられている「第3期子ども・子育て支援事業計画」を掲載し、特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の概要や量の見込み、提供体制の確保方策等について、具体的に示します。
- ③ 第6章では、放課後児童対策パッケージに基づく計画として位置づけられている「放課後子どもプラン」を掲載し、学童クラブ等の整備・運営を計画的に実施していくための施策について、具体的に示します。

第2章 ひたちなか市の現状

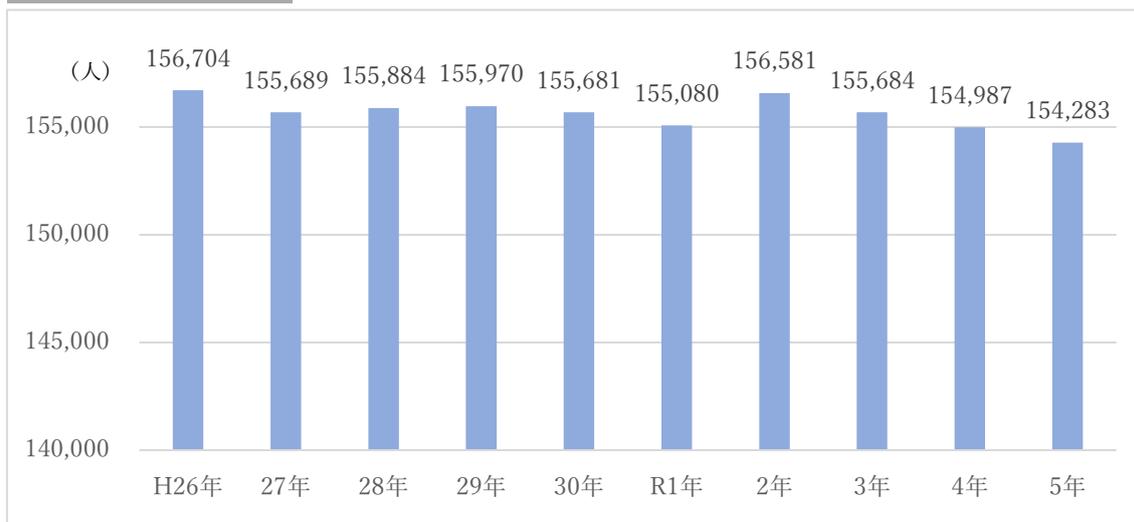
こどもと子育て家庭を取り巻く状況

(1)人口等の推移

①人口の推移

市の人口は、令和3年以降減少傾向となり、令和5年は154,283人となっています。

市の人口の推移

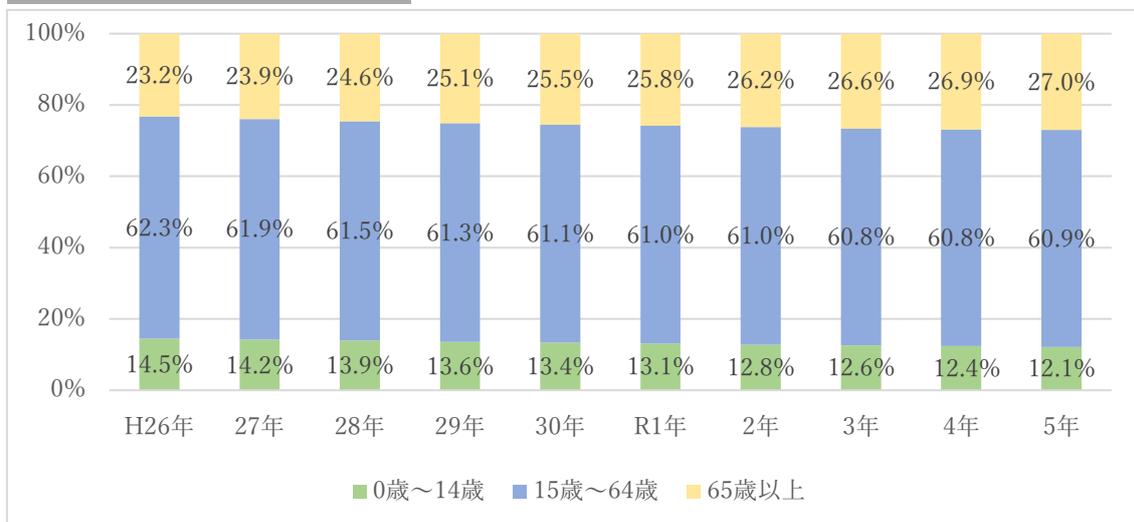


【資料：国勢調査、常住人口調査】

②年齢別構成比の推移

市における年齢3区分別の構成比をみると、老年人口(65歳以上)の割合は増加している一方、年少人口と生産年齢人口の割合は減少しており、少子高齢化が進んでいる状況です。

市の年齢別構成比の推移

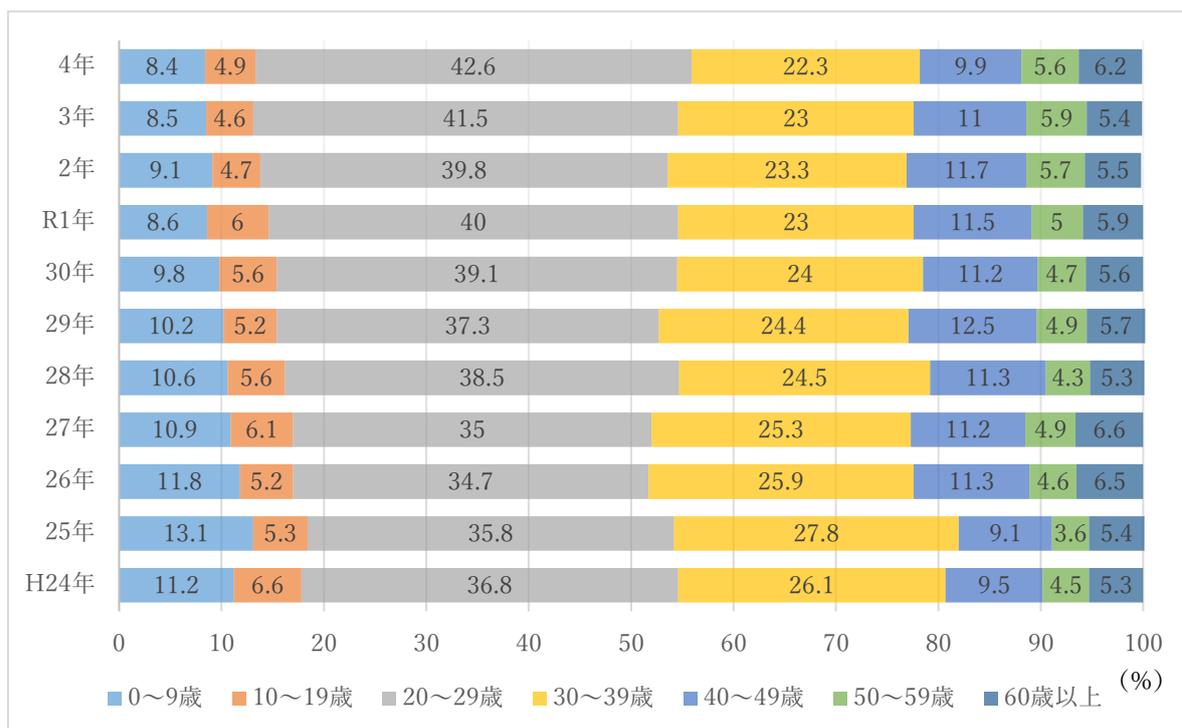


【資料：国勢調査、常住人口調査】

③転入者年齢別構成比の推移

市における令和4年の転入者年齢別構成比をみると、子育て家庭を多く含むと考えられる20歳から29歳が42.6%、30歳から39歳が22.3%となっており、若い世代の転入者が多い傾向にあります。

市の転入者年齢別構成比の推移

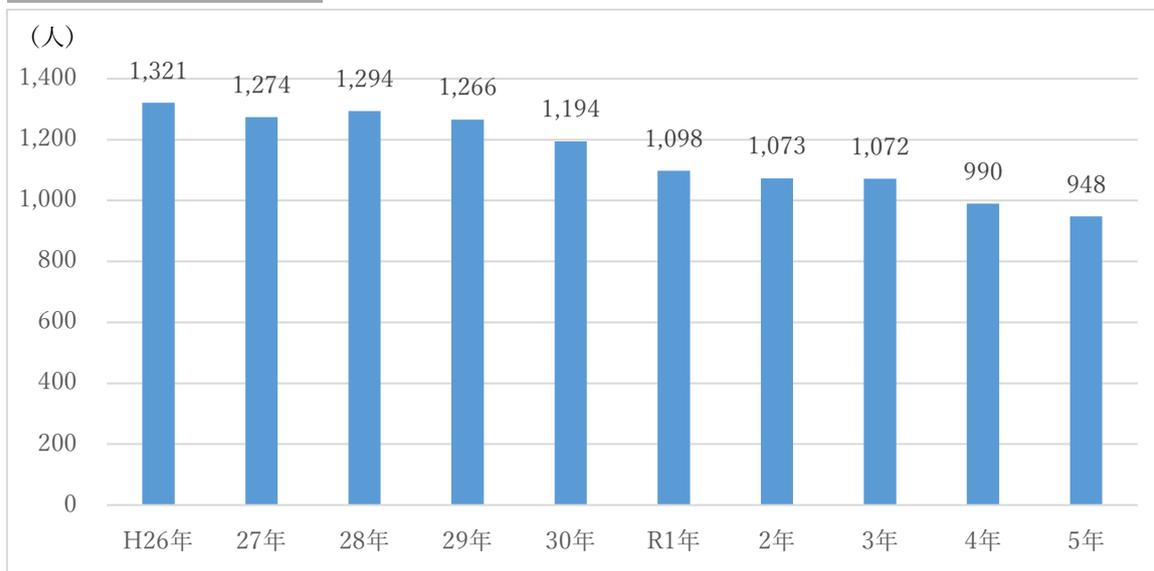


【資料：住民基本台帳人口移動報告】

④出生数の推移

市の出生数は平成28年以降減少傾向にあり、令和5年には948人となっています。

市の出生数の推移

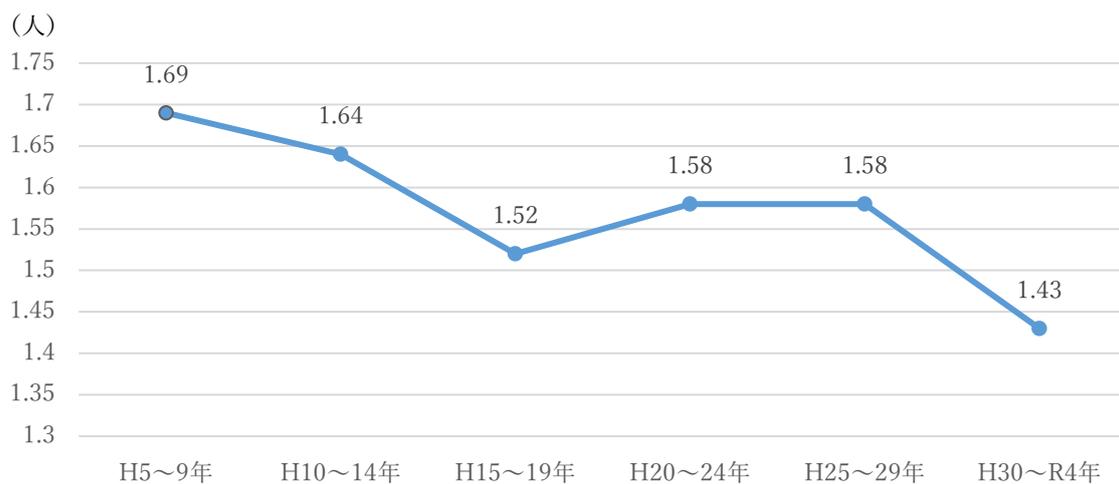


【資料：人口動態統計特殊報告】

⑤合計特殊出生率の推移

市の合計特殊出生率は平成19年まで減少傾向にあり、その後増加しましたが、平成30年から令和4年の間に再び減少に転じています。

市の合計特殊出生率の推移



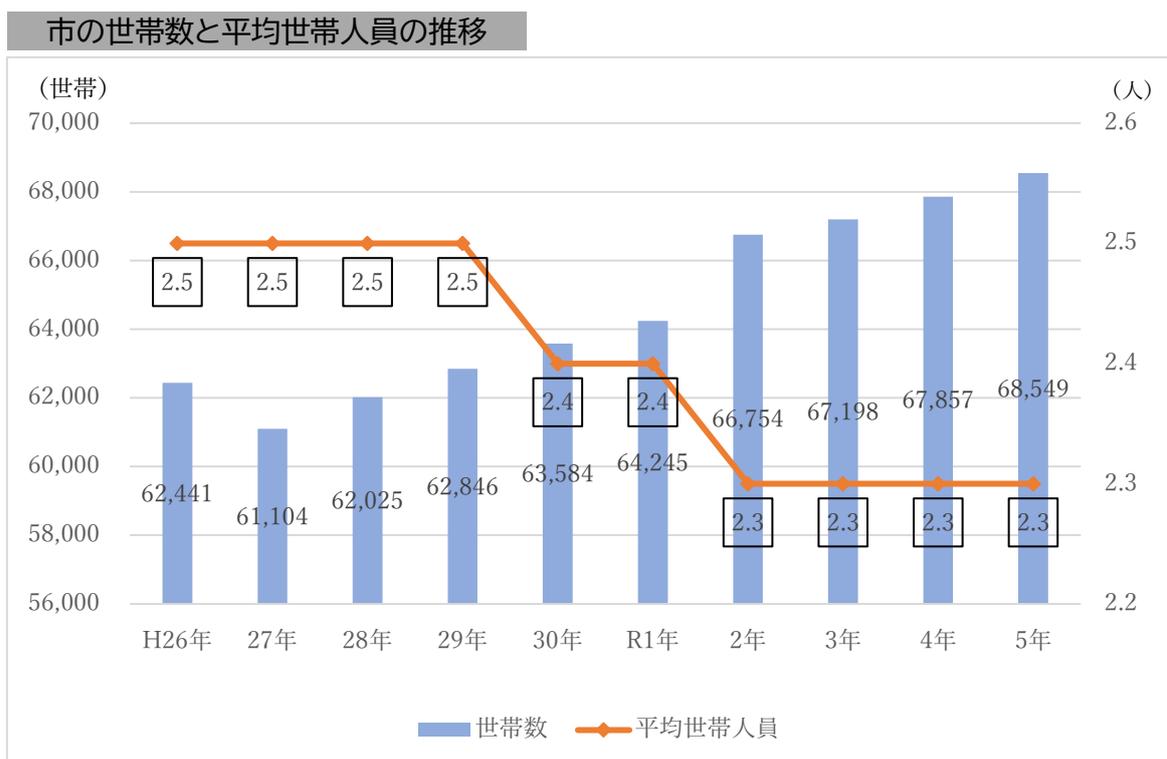
【資料：人口動態統計特殊報告】

※「合計特殊出生率」…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計。1人の女性が、仮にその年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当します。

(2)世帯の現状

①世帯数・平均世帯人員の推移

市の世帯数は平成26年に62,441世帯でしたが、令和5年には68,549世帯まで増加しました。平均世帯人員については、平成26年が2.5人に対し、令和5年は2.3人と減少傾向になっています。

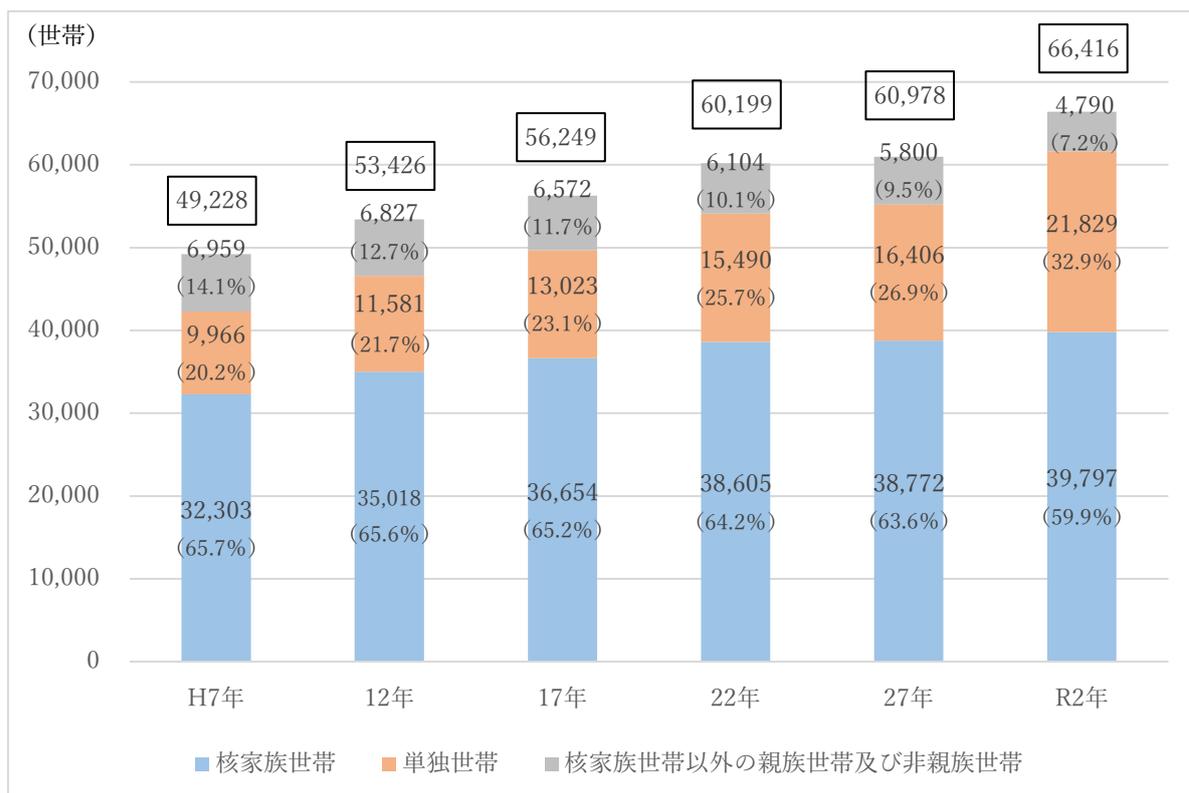


【資料：国勢調査，常住人口調査】

②世帯類型の推移

市の核家族世帯の数は、平成7年に32,303世帯でしたが、令和2年には39,797世帯まで増加し、一般世帯に占める割合は59.9%となっています。また、単独世帯の数は、平成7年以降増加しており、一般世帯に占める割合も平成7年の20.2%から令和2年の32.9%と増加傾向にあります。

市の世帯類型の推移



【資料：国勢調査】

【注】

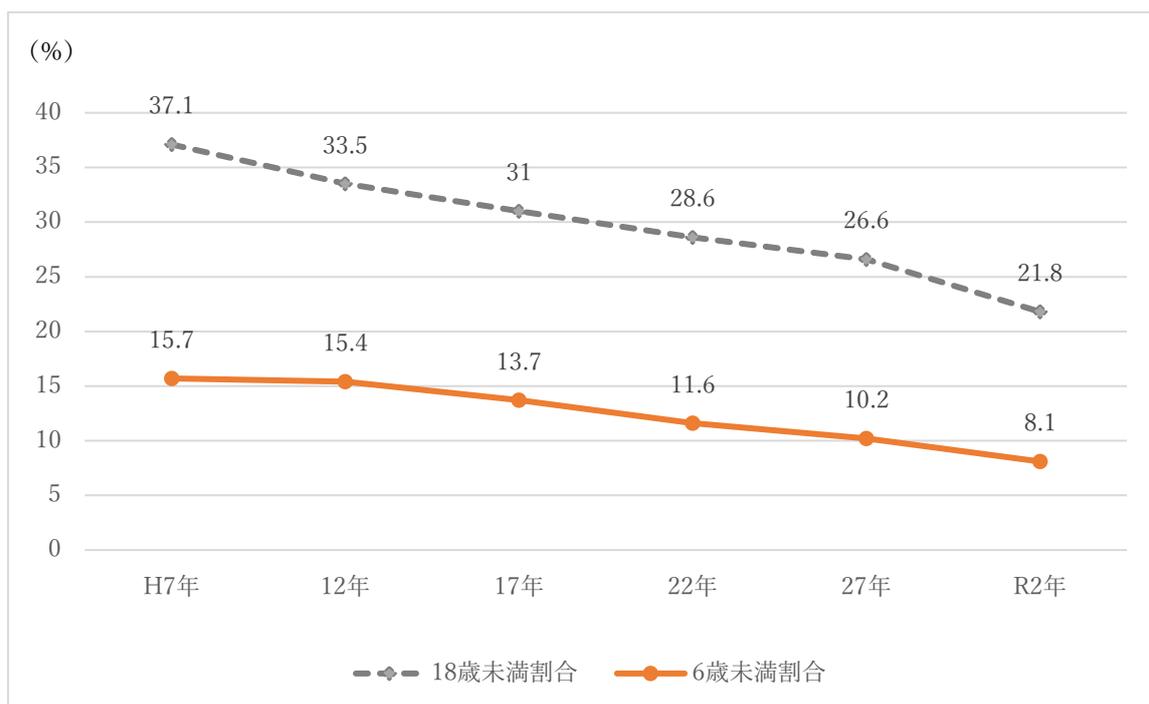
・国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。「施設等の世帯」とは、寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎居住者、矯正施設の入所者等です。

・世帯の家族類型については、一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により、「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に区分してあります。なお、核家族世帯とは、親族世帯のうち、①夫婦のみの世帯②夫婦と子どもからなる世帯③男親または女親と子どもからなる世帯をいいます。

③こどものいる世帯数の推移

市のこどものいる世帯の数は年々減少しており、令和2年の6歳未満のこどものいる世帯は8.1%で、平成27年と比較し2.1%減少しています。また、18歳未満のこどもがいる世帯は平成17年から平成22年の間に全世帯に占める割合の3割を切り、令和2年には21.8%となっています。

市のこどものいる世帯数の割合

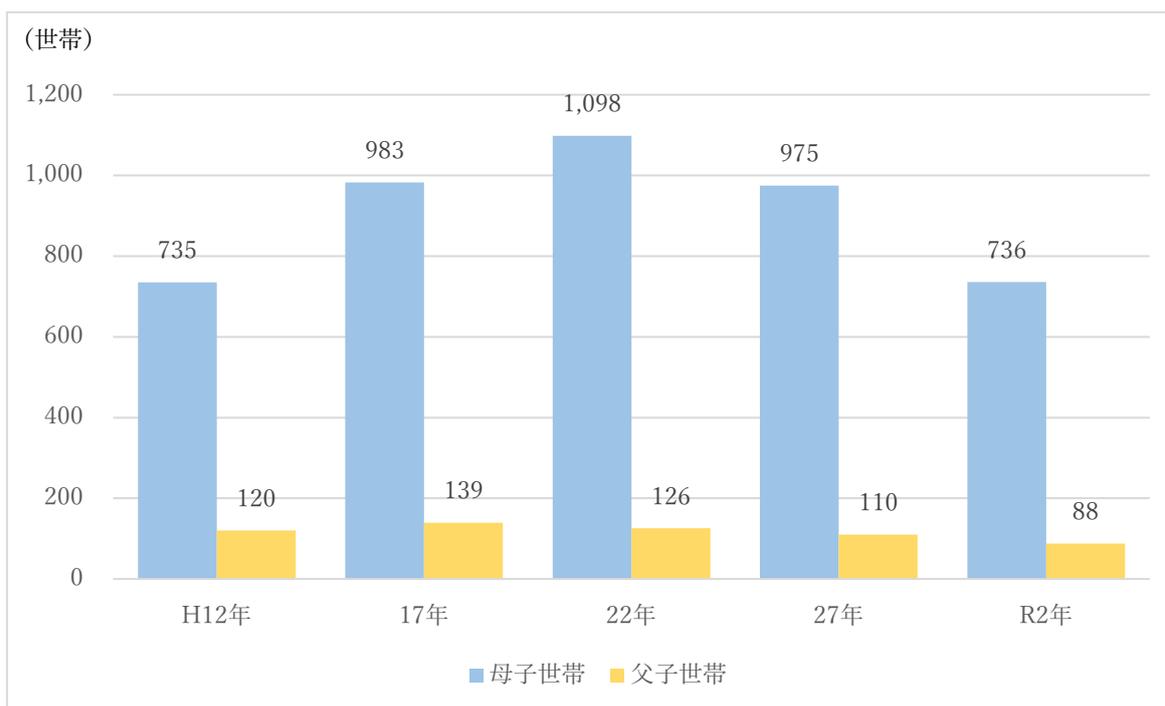


【資料：国勢調査】

④母子世帯・父子世帯数の推移

市の母子世帯の数は、平成22年に1,098世帯まで増加しましたが、以降減少傾向となり令和2年には736世帯となっています。父子世帯の数についても、平成17年以降減少傾向に転じ、令和2年には88世帯となっています。母子世帯の割合が高く、母子世帯数は父子世帯数の約7～9倍となっています。

市の母子・父子世帯数の推移



【資料：国勢調査】

【注】

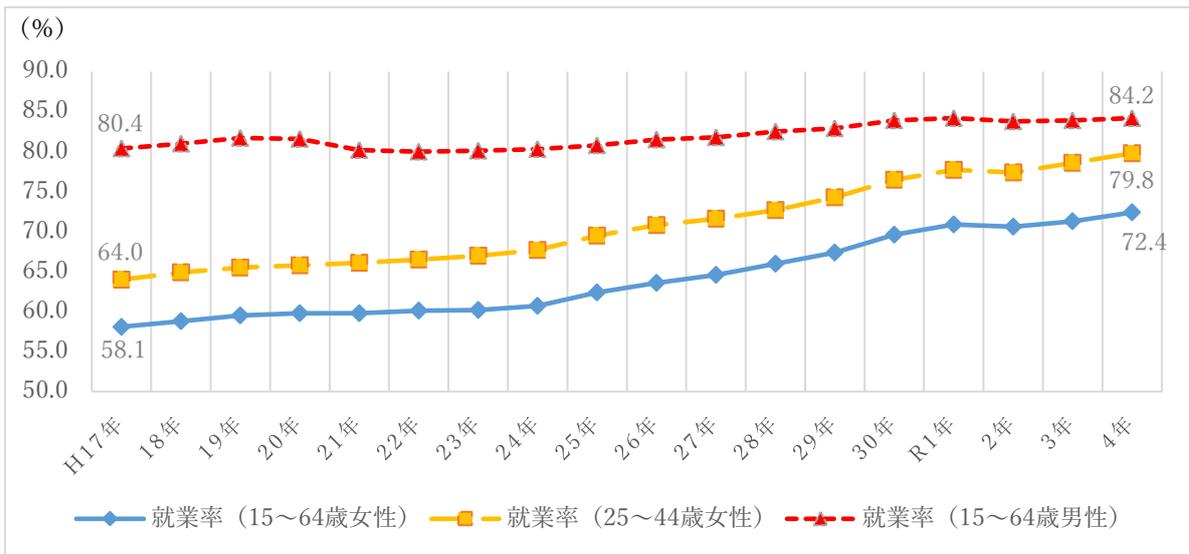
- ・「母子世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。
- ・「父子世帯」とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。

(3)女性の就業率等の変化

①女性の就業率の推移

全国における15歳から64歳までの女性の就業率は平成17年に58.1%でしたが、令和4年には72.4%まで増加しています。25歳から44歳までの女性でみると、令和4年には79.8%となっています。

女性の就業率の推移(全国)

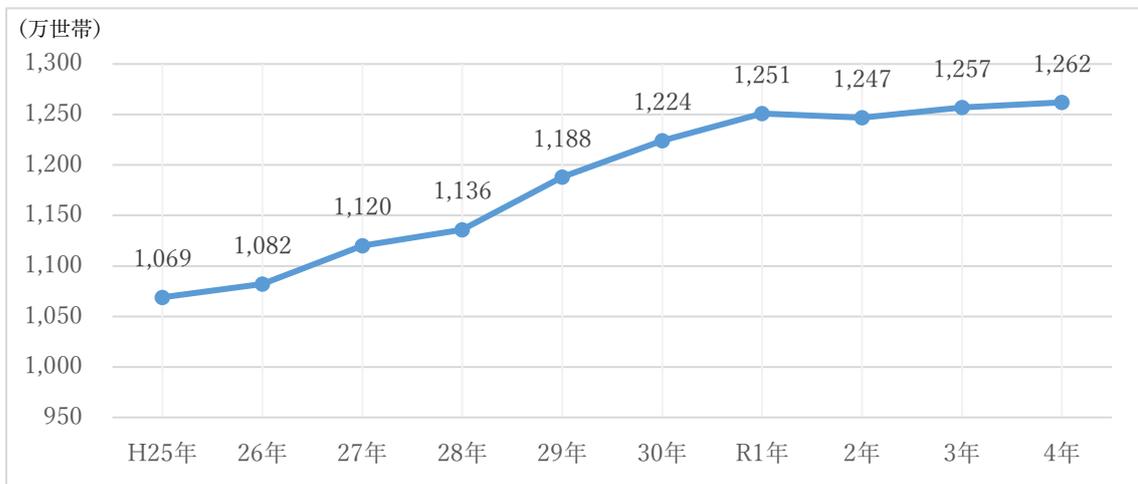


【資料：総務省「労働力調査（基本集計）」】

②共働き世帯数の推移

全国における共働き世帯の数は、平成25年から令和元年にかけては大幅に増加しましたが、近年はほぼ横ばいで推移している状況にあり、令和4年には1,262万世帯となっています。

共働き世帯数の推移(全国)

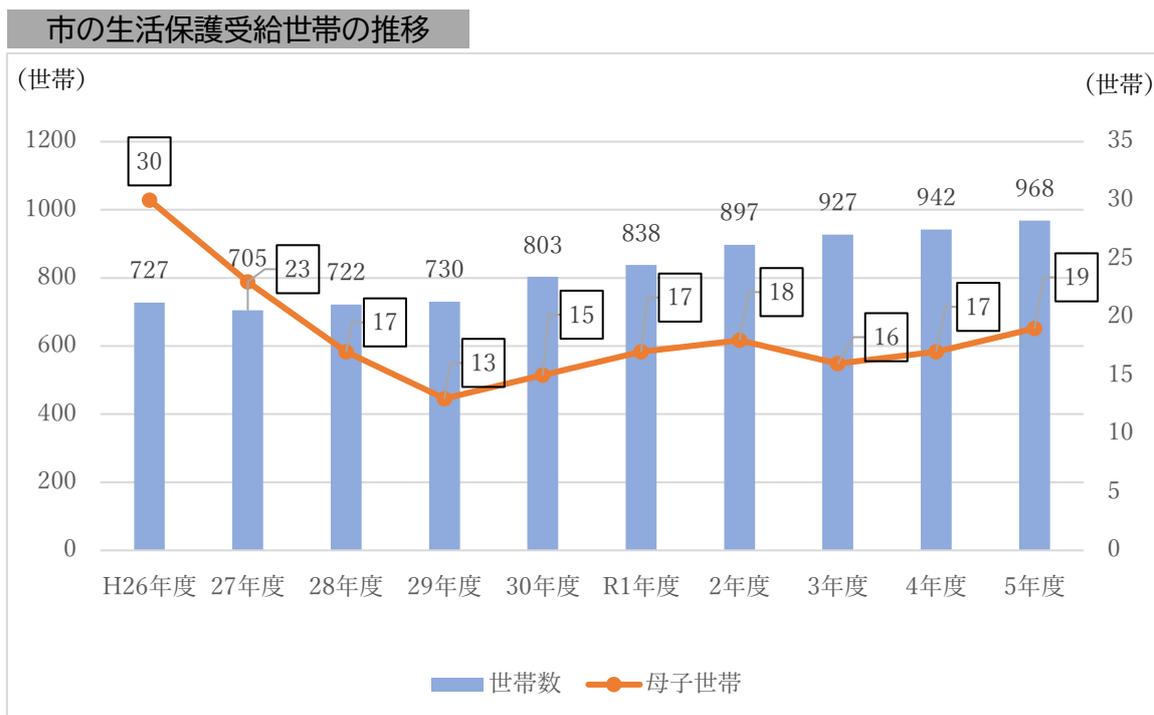


【資料：総務省「労働力調査（基本集計）」】

(4)困難を抱える家庭の状況

①生活保護受給世帯の推移

市の生活保護受給世帯の数は、平成27年度に705世帯まで減少しましたが、以降は増加傾向となっています。また、令和5年度の生活保護受給世帯968世帯のうち、母子世帯は19世帯となっています。

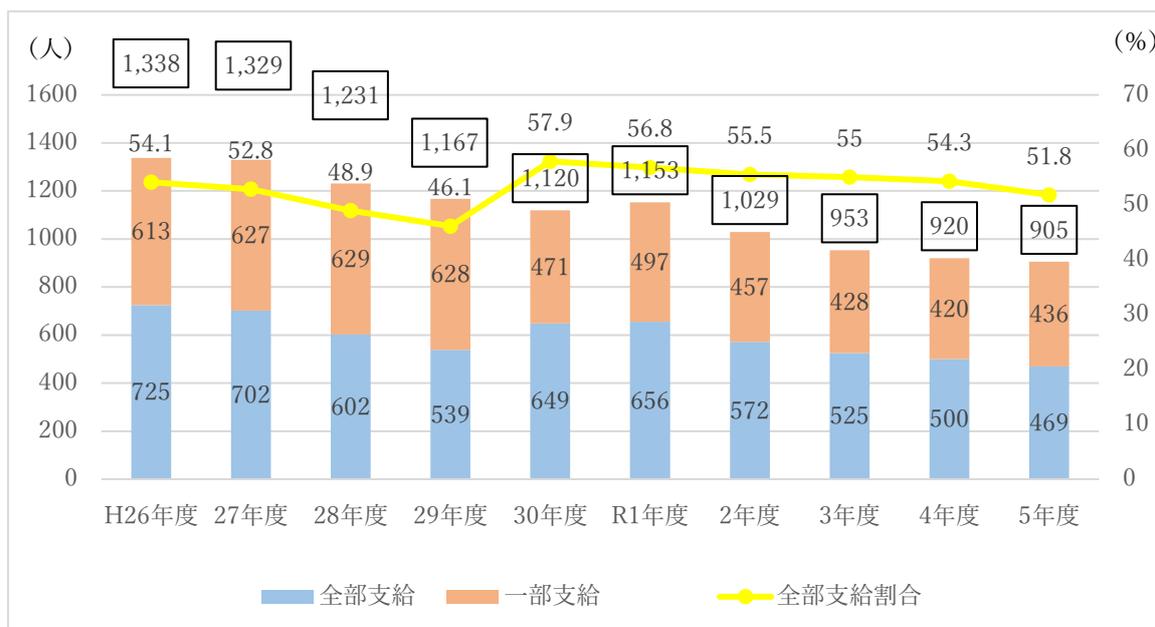


【資料：ひたちなか市の福祉】

②児童扶養手当受給者数の推移

市の児童扶養手当受給者の数は、全体的に減少傾向となっています。令和5年度の内訳をみると、全部支給は469人で前年度から31人の減少となっている一方、一部支給は436人で前年度から16人の増加となっています。

市の児童扶養手当受給者数の推移



【資料：厚生労働省「福祉行政報告例」】

【注】

・「全部支給」とは、所得額が受給資格者本人の所得制限限度額における全部支給の範囲内で、手当を満額受け取ることができる支給区分をいいます。

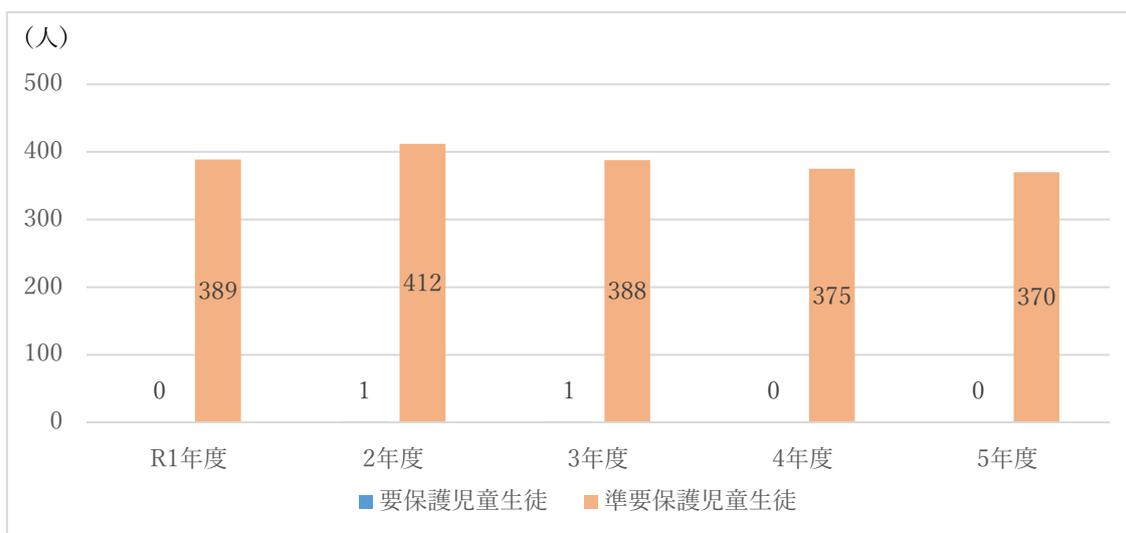
「一部支給」とは、所得額が受給資格者本人の所得制限限度額における全部支給の範囲を超えているが、一部支給の範囲内に収まっており、手当を一部受け取ることができる支給区分をいいます。

③就学援助受給者数の推移

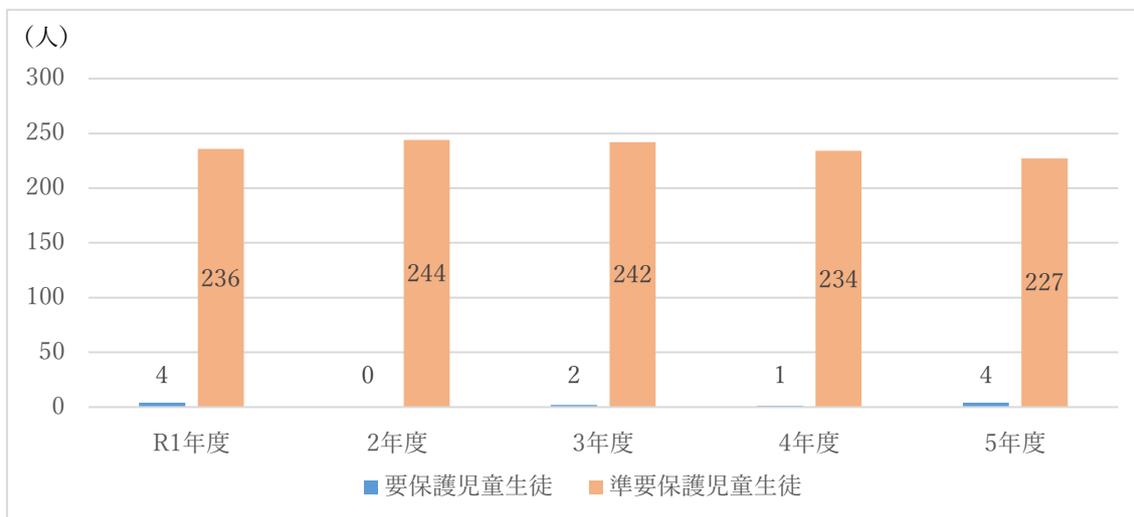
市の就学援助受給者数の推移をみると、小学校については、令和2年度の413人から、令和5年度は370人と減少しています。中学校については、令和3年度までほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年度に減少に転じました。

市の就学援助受給者数の推移

【小学校】



【中学校】



【資料：教育委員会事務局統計】

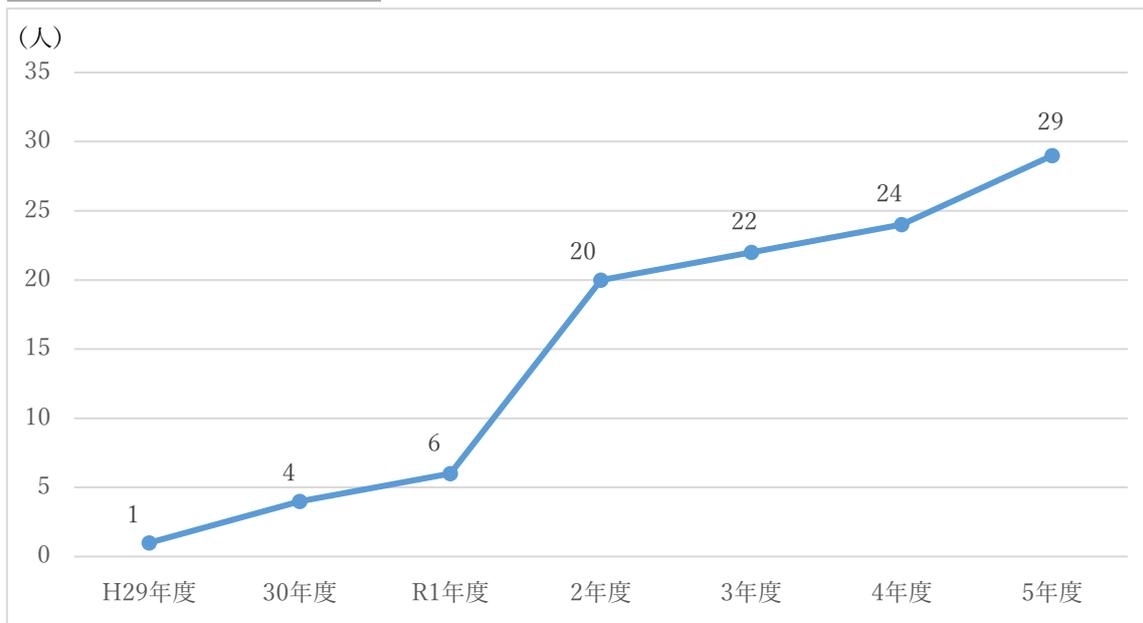
【注】

・「要保護児童生徒」とは、属する世帯(保護者)が生活保護法の規定による保護を受けている児童生徒をいいます。「準要保護児童生徒」とは、属する世帯(保護者)が経済的に生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると認められる児童生徒をいいます。

④特定妊婦の新規登録者数の推移

市の特定妊婦新規登録者の数は、年々増加傾向となっており、平成29年度の1人から令和5年度は29人となっています。

市の特定妊婦数の推移



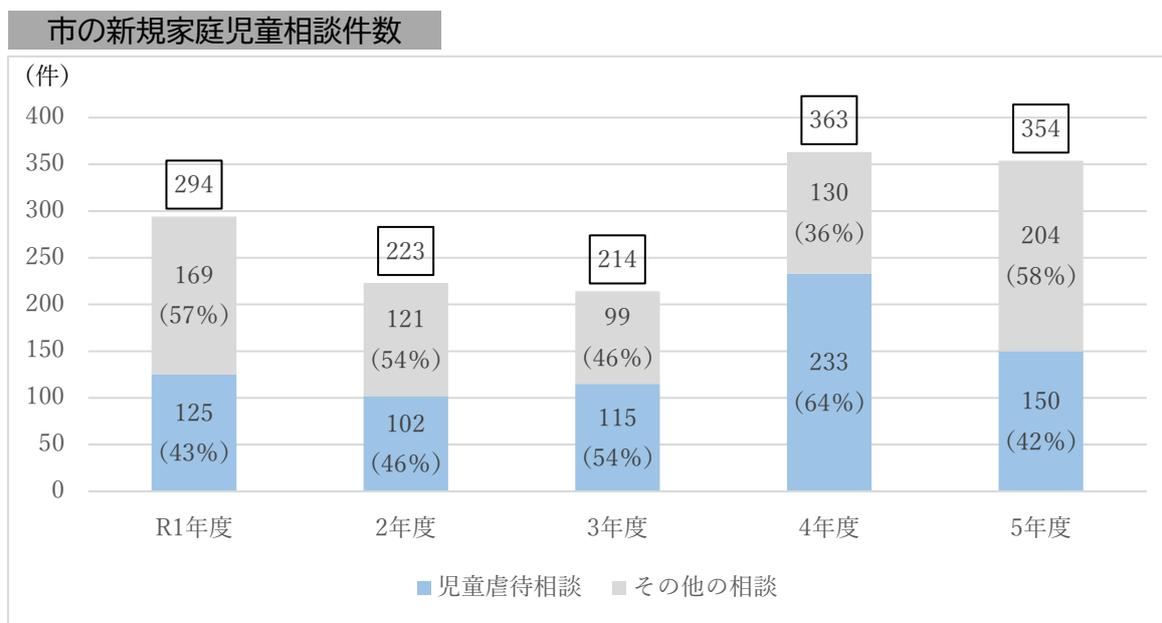
【資料：子ども部統計】

【注】

・「特定妊婦」とは、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいいます。

⑤家庭児童相談対応件数の推移

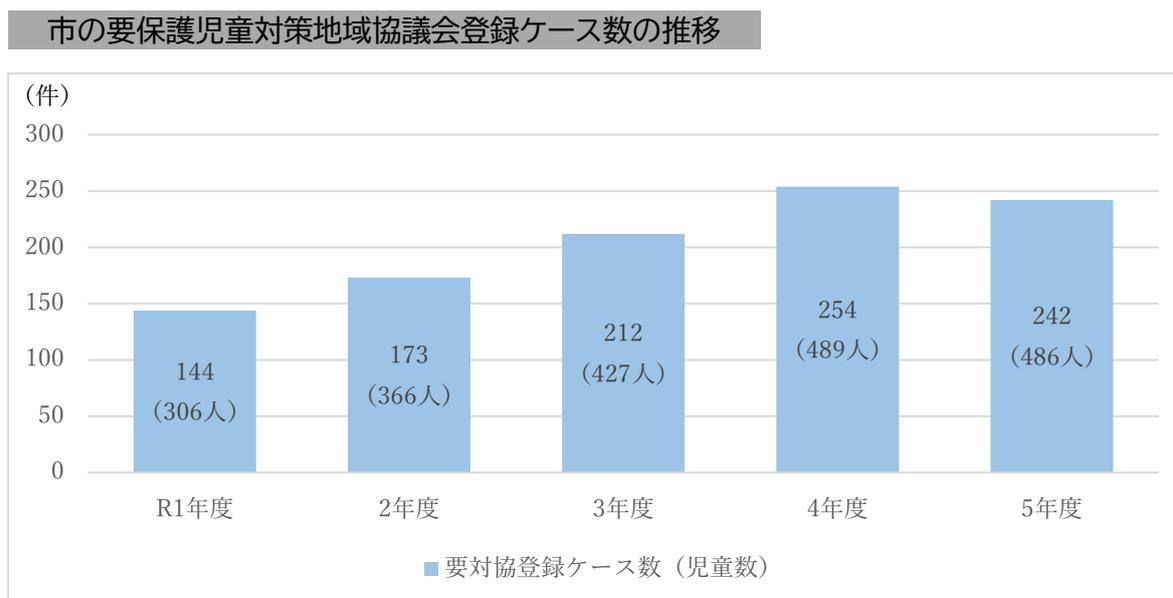
市の新規家庭児童相談対応件数の推移をみると、令和元年度以降は減少傾向となっていましたが、令和4年度に363件と大幅に増加となり、令和5年度も前年度並みの件数となっています。また、相談内容は児童虐待相談が全体の約50%の割合を占めています。



【資料：ひたちなか市の福祉】

⑥要保護児童対策地域協議会登録ケース数の推移

市の要保護児童対策協議会登録ケース数は、年々増加傾向にあり、令和元年度には144件でしたが、令和5年度には242件となっています。

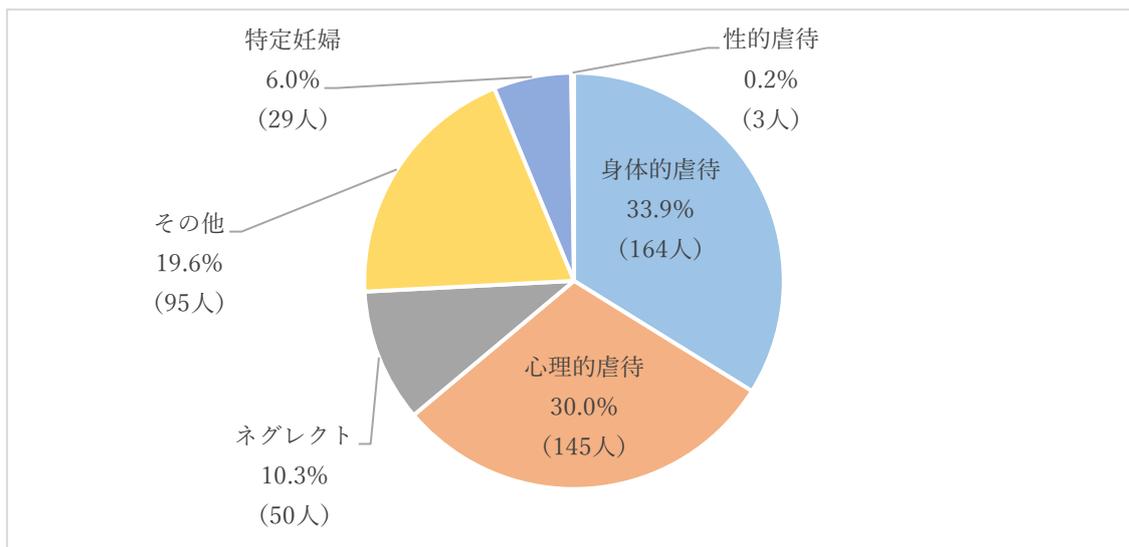


【資料：子ども部統計】

⑦市の要保護児童対策地域協議会登録ケースの主訴別の割合

市の令和5年度の要保護児童対策地域協議会登録ケースの主訴別の割合をみると、身体的虐待と心理的虐待で全体の60%以上と高い割合を占めています。

市の虐待等の主訴別の割合

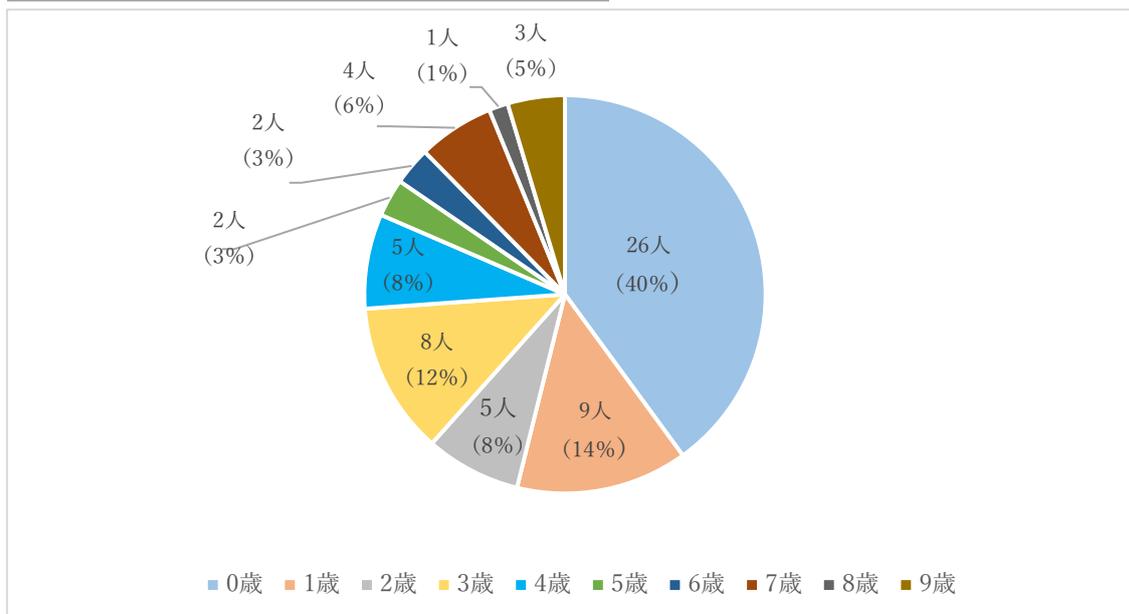


【資料：子ども部統計】

⑧虐待死のこどもの年齢の割合

令和3年度中の全国における虐待により死亡したこどもの年齢は、「0歳」が26人(40%)で最も多く、5歳以下の乳幼児が全体の80%以上を占めています。

虐待死によるこどもの年齢の割合(全国)

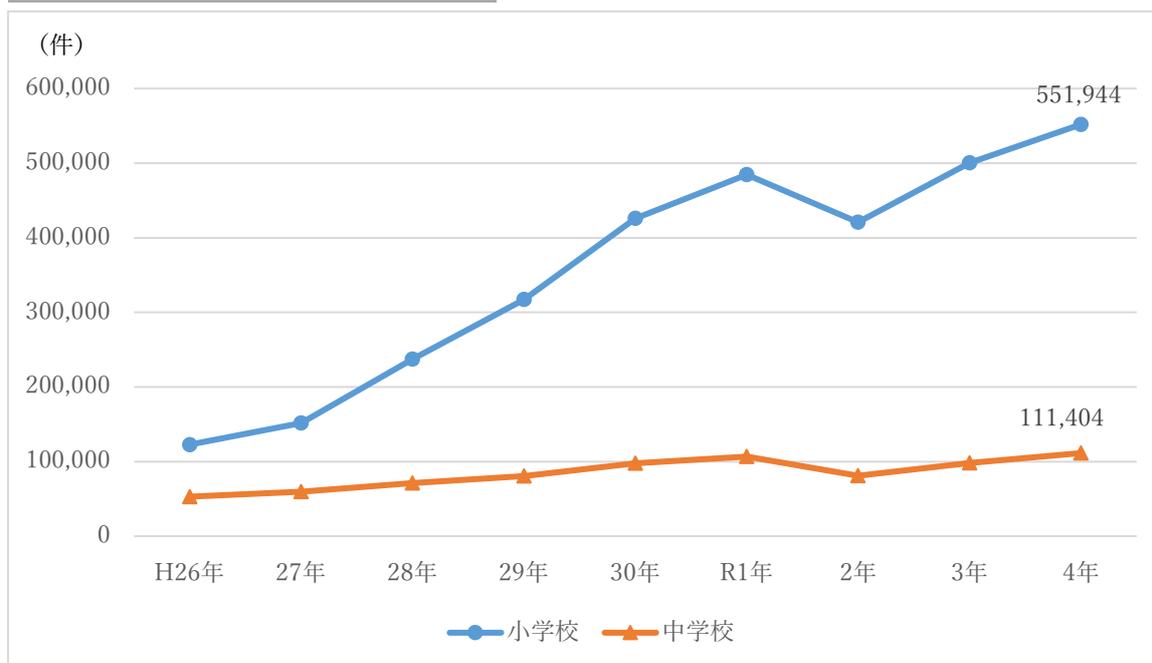


【資料：厚生労働省「こども虐待の死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」】

⑨いじめの認知件数の推移

全国におけるいじめの認知件数は、小学校中学校ともに令和2年に減少しましたが、以降は増加傾向となっており、小学校については令和4年に551,944件、中学校については111,404件となっています。

いじめの認知件数の推移(全国)

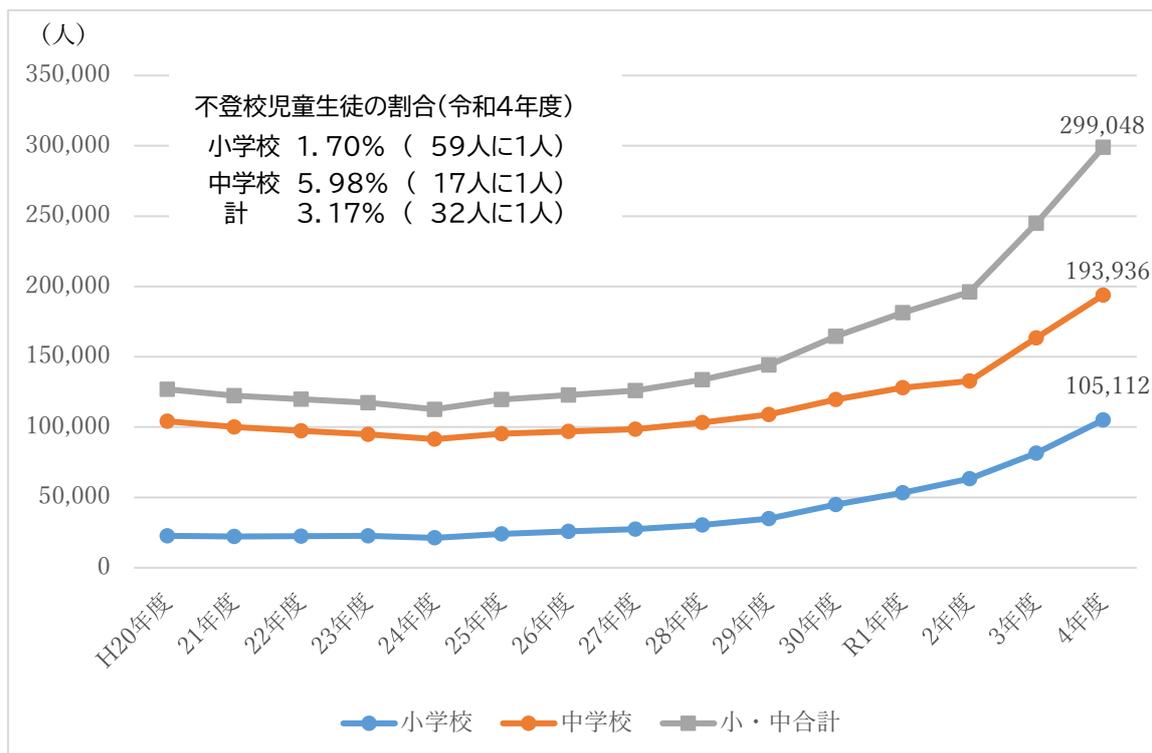


【資料：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

⑩不登校児童生徒数の推移

全国における不登校児童生徒の数は、微増傾向が続いていましたが、令和2年度以降の新型コロナウイルスが流行した期間に大きく増加しています。小学校については令和4年度に105,112人で59人に1人の割合、中学校については193,936人で17人に1人の割合となっています。

不登校生徒児童数の推移(全国)



【資料：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

【注】

・「不登校生徒児童」とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状態にあるために、年間30日以上欠席した児童生徒(病気や経済的理由によるものを除く)をいいます。

①ひきこもりの割合

内閣府が令和5年に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、ひきこもり状態にある人は、15歳から39歳までのこども・若者で2.05%となっています。

ひきこもりの割合(全国/15歳~39歳対象)		
ひきこもり群の定義	割合	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95%	} 準ひきこもり
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%	
自室からは出るが、家からは出ない	0.30%	} 狭義のひきこもり
自室からほとんど出ない	0.06%	
合計	2.05%	} 広義のひきこもり

【資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（15～39歳対象）」】

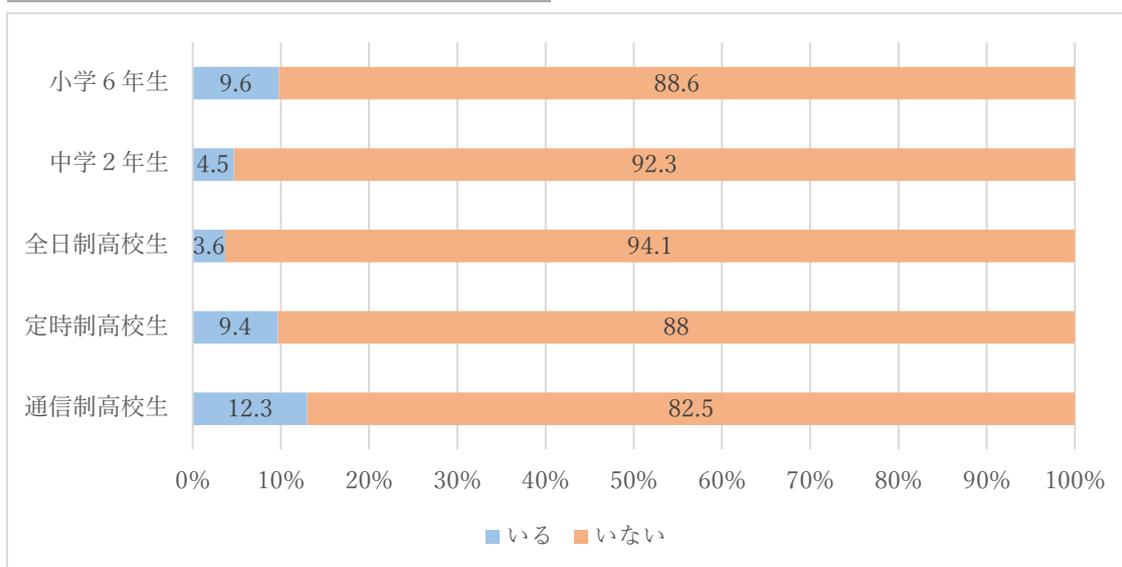
【注】

・「自室からほとんど出ない」「自室からは出るが、家からは出ない」「近所のコンビニ等には出かける」「趣味の用事の時だけ外出する」のいずれかを回答したうち、その状態となって6か月以上かつ病気等を理由としない者を「広義のひきこもり群」と定義しています。

⑫ヤングケアラーの状況

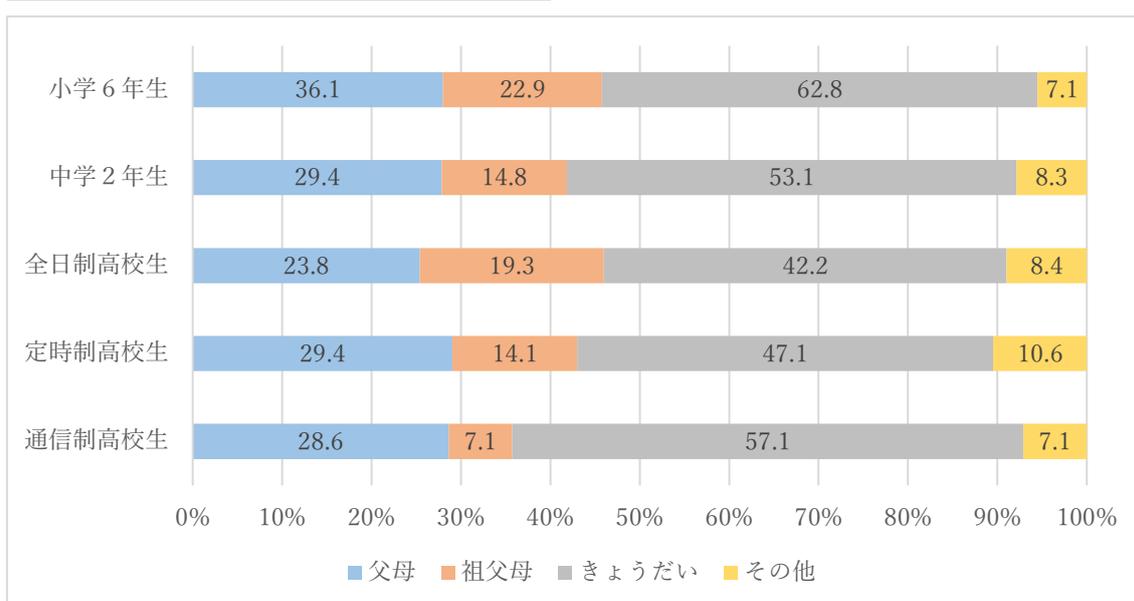
茨城県が令和4年に実施した「ヤングケアラー実態調査」では、世話をしている家族がいると回答した児童・生徒の割合は、小学生が9.6%、中学生が4.5%、全日制高校生が3.6%、定時制高校生が9.4%、通信制高校生が12.3%となっています。また、世話をしている家族は、いずれも「きょうだい」の割合が最も多く、次いで「父母」、「祖父母」となっています。

世話をしている家族の有無(茨城県)



【資料：茨城県「令和4年度ヤングケアラー実態調査」】

世話をしている家族の対象(茨城県)

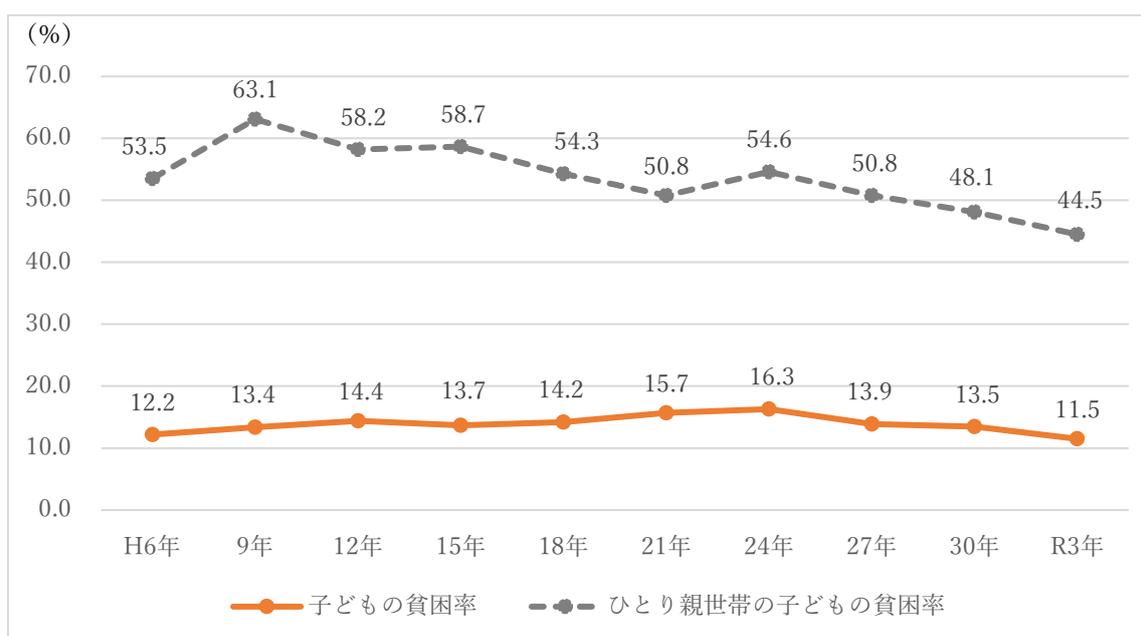


【資料：茨城県「令和4年度ヤングケアラー実態調査」】

⑬子どもの貧困率の推移

全国における「子どもの貧困率」は平成24年に16.3%と過去最悪となり、6人に1人が貧困状態にあるとされました。以降は減少傾向となり、令和3年には11.5%となっています。また、ひとり親世帯の子どもの貧困率をみると、平成24以降減少傾向となっており、令和3年は44.5%となっています。

子どもの貧困率の推移(全国)



【資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」】

【注】

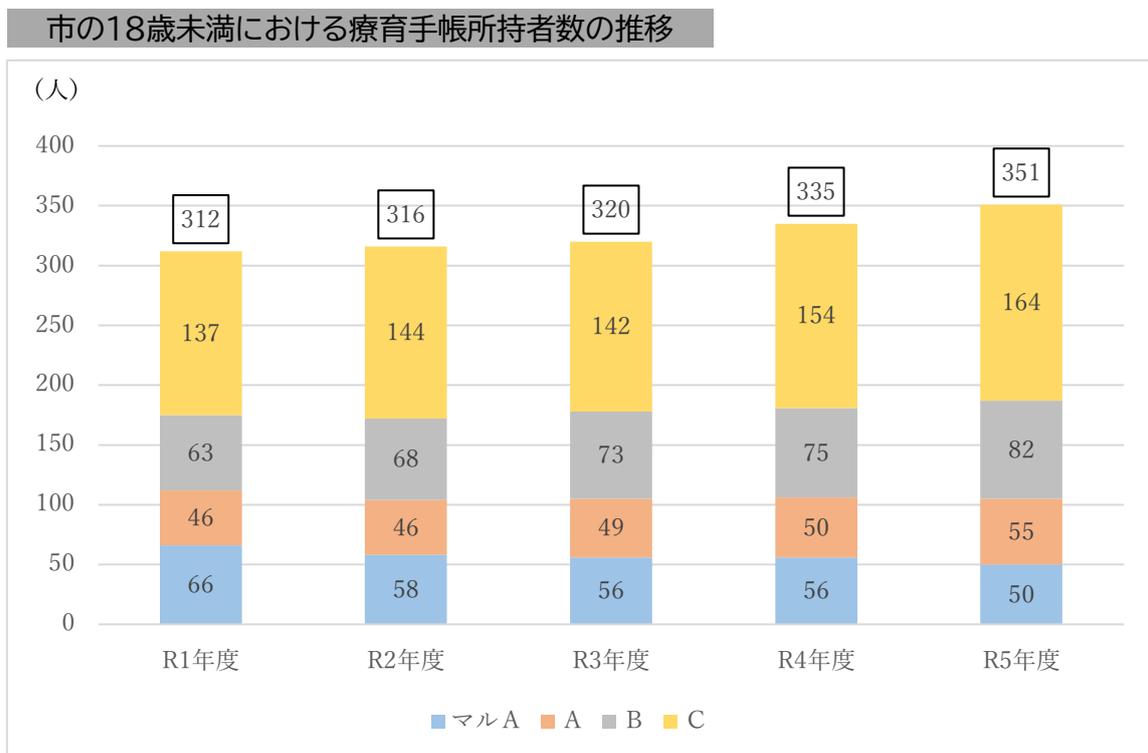
・「子どもの貧困率」とは、子ども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

・「貧困線」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいいます。

(5)特別な支援を必要とするこどもの状況

①療育手帳所持者数の推移

市の18歳未満における療育手帳所持者の数をみると、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度には351人となっています。

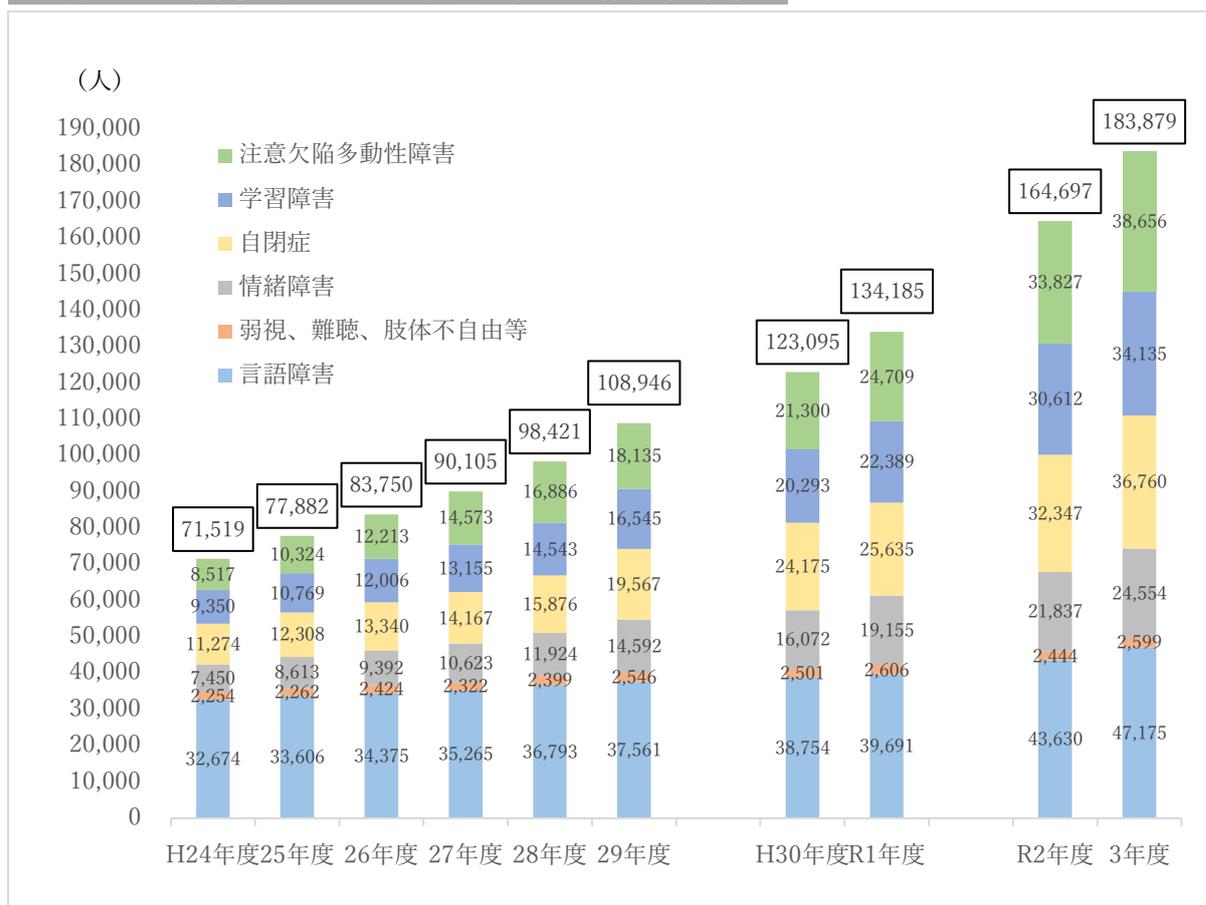


【資料：ひたちなか市の福祉】

②通級による指導を受けている児童生徒数の推移

全国における令和3年度の通級による指導を受けている児童生徒の数は183,879人となっており、前年度から19,182人増加しています。障害の種別でみると、注意欠陥多動性障害、次いで自閉症の割合が増加している傾向にあります。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(全国)



【資料：文部科学省「通級による指導実施状況調査結果」】

【注】

- ・令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。
- ・「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示。
- ・平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
- ・高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
- ・小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

2 子ども・保護者の意識・生活実態(アンケート調査結果概要)

【アンケート調査概要】

○本計画の策定にあたり、ひたちなか市の子ども・若者や子育て世帯の意識・生活状況等を把握するため、アンケート調査を令和6年5月に実施しました。ひたちなか市子どもの生活や意識に関する調査の回答数は 2,222 件、回答率は 88.6%、ひたちなか市子育て世帯の生活実態調査の回答数は 1,158 件、回答率は 46.2%でした。

【調査対象及び配布・回収数】

ひたちなか市子どもの生活や意識に関する調査

対象者	児童数	回答数	回答率	調査・回答方法
市内小学校5年生 本人	1,272	1,179	92.7%	Web 調査・回答
市内中学校2年生 本人	1,236	1,043	84.4%	

ひたちなか市子育て世帯の生活実態調査

対象者	児童数	回答数	回答率	調査・回答方法
市内小学校5年生 保護者	1,272	607	47.7%	Web 調査・回答
市内中学校2年生 保護者	1,236	551	44.6%	

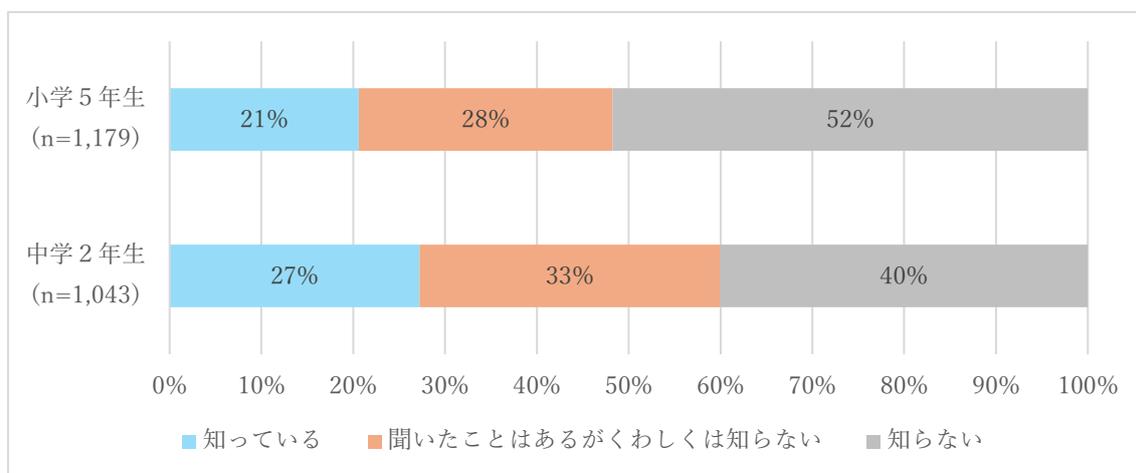
ひたちなか市子どもの生活や意識に関する調査結果概要

●子どもが意見を表明する権利

(1)権利の認知度

すべての子どもには「意見を表明する権利(子どもが、自分に関係のあることについて自由に意見を言うことができる権利)」があることを「知っている」と回答した子どもは小学5年生で21%, 中学2年生で27%でした。また、「聞いたことはあるがくわしくは知らない」もしくは「知らない」と回答した子どもが約70%以上を占めています。

①権利の認知度

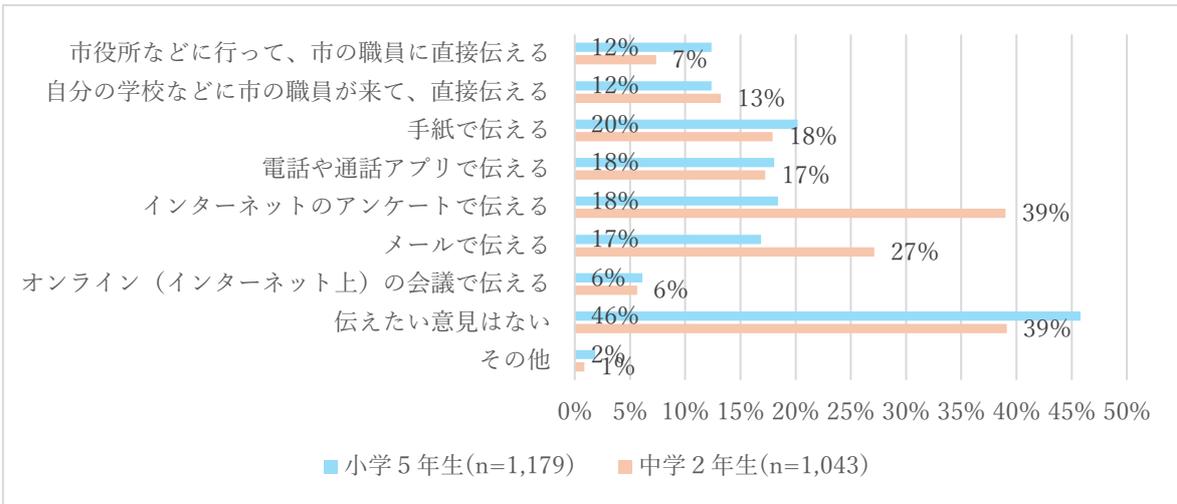


(2)意見表明の環境

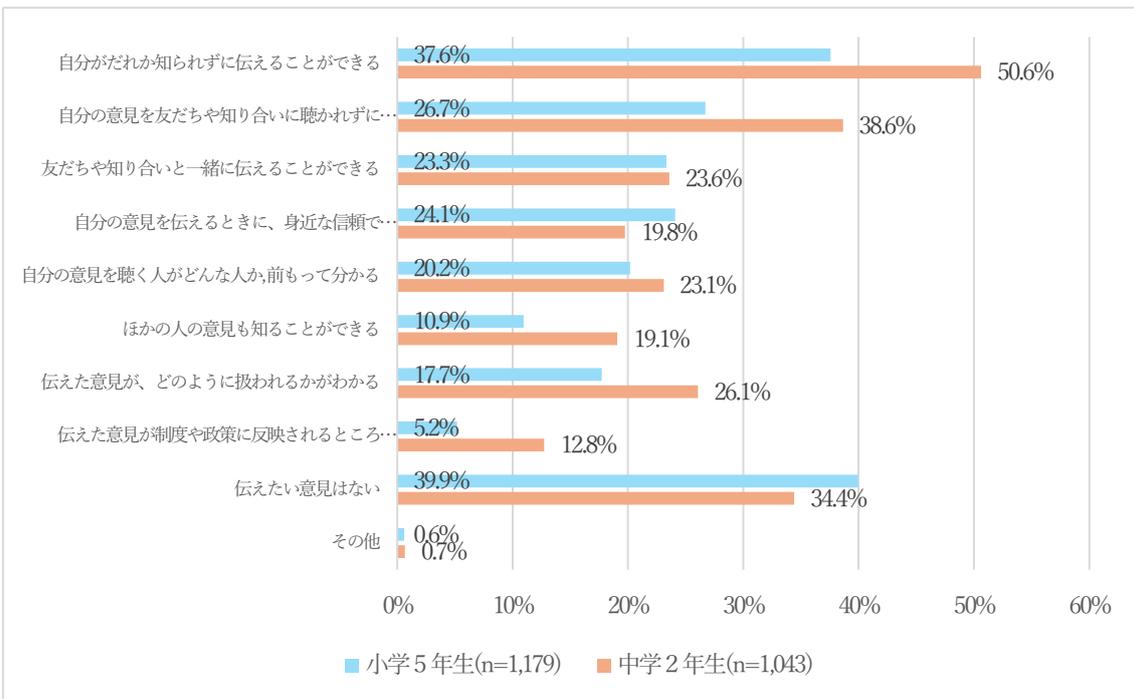
アンケートの結果から、「伝えたい意見がない」と回答した子どもが小学5年生、中学2年生ともに約40%と最も多く選ばれている一方、意見を伝える際は「インターネットのアンケート」や「メール」などの相手に直接会わずに伝えられる方法を選ぶ傾向にあり、その傾向は中学2年生ではさらに強くなります。

また、自分の意見を伝える際には、秘匿性を重視する傾向にあります。

①意見を表明しやすい環境(複数回答)



②意見を表明しやすいルールや方法(複数回答)



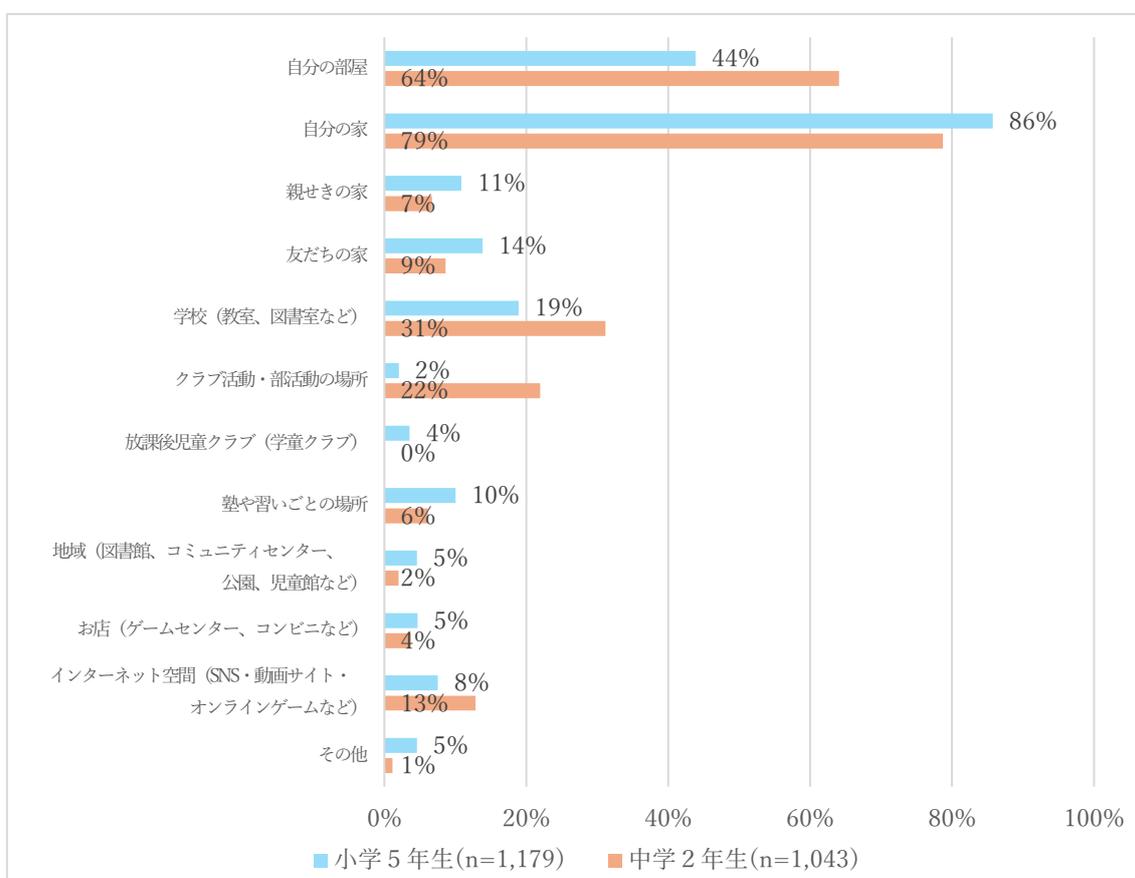
●こどもの居場所

(1)理想の居場所

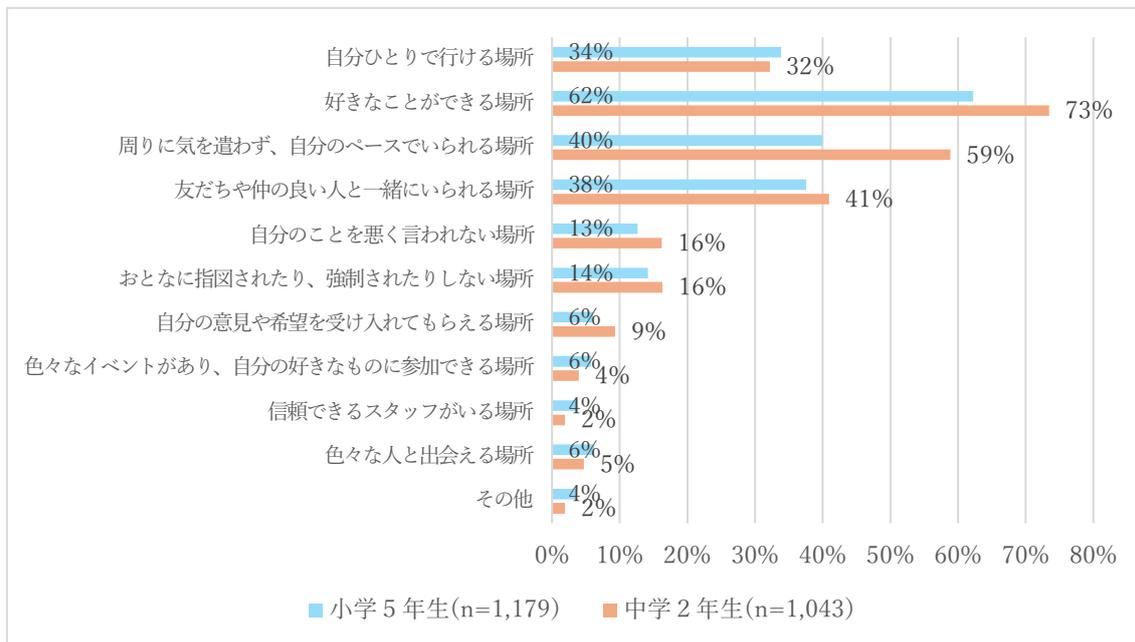
具体的な居場所については、回答の多い順から「自分の家」、「自分の部屋」、「学校」となっており、多くのこどもが自分の居慣れている場所を選択しています。

居場所のイメージとしては「好きなことができる場所」、「自分のペースでいられる場所」を50%以上のこどもが選択しており、居場所に「精神的な安心感」、「楽しさ」や「自由」を求める傾向にあります。

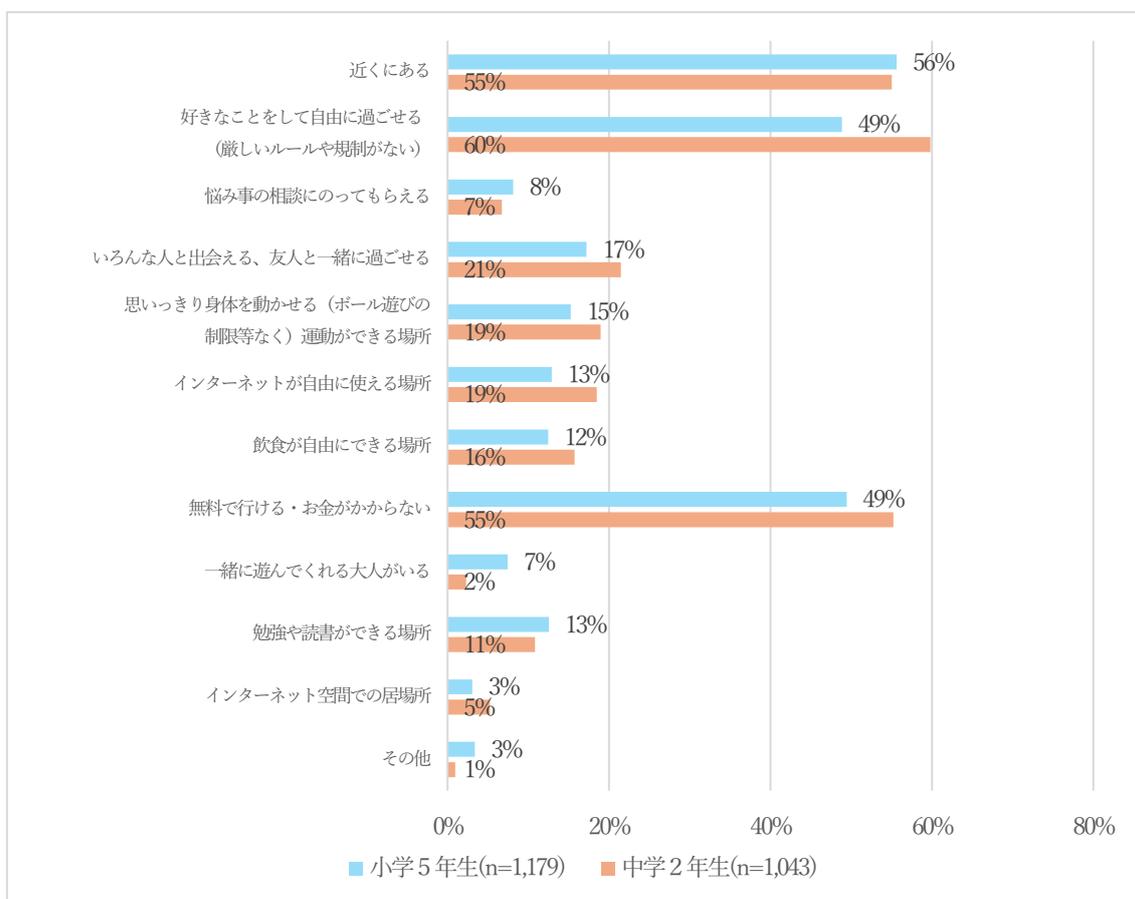
①具体的な居場所(複数回答)



②「居場所」のイメージ(複数回答)



③利用したいと思う居場所(複数回答)

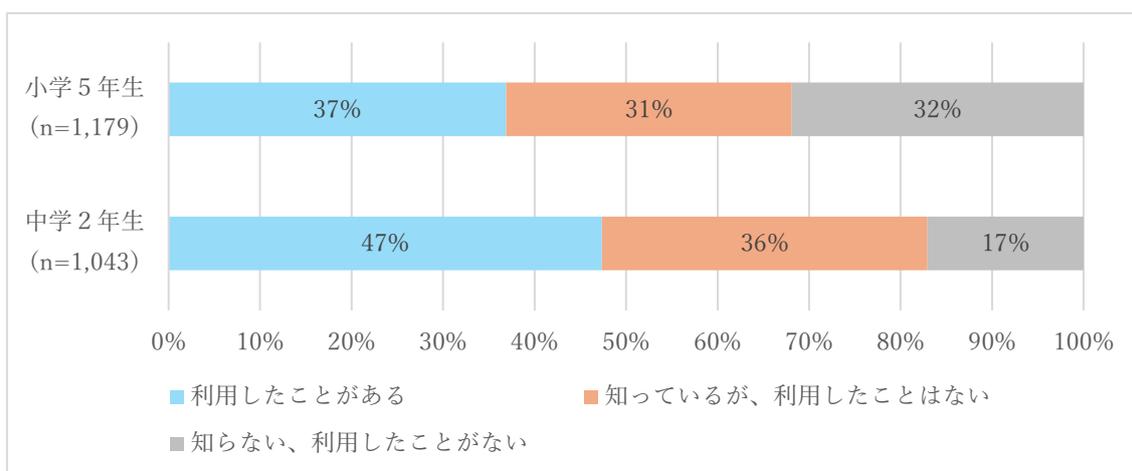


●施設などの利用経験

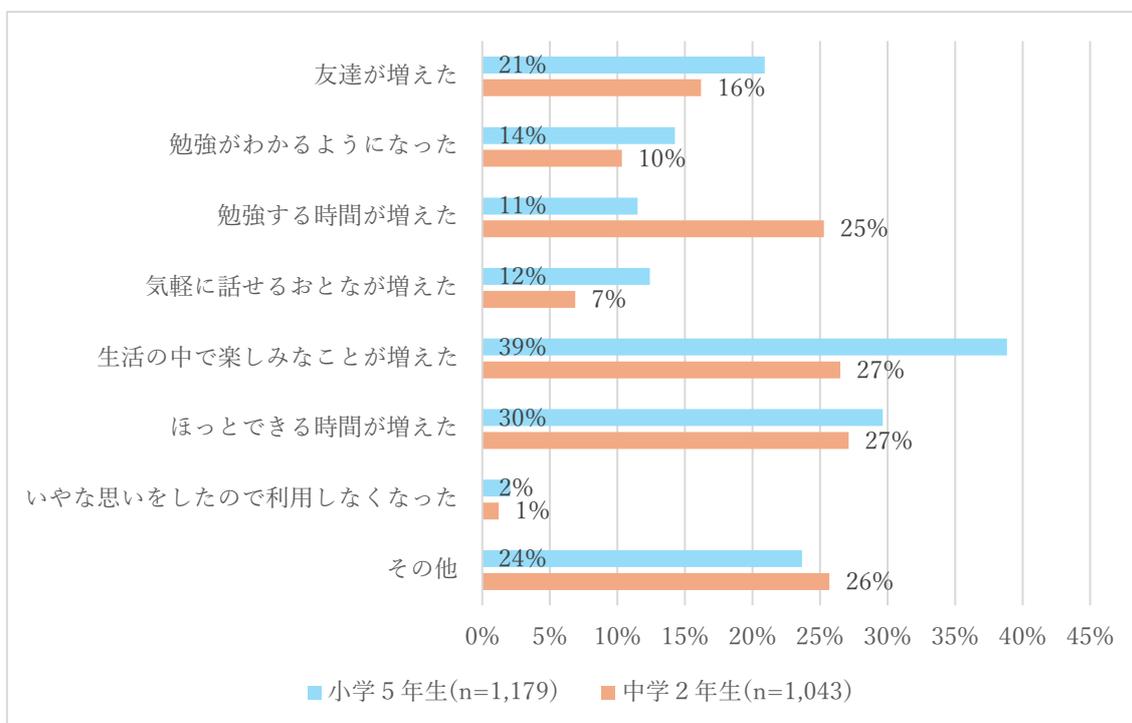
(1)ふぁみりこらぼ, 図書館, 子ども館や児童館などの利用経験

ふぁみりこらぼ, 図書館, 子ども館や児童館など放課後や休日に無料で過ごすことができる場所を利用したことがあるこどもは, 小学5年生で約37%, 中学2年生で47%でした。また, 利用したことのあるこどもの約30%は「ほっとできる時間が増えた」, 「生活の中で楽しみなことが増えた」と回答しています。

①ふぁみりこらぼ, 図書館, 子ども館や児童館などの利用経験



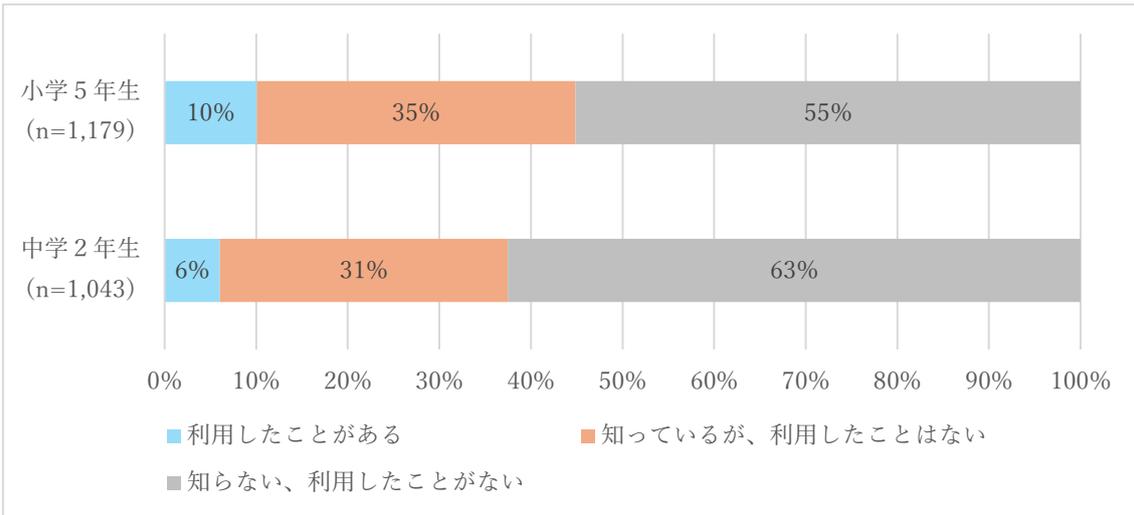
②ふぁみりこらぼ, 図書館, 子ども館や児童館などを利用した結果(複数回答)



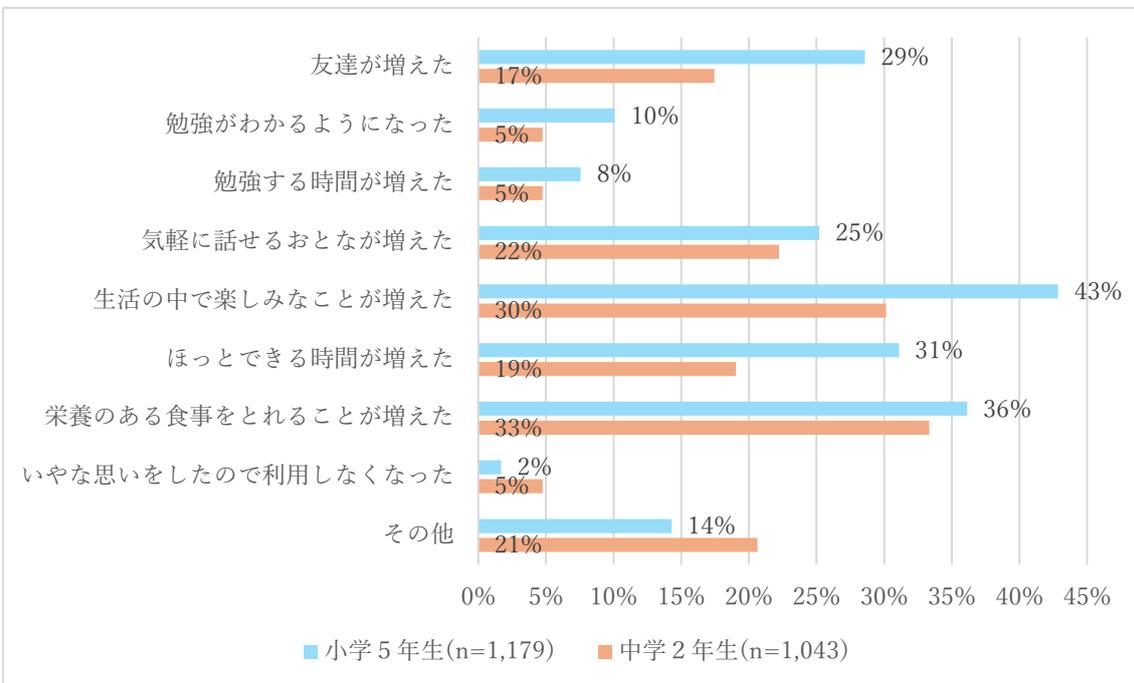
(2) 児童食堂などの利用経験

児童食堂などご飯を無料または安く食べることができる場所を利用したことがあるこどもは小学5年生で10%、中学2年生で6%でした。また、小学5年生で55%、中学2年生で63%が児童食堂を知らないと回答しています。

① 児童食堂などの利用経験



② 児童食堂などを利用した結果(複数回答)



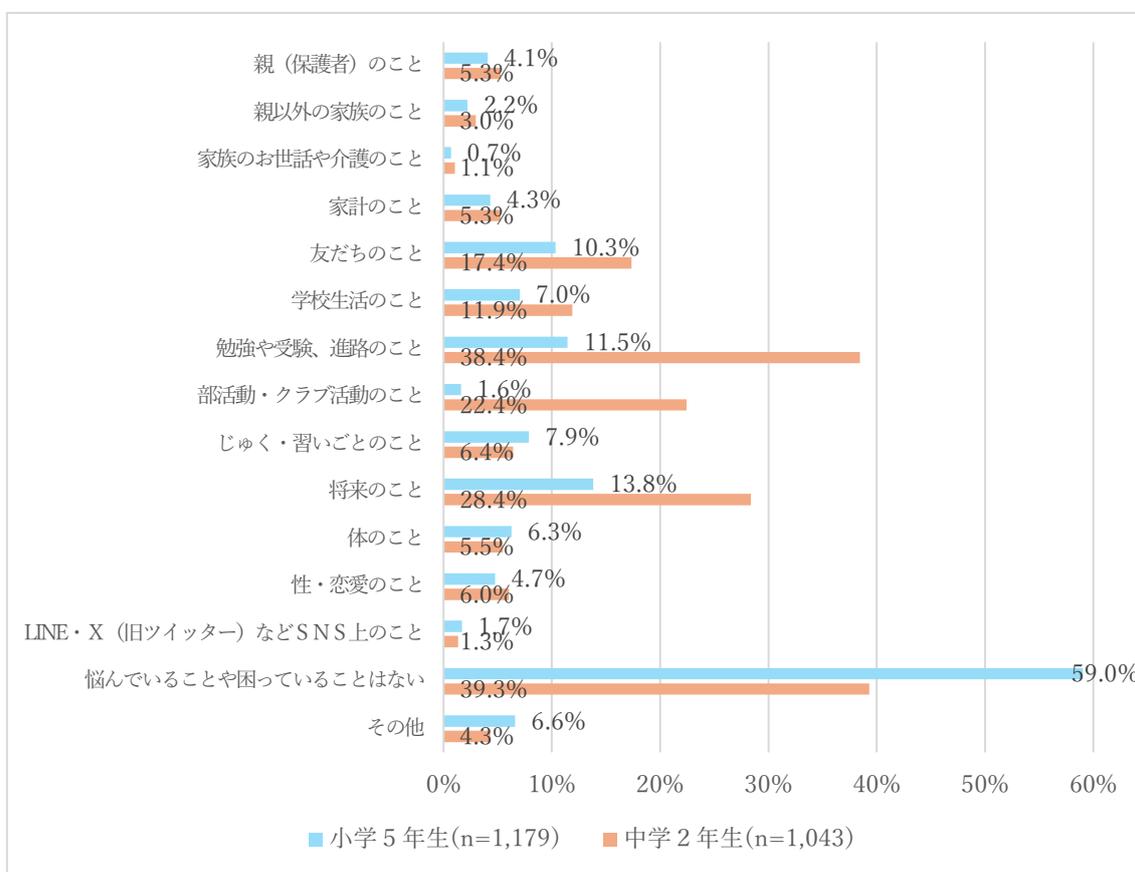
●こどもの悩み・相談窓口

(1)悩みの内容, 相談相手

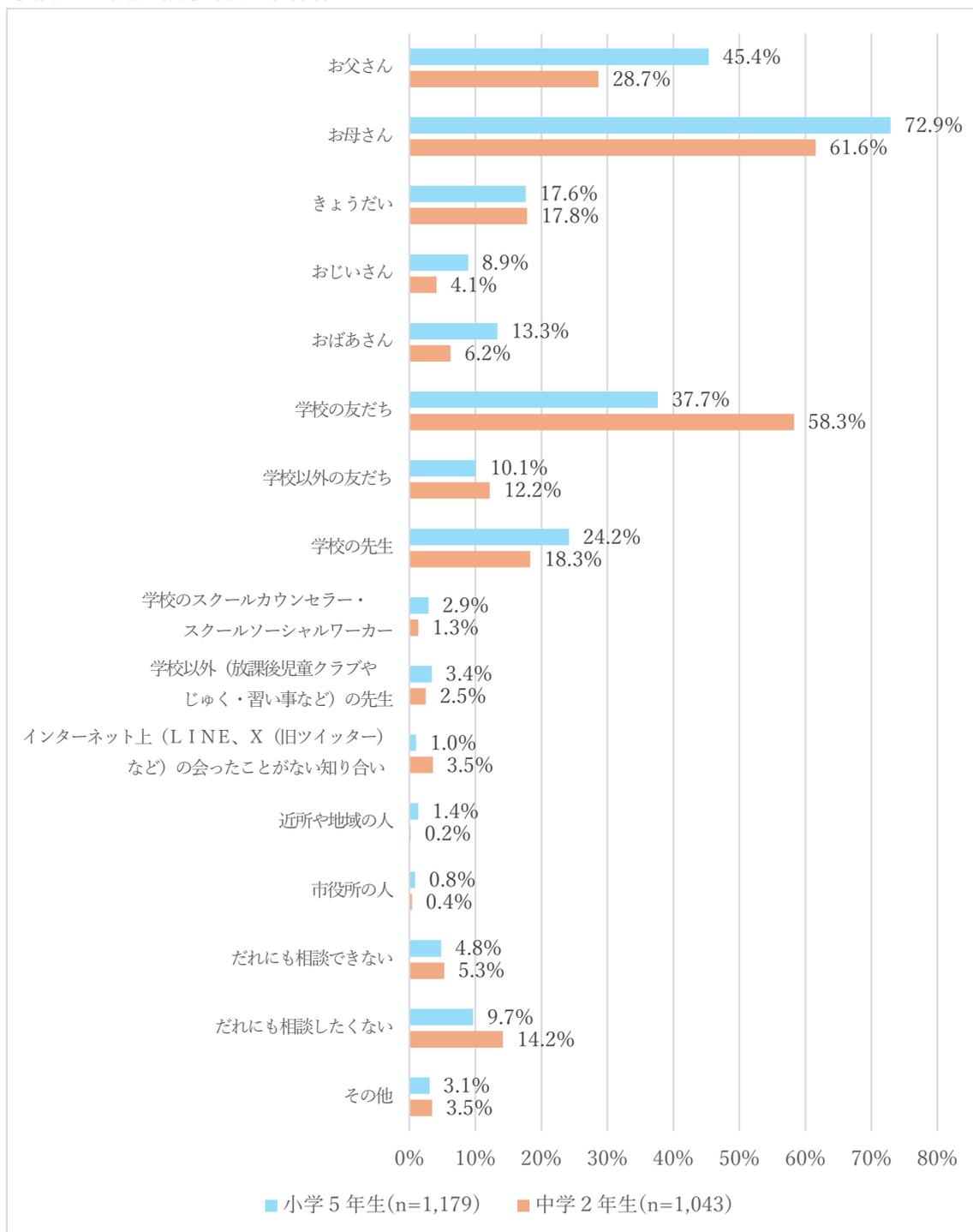
小学5年生の約 59%, 中学2年生の約 39%が「悩みや困っていることはない」と回答しています。また, 悩みの内容については, 小学5年生, 中学2年生ともに「受験や勉強, 進路の事」, 「将来の事」の割合が高くなっています。

悩みの相談相手は, 小学5年生は「お母さん」が 72.9%, 「お父さん」が 45.4%と親が相談相手となる割合が高く, 中学2年生では「お母さん」が1番多いものの, その割合は小学5年生に比べ減少するとともに, 「学校の友だち」が 58.3%と増加します。

①悩みや困っていること(複数回答)



②悩みの相談相手(複数回答)

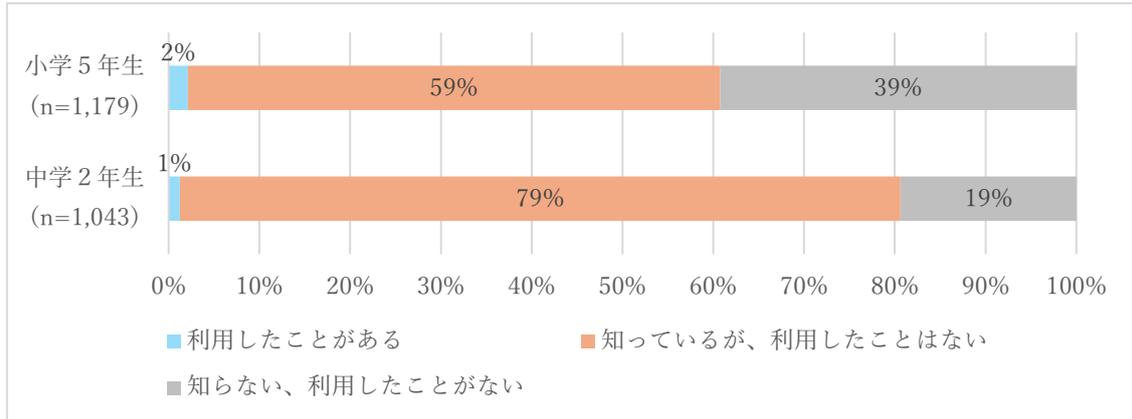


(2)相談窓口の利用経験・認知度

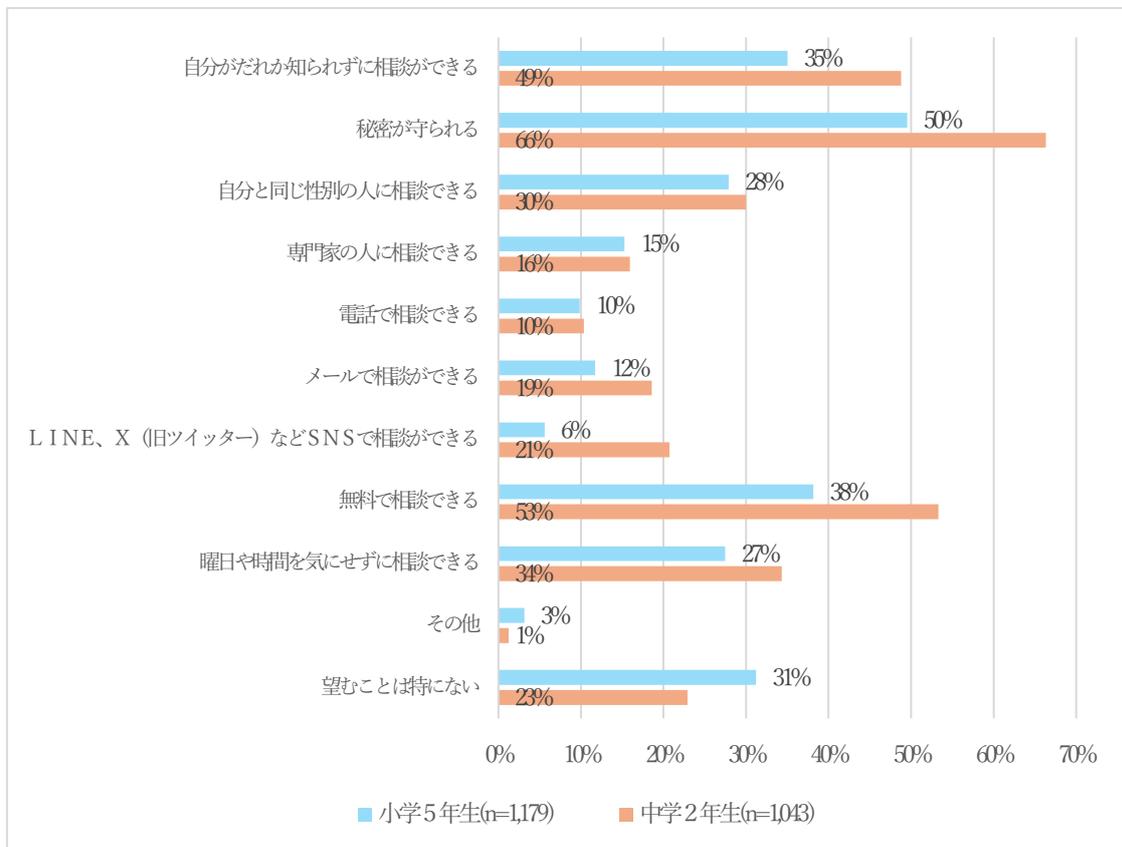
家庭や学校以外で、悩みや困りごとなどを無料で相談できる窓口の認知度は、小学5年生で61%、中学2年生で80%でした。

また、相談先に希望することは、「自分がだれか知られずに相談ができる」や「秘密が守られる」が多く選択されています。

①悩みや困りごとなどを無料で相談できる窓口の認知度



②相談先に希望すること(複数回答)

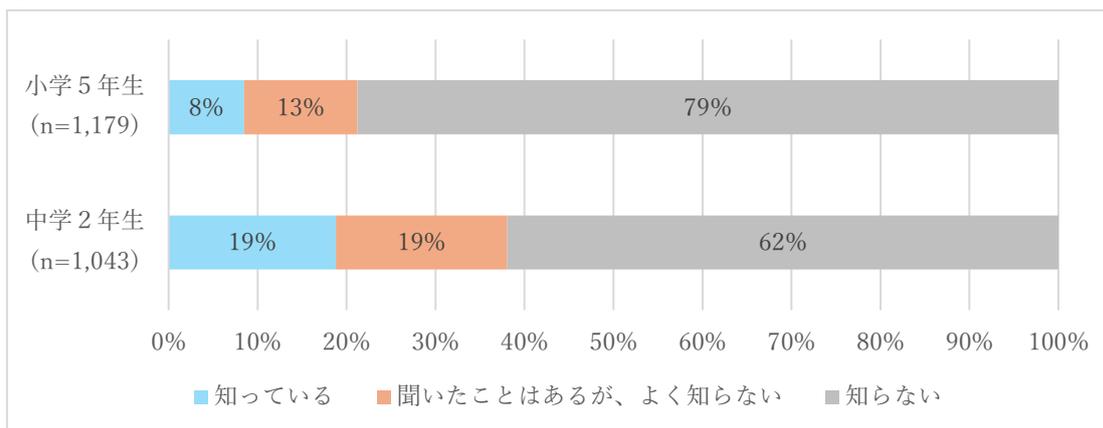


●ヤングケアラー

(1)ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーについて、「知っている」と回答した割合は小学5年生で8%、中学2年生で19%となり、中学2年生における認知度は令和2年度に実施された国の調査結果「6.3%」を上回る結果となりました。

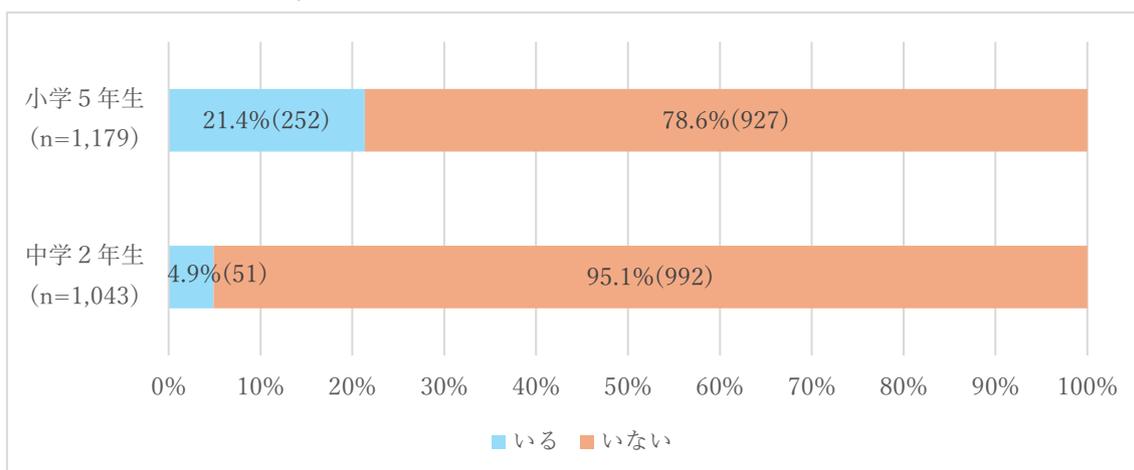
①ヤングケアラーの認知度



(2)家族のお世話をしているこどもの割合

自分が中心となってお世話をしている家族がいるこどもの割合は、小学5年生で21.4%、中学2年生で4.9%でした。

①自分が中心となって、お世話をしている家族の人がいる割合

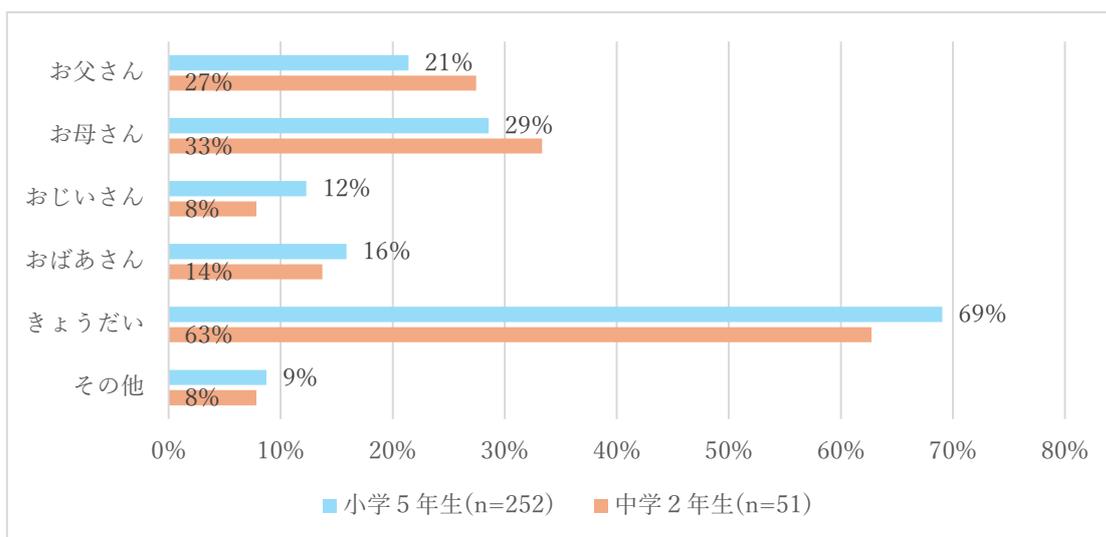


(3)お世話の対象やその内容

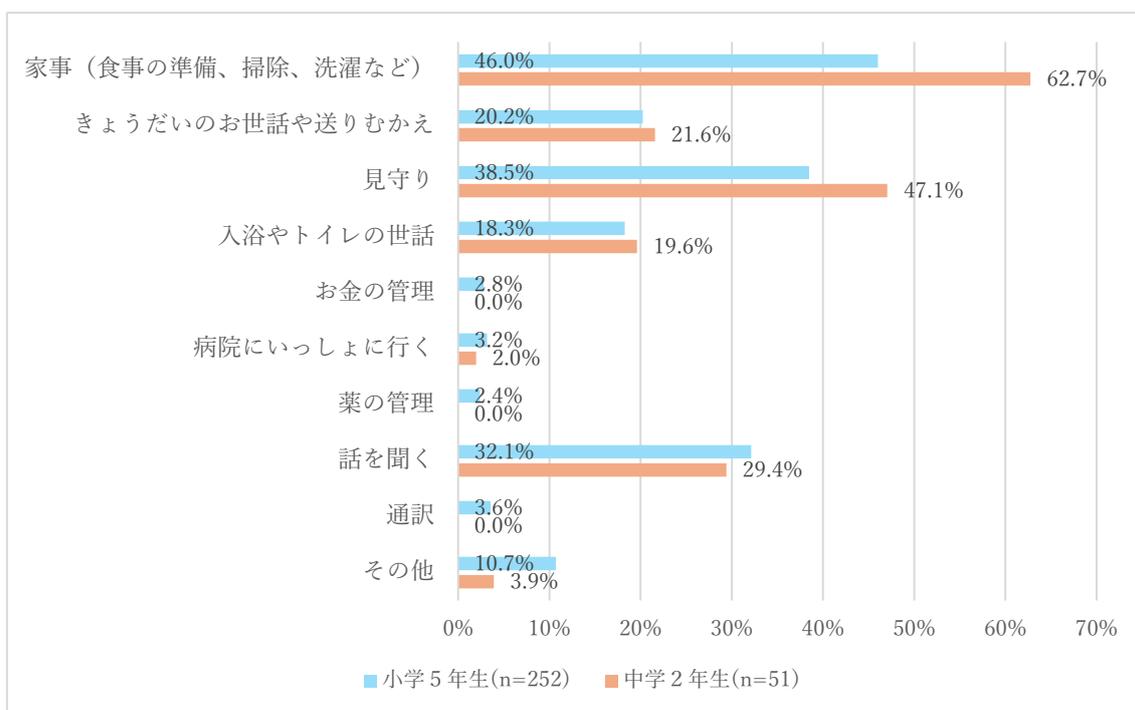
お世話の対象は、小学5年生、中学2年生ともに「きょうだい」が一番多く、次いで「お母さん」、「お父さん」が多いという結果でした。

また、お世話の内容については、小学5年生、中学2年生ともに「家事」が一番多く、次いで「見守り」、「話を聞く」が多くなっています。

①お世話の対象(複数回答)



②お世話の内容(複数回答)

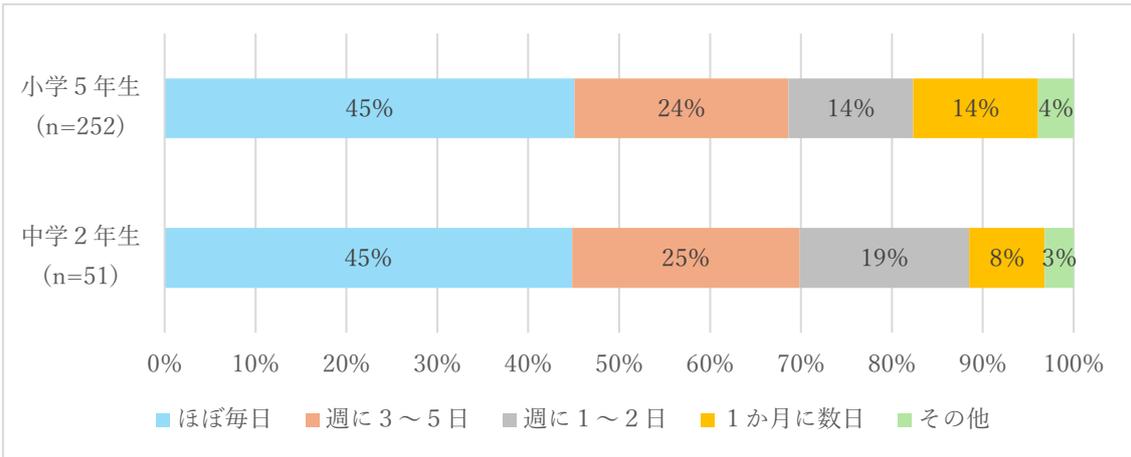


(4)お世話の頻度や時間

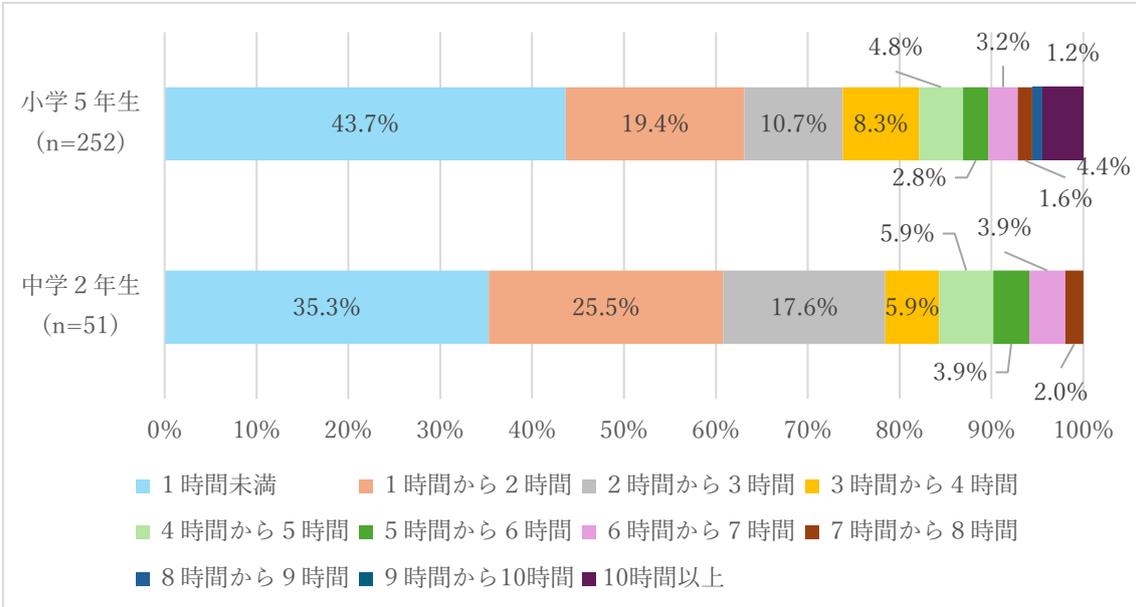
お世話の頻度は、小学5年生、中学2年生ともに 45%がほぼ毎日お世話をしているという結果でした。

また、お世話する時間は、小学5年生、中学2年生ともに約60%が2時間未満となっています。

①お世話の頻度



②あなたはどのくらいお世話をしていますか。

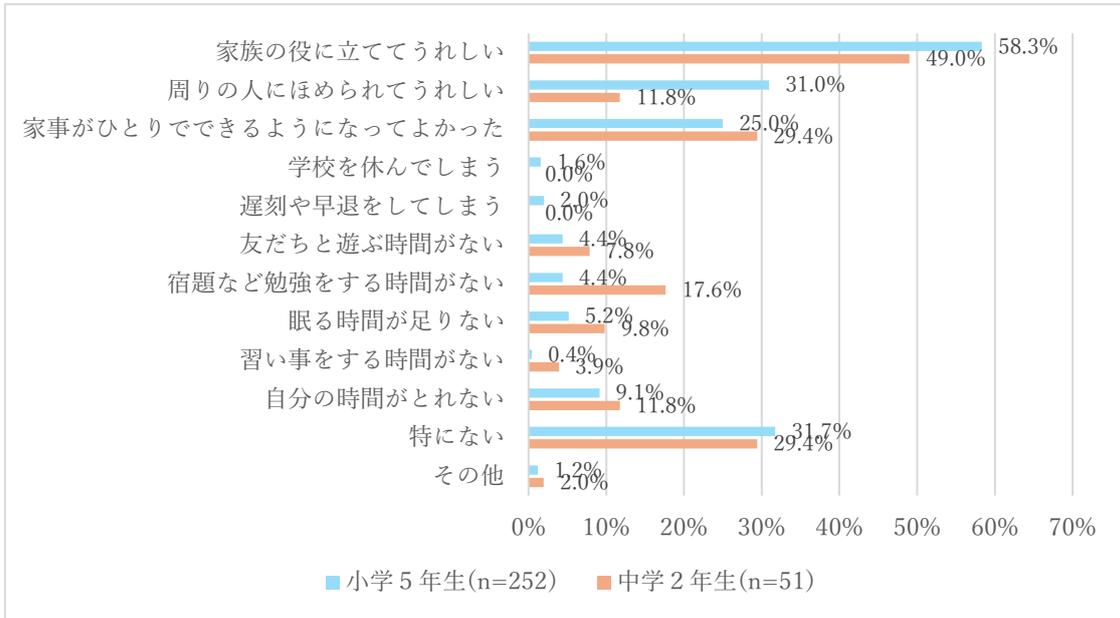


(5)お世話をすることによる影響, 周りの人にしてほしいこと

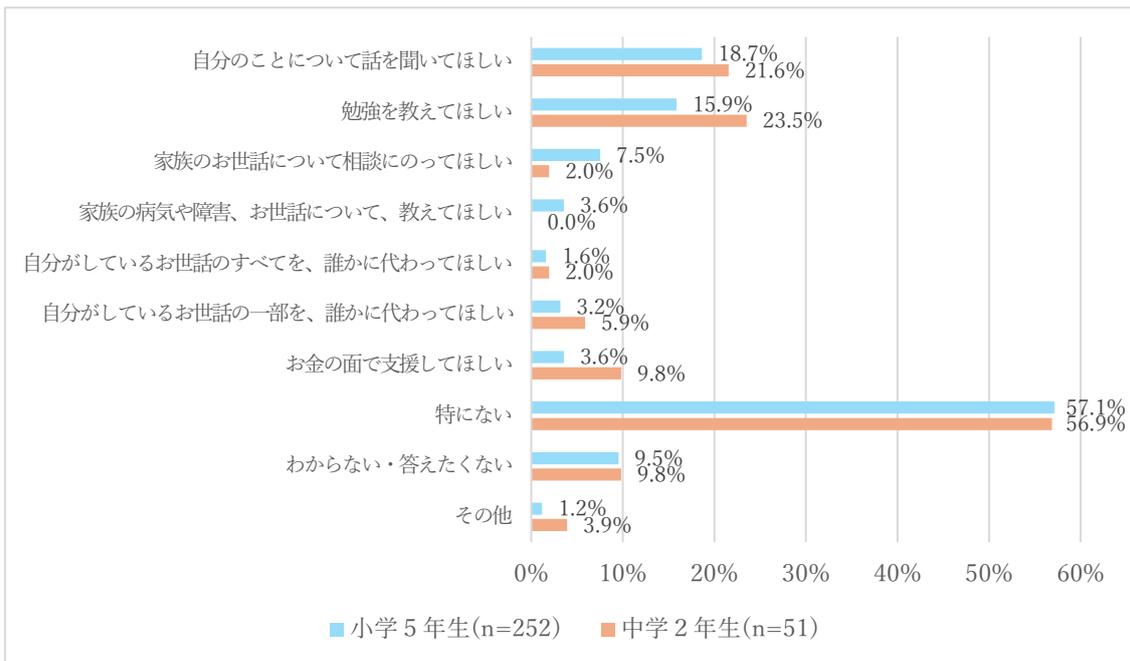
お世話をすることによる影響は、約30%の子どもが「特にない」と回答しているほか、「家族の役に立ててうれしい」、「周りの人に褒められてうれしい」、「家事がひとりでできるようになってよかった」など、お世話に対し肯定的なものが多く選ばれています。

周りの人にしてほしいことは、5割以上の子どもが「特にない」と回答しており、次いで「自分のことについて話を聞いてほしい」や「勉強を教えてほしい」が多くなっています。

⑦お世話をすることによる影響(複数回答)



⑦周りの人にしてほしいこと(複数回答)



ひたちなか市子育て世帯の生活実態調査結果概要

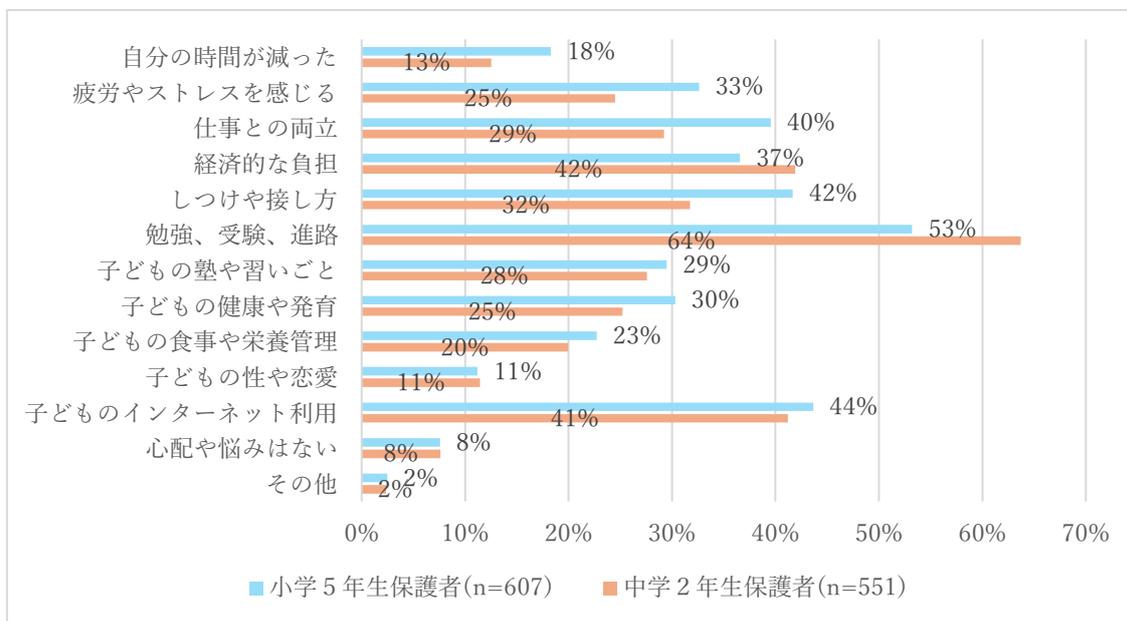
●子育て世帯の悩みや相談相手

(1)子育てに関する悩み

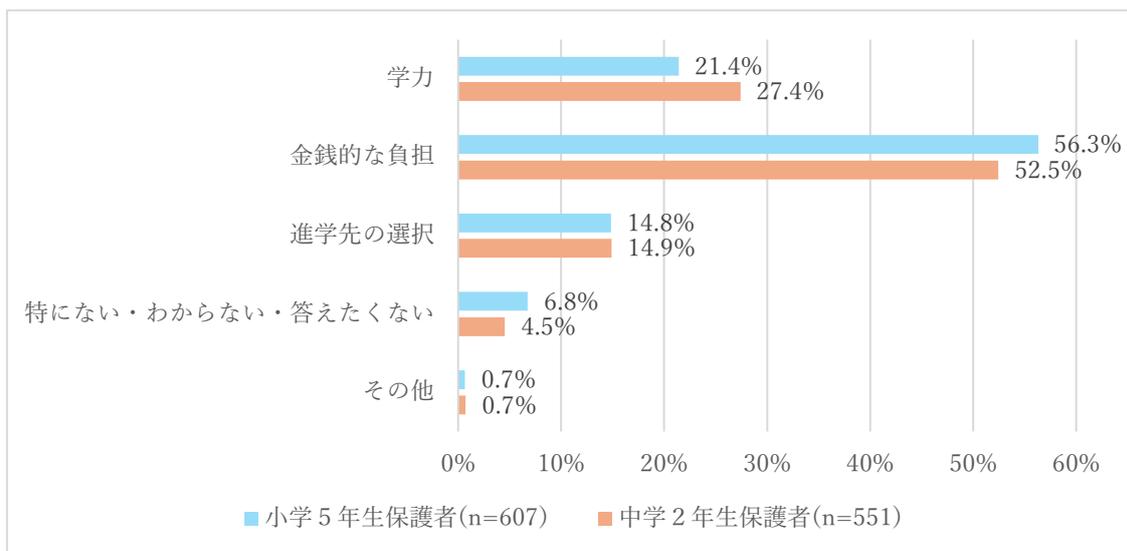
子育てに関する悩みの内容は「勉強、受験、進路」が最も多く、次いで「経済的な負担」と「子どものインターネット利用」となっています。

また、こどもの進学に関する不安・悩みは、「金銭的な負担」が最も多くなっており、次いで「学力」となっています。

①子育てに関する悩み(複数回答)



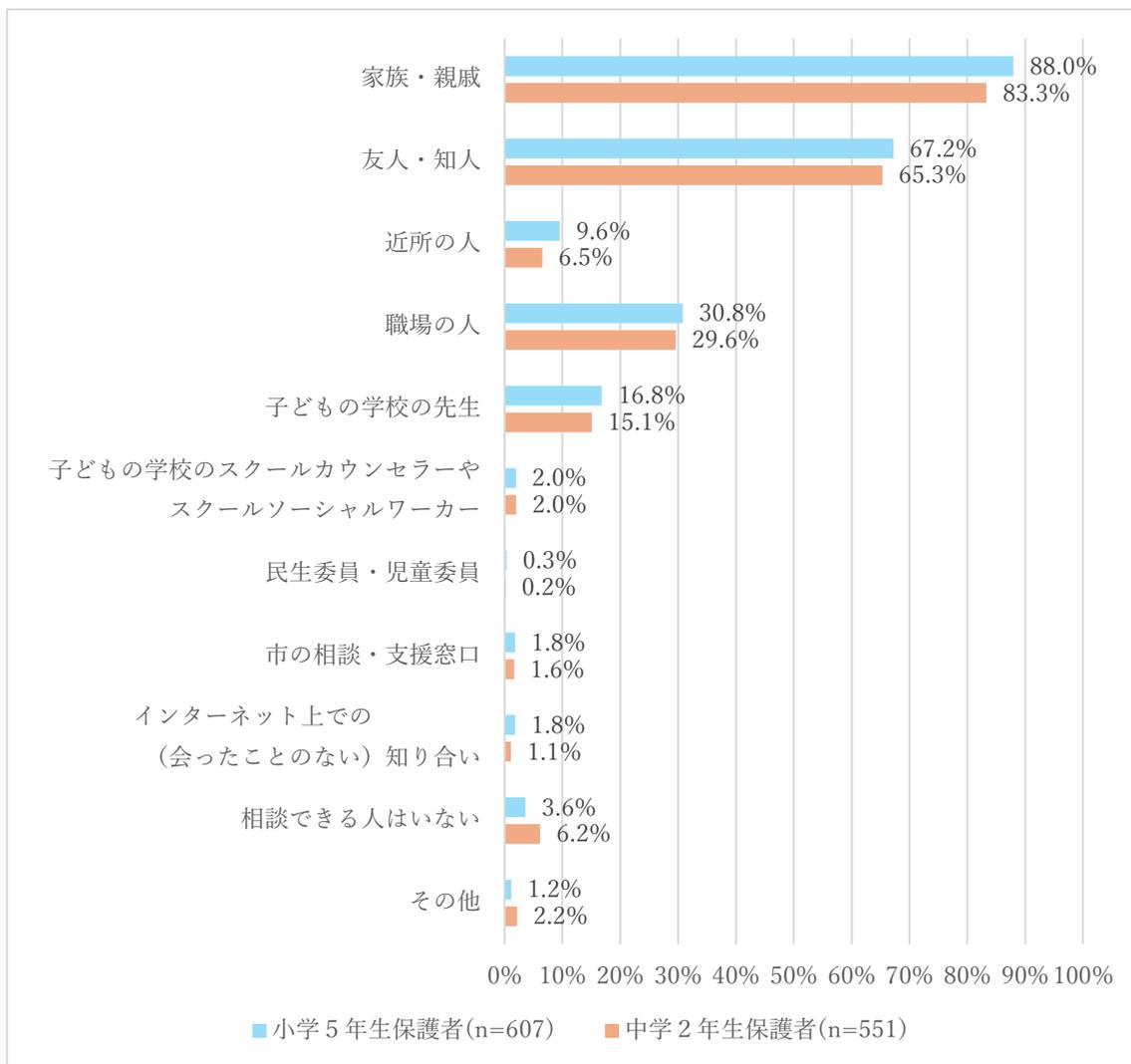
②こどもの進学に関する不安・悩み(複数回答)



(2)子育てに関する悩みの相談相手

相談相手については、「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」、「職場の人」となっています。また、少数ではありますが、「相談できる人はいない」が小学5年生保護者で3.6%、中学2年生保護者で6.2%となっています。

①子育てに関する相談相手(複数回答)

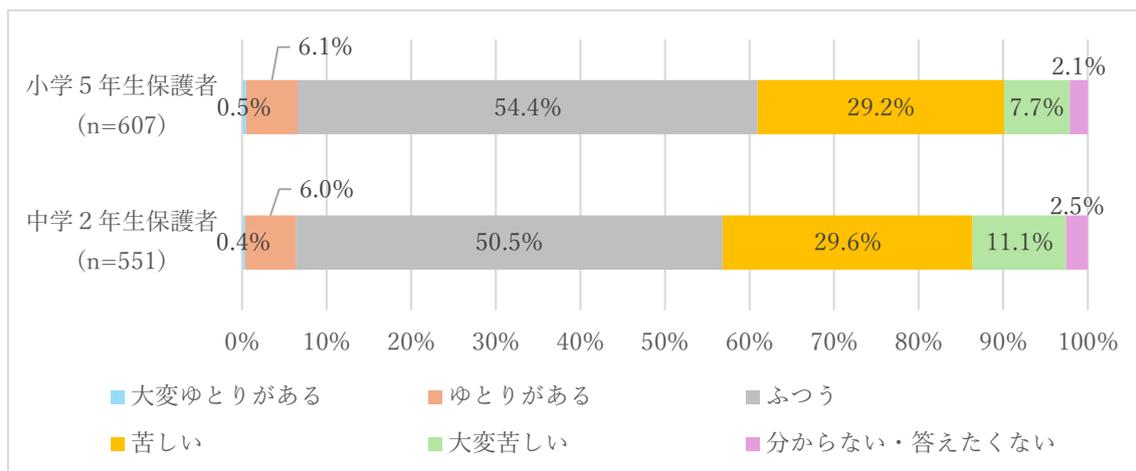


●生活の状況

(1)暮らしぶり

子育て世帯の暮らしぶりについては、小学5年生保護者および中学2年生保護者ともに「ふつう」と回答する世帯が最も多く、中学2年生保護者の方が「大変苦しい」と回答する割合が高くなっています。

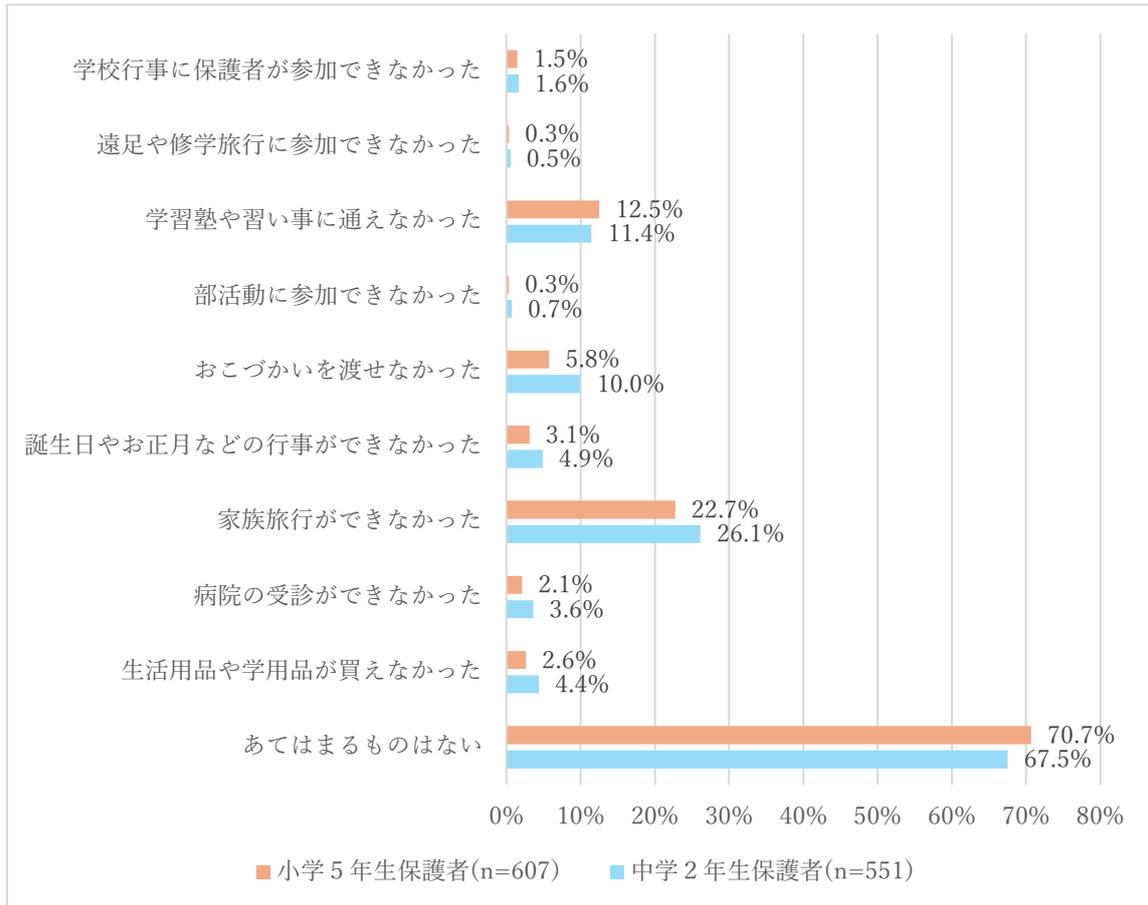
①暮らしぶり



(2)こどもの経済的困難経験

こどもに関する経済的困難経験をした世帯は約30%となっており、そのうち「家族旅行ができなかった」が最も多く、次いで「学習塾や習い事に通えなかった」となっています。

①こどもの経済的困難経験(複数回答)

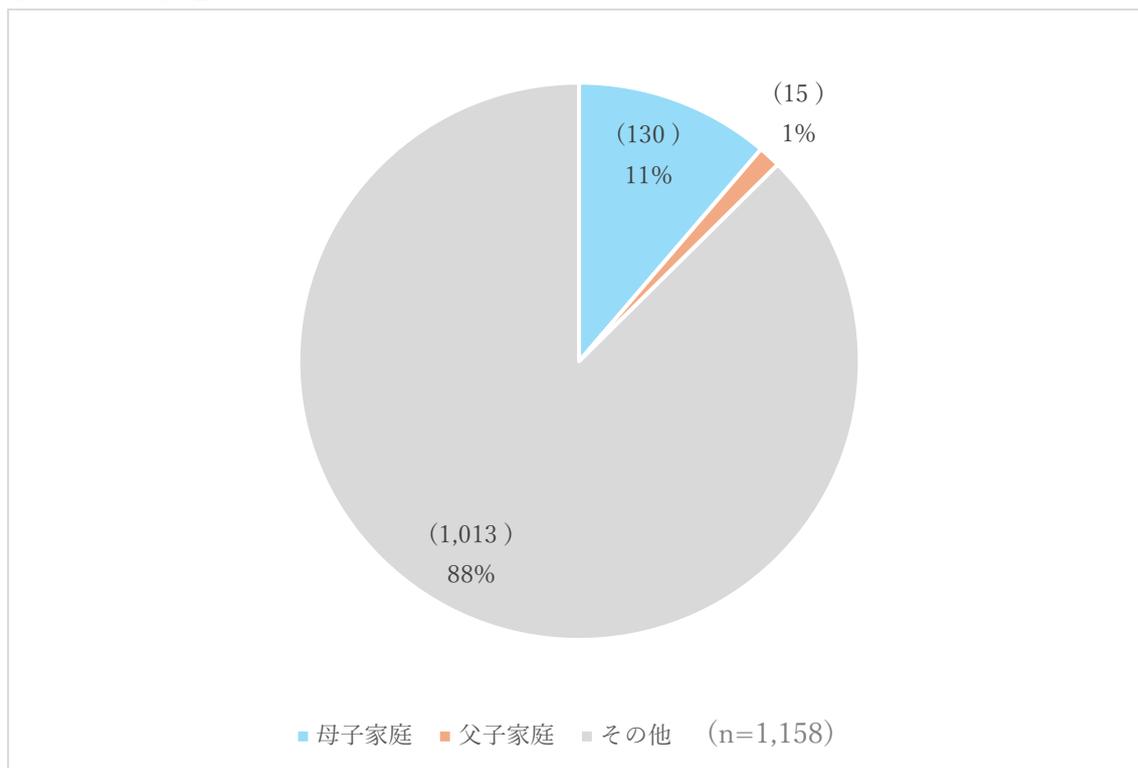


●ひとり親家庭

(1)ひとり親家庭の割合

全回答者のうち、ひとり親家庭の割合は全体の 12%となり、その内訳は、母子家庭 11%、父子家庭 1%でした。

①ひとり親家庭の割合

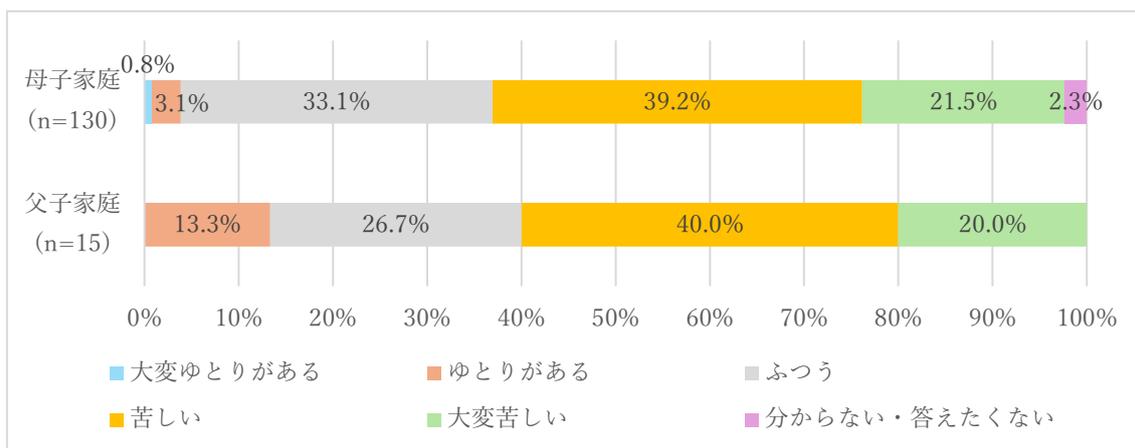


●ひとり親家庭の生活状況

(1)ひとり親家庭の暮らしぶり

ひとり親世帯の暮らしぶりについては、全家庭の結果と比較すると、「苦しい」、「大変苦しい」の割合が高くなっているとともに、母子家庭の方が父子家庭に比べゆとりがある割合が少なくなっています。

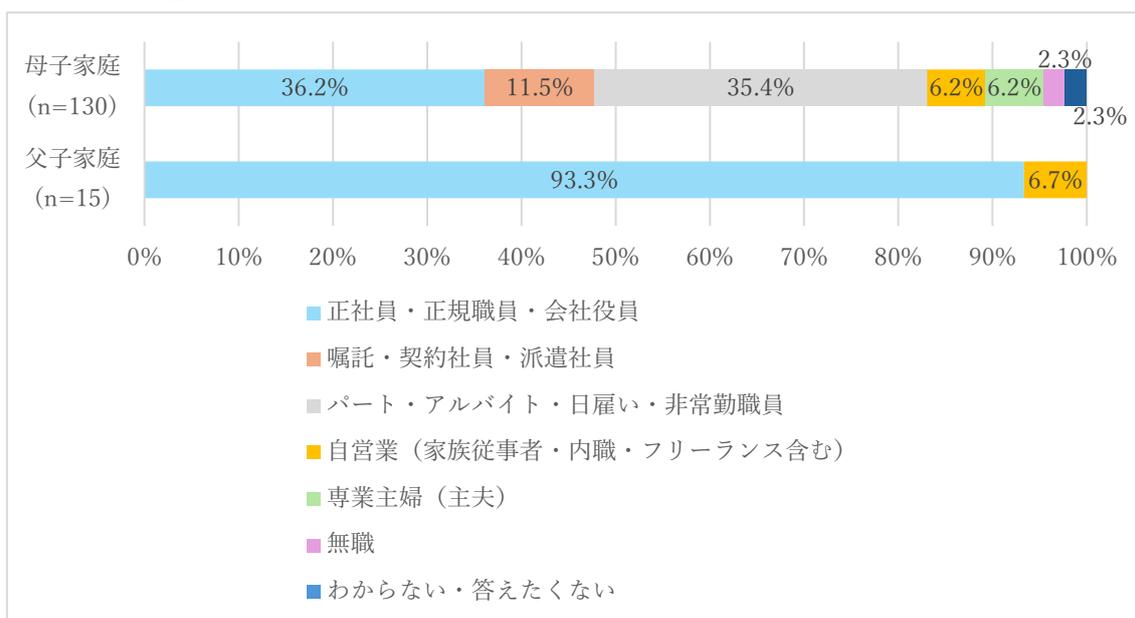
①ひとり親世帯の暮らしぶり



(2)ひとり親家庭(保護者)の就労状況

ひとり親家庭に属する保護者の就労状況は、「正社員・正規職員・会社役員」である割合が父子家庭においては約93%である一方、母子家庭では約36%と低くなっています。

①一人親家庭(保護者)の就労状況

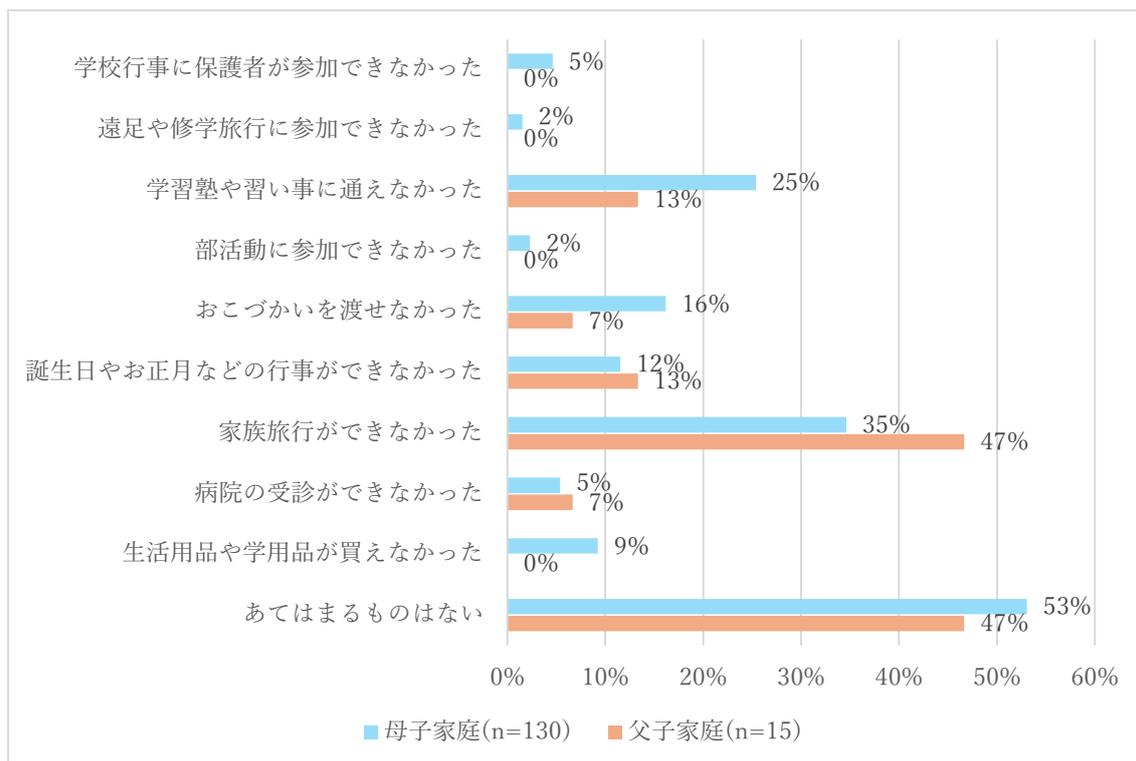


(3)ひとり親家庭の子どもに関する経済的困難経験

ひとり親家庭の子どもに関する経済的困難経験については父子家庭・母子家庭ともに約半数が何らかの子どもに関する経済的困難を経験しているという結果でした。

なお、子どもに関する経済的困難を経験している割合は、全世帯の結果よりひとり親家庭の方が高くなっています。

①ひとり親家庭における子どもに関する経済的困難経験(複数回答)



第3章 計画の展開

1 基本理念

平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度を計画期間とする「ひたちなか市第 3 次総合計画」では、まちづくりの基本的な考え方である基本構想の 1 つに、「子どもたちがのびのびと成長し豊かな人間性が育まれるまちづくり」を掲げています。

また、令和 3(2021)年 3 月に策定された「ひたちなか市第 3 次総合計画後期基本計画」では、人口 15 万人が維持できるまちづくりを最大目標とし、それを実現するための 4 つの重点プロジェクトの 1 つに「子育て世代に選ばれるまちづくり」を設定しました。

子育て家庭が安心して子育てをしながら末永く住み続けるには、子育てに関連する施策全般を充実していく必要があります。また、その子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送るためには、こどもの健やかな成長に対する支援も欠かせません。

本計画では、これらの方針を踏まえるとともに、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全てのこどもが、自立した個人として尊重され、健やかな成長を地域社会から見守られながら、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるまちの実現を基本理念とします。

**未来を担うこどもが、個人として尊重され、
健やかな成長を見守られながら、
幸福に生きられるまちの実現**

2 基本理念を実現するための目標

基本理念を実現するために、ひたちなか市では次の4つの目標を掲げます。

目標Ⅰ こどもの権利を守り、健やかな成長を支えるまちづくり

こどもは一人ひとりが権利の主体であり、その権利は最大限に尊重され、守られなければなりません。

本市では、すべてのこどもが権利を守られ、心身ともに健やかに成長できるまちづくりを進めます。

目標Ⅱ 安心して産み育てることができるまちづくり

子育て家庭が不安や孤立感を感じることなく安心して子育てを行うことができるよう、適切な支援を行うことが必要です。

本市では、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、安心して産み育てることができるまちづくりを進めます。

目標Ⅲ 困難を抱えるこどもや家庭を支えるまちづくり

こどもは置かれた環境にかかわらず、誰一人取り残されることなく成長を保障されなければなりません。

本市では、困難を抱えるこどもや子育て家庭が必要な支援を受けられ、幸せな状態で成長できるまちづくりを進めます。

目標Ⅳ こどもの成長を地域全体で支えるまちづくり

こどもが豊かに成長するには、家庭や学校だけではなく、地域から見守られ、支えられる環境が重要です。

本市では、こどもや子育て家庭が安心して生活できるよう、こどもの成長を地域全体で支えるまちづくりを進めます。

3 目標設定の背景

目標Ⅰ こどもの権利を守り、健やかな成長を支えるまちづくり

○1989年に国連総会において採択され、日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であるという考え方に基づいています。こどもの権利条約には4つの原則(「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」)があり、こども基本法の基本理念は、それらの原則を踏まえ、規定されています。

○こどもに対する虐待など、こどもに関する権利侵害が大きな社会問題となっています。こどもは一人ひとりが権利の主体であり、その権利は最大限に尊重され、守られなければなりません。

○こどもの権利が守られるためには、こどもの権利についての理解を社会全体で共有することが重要です。また、こどもの最善の利益を実現するためには、こどもが権利の主体として、その意見を表明し、社会に参画することが求められています。

目標Ⅱ 安心して産み育てることができるまちづくり

○こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、その基本理念の一つに「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」を規定しています。

○国は、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うため、子育て世帯等に対し福祉の観点から相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点と、全ての妊産婦、乳幼児の現況を把握し、保健の観点から相談支援を行う子育て世帯包括支援センターの機能とを併せ持つ「こども家庭センター」の設置を努力義務とする児童福祉法の改正を令和4年6月に行い、令和6年4月に施行されました。

○本市では、改正された児童福祉法に基づき、妊娠・出産・子育ての総合相談・支援窓口である「ひたちなか市子ども家庭センター」を、令和6年度より子ども部子ども未来課内に設置しました。子ども家庭センターでは、保健師、看護師、家庭相談員、児童福祉のケースワーカー等、多職種が連携し、母子保健や子育てに関する相談への対応のほか虐待等の案件にも対応をしています。

目標Ⅲ 困難を抱える子どもや家庭を支えるまちづくり

○不登校やひきこもりの背景には児童虐待や発達障害、ヤングケアラー等の問題が隠れていることもあります。そのため、本人に対する支援のみならず、家庭への支援を含めた重層的な支援が必要です。

○国は、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法の一部を改正し、ヤングケアラーを「家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定め、国、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象であることを明記しました。ヤングケアラーに対する必要な支援が早期かつ円滑に行われるためには、ヤングケアラーの実態について把握することが重要です。

○国は、令和6年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正し、名称を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改めるとともに、基本理念に、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記しました。

○子どもの発達支援においては、支援を必要としている全ての子どもが必要な支援を受けられるよう、学校や幼稚園、保育園等との連携し、その特性を早期に発見し、発達の段階に応じた支援を行うことが重要です。

目標Ⅳ こどもの成長を地域全体で支えるまちづくり

○居住環境の都市化や人口の流動化などにより、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。また、コロナ禍によって、他人と直接会わなくても成り立つライフスタイルが発展し、人間関係の希薄化を加速させました。地域社会がこどもの成長に関与する機会が減少しており、地域社会の互助・共助による子育て家庭を支える仕組みも失われつつあります。ひたちなか市に転入した子育て家庭は、親や親族が身近にいない方も多く、子育てに関する不安や悩みを抱えてしまうことも少なくありません。地域社会とも繋がっていない孤立した環境での育児、いわゆる「孤育て」は、児童虐待のリスクを高める要因の一つとされており、「孤育て」の解消は、子どもや保護者の心身を守るためにも不可欠です。また、子どもにとっても、保護者とは異なる大人たちと触れあうことは、健やかな成長の土台づくりに大きな影響を与えます。地域全体でこどもの成長や子育てを支える環境づくりの重要性が再認識されています。

○子どもや子育て家庭を地域全体でより一層支えるため、地域のつながりづくりや担い手の発掘など、地域資源の開発と強化を進めていく必要があります。

4 計画の体系

基本理念	目標	基本施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">未来を担う子どもが、個人として尊重され、健やかな成長を見守られながら、幸福に生きられるまちの実現</p>	<p>I こどもの権利を守り、健やかな成長を支えるまちづくり</p>	<p>1 こどもの権利に関する理解促進</p> <p>2 こどもの意見の表明・参加の促進</p> <p>3 こどもの居場所づくり、学びや遊びの体験支援</p>
	<p>II 安心して産み育てることができるまちづくり</p>	<p>4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援</p> <p>5 子育て家庭の相談体制・情報提供の充実</p> <p>6 幼少期の教育・保育、放課後学童クラブの充実</p>
	<p>III 困難を抱える子どもや家庭を支えるまちづくり</p>	<p>7 児童虐待防止、養育支援</p> <p>8 いじめ・不登校、ヤングケアラー等への支援</p> <p>9 こどもの貧困対策の推進</p>
	<p>IV こどもの成長を地域全体で支えるまちづくり</p>	<p>10 こどもの発達・成長に応じた支援</p> <p>11 地域力を活かした子育て支援の充実</p> <p>12 子育ての喜びを実感できる環境の整備</p>

第4章 基本施策

基本施策

1 こどもの権利に関する理解促進

現状と課題

- こどもは保護される存在だけではなく、大人と同じように一人の人間として尊重されるべき存在です。こどもの権利は、こどもが安心して成長し、自分らしく生きるために、家庭や学校、地域などのあらゆる場面において保障されなければなりません。
- 「こどもの権利条約」を日本が批准してから 30 年が経過しましたが、日本におけるこどもの権利についての理解が十分に浸透しているとはいえません。
- 本市の「子どもの生活や意識に関する調査」によると、「こどもが意見を表明する権利」について「知っている」と回答したこどもはいずれも3割を下回っていました。
- こどもの権利保障の取組を推進するためには、こどもも大人も、こどもの権利について理解を深めることが重要です。

方向性

- こどもやこどもに関わる大人がこどもの権利について理解と関心を深められるよう、様々な手法での普及啓発や学ぶ機会の確保に取り組みます。

主な取組 こどもの権利に関する普及啓発及び学習機会の充実

- こどもの権利に関する研修・講座を実施するなど、こどもの権利に関する学びの支援を行い、理解促進を図ります。

重点事業

事業名	事業内容
こどもの権利に関する研修・講座	こどもやこどもに関わる大人に対して、こどもの権利に関する研修や講座を実施します。

基本施策

2 こどもの意見の表明・参加の促進

現状と課題

- こどもの意見の表明は、こどもが権利の主体であるからこそ、大人と同様に尊重されるべきものです。
- こどもは、意見が尊重されることによって、自己肯定感が育まれます。また、意見を表明する経験を通じて、社会参加の意義を学ぶことができます。
- こどもの意見表明は、日常のあらゆる場面で保障されなければなりません。しかしながら、こどもが意見を表明する機会や場が十分とはいえません。
- こどもが意見を持ち、それを表明するようになるには、こどもが普段から意見を表明しやすい雰囲気づくりが重要です。

方向性

- こどもが主体的に意見を表明しやすい環境づくりを進めるため、こどもの意見表明の権利について周知啓発します。
- こどもが安心して意見を表明できる機会や場を提供するとともに、意見を形成するための支援を行います。

主な取組 こどもが意見表明できる機会の提供

- こどもが主体的に意見を表明し、その意見が施策に反映される機会を提供します。

重点事業

事業名	事業内容
こどもワークショップの開催	こどもが関連する施策において、こどもが自由に意見を出し合えるワークショップを開催します。

基本施策

3 こどもの居場所づくり、学びや遊びの体験支援

現状と課題

○こどもが豊かに成長するためには、家庭や学校とは異なる、第三の居場所が欠かせません。こどもが主体的に過ごし、多様な見方や価値観に直に触れ合えることができる環境は、こどもの社会性や人間性を育むだけでなく、将来の大きな可能性を広げる土台となります。また、安心して過ごせる居場所がないと、孤独や孤立に繋がり、こどもの発達に大きな影響を与えることになります。

○本市の「子どもの生活や意識に関する調査」によると、こどもが自分の居場所と思える場所は、自分の家や自分の部屋などが多く、家以外の場所は少ない現状となっています。こどもが安心して過ごせる居場所や、学びや遊びなどの体験ができる環境をつくることが重要です。

○市内には、市が運営する那珂湊児童館や子育て支援・多世代交流施設「ふぁみりこらぼ」内の「コドモノアソビバ」のほか、地域団体が運営する子どもふれあい館や長松子ども館、「放課後の子どもの居場所」事業など、市と民間団体、地域住民が連携してこどもの居場所づくりに取り組んでいます。

○こどもの居場所づくりを市内でさらに広げていくには、こどもの足で行ける身近な場所にこどもの居場所となる場を確保することが必要です。

○こどもが屋内で自由に遊べる施設や、のびのびと遊べる大きな遊具のある公園は市内に少なく、こどもにとって魅力的な遊び場の拡充が求められています。

方向性

○こどもが安心して過ごせるよう、家庭や学校以外のこどもの居場所づくりに取り組みます。

○こどもがのびのびと遊んだり、新しい価値観や発見に触れ合うなど、豊かな成長に必要なさまざまな体験ができる場所や機会を提供します。

主な取組① 安心して過ごせる居場所づくりの推進

○こどもが安心して過ごせる居場所を提供します。また、地域や市民団体が行うこどもの居場所づくり活動を支援します。

重点事業

事業名	事業内容
こどもの居場所の提供	那珂湊児童館や地域が主体となって運営することも関連施設(子どもふれあい館や長松子ども館)など, 既存の地域資源を活かしながら, 地域の特性やニーズに合わせたこどもの居場所を提供します。
子どもの居場所事業運営支援	主に小学校高学年の子どもたちの学校外での居場所となる「子どもの居場所事業(放課後のみんな)」を運営する団体等を支援します。

主な取組② 遊び・体験の機会の充実

○こどもがのびのびと遊べる場所や機会を提供します。また, 地域や市民団体が行うこどもの遊び場づくりを支援します。

重点事業

事業名	事業内容
プレーパーク事業支援	こどもが主体的に考え, 屋外で遊びながら学ぶ「プレーパーク事業」を実施する団体等を支援します。また, プレーパーク活動が市内に広がるよう, 普及に向けた取組を支援します。
コドモノアソビ事業	子育て支援センター「ふぁみりこ」と連携したコドモノアソビ事業を運営し, 「ふぁみりこ」利用児が就学後も遊べる場所を提供します。また, こどもが屋内で遊べる場所の拡充について, 検討を進めます。
公園の充実	こどもにとって身近な存在である都市公園について, 公園機能の充実を図るため, のびのびと遊べる大型遊具などの整備について検討を進めます。

基本施策

4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

現状と課題

○本市には全国規模の大企業が立地しており、県外からの子育て世代の転入者も多いことから、身近に親や親類など頼れる人がおらず、子育てに不安や孤独感を感じる妊婦や子育て家庭が少なくありません。また、夫婦共働きの子育て家庭も多いことから、時間的にも精神的にも余裕を持つことが難しい中、育児と仕事との両立に悩みを抱える子育て家庭も増えています。

○母体への負担が大きい産後において、家族からの協力を得ることが難しい家庭が増えています。産後の母体の身体的回復と心理的安定のための環境整備を行う必要があります。

○若年妊娠、生活困窮、精神疾患の既往がある等、複合的な課題を抱え出産前からの支援が特に必要と認められる特定妊婦が増加傾向にあり、早期の把握・支援が必要です。

○発達状況の確認や疾病の早期発見を目的に実施している乳幼児健康診査は、虐待の予防及び早期発見の効果があること、また切れ目のない効果的な伴走型相談支援に繋がることから、未受診者のフォローに努める必要があります。

方向性

○子ども家庭センターを中心に、妊娠期から出産・子育て期まで全ての家庭を対象とした切れ目のない伴走型相談支援を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備します。

○妊娠届出時に保健師等が全ての妊婦と面談を行い、妊婦との信頼関係を構築するとともに、特定妊婦の早期の把握・支援を行います。

○乳幼児健康診査等の受診率の向上を図ることにより、すべての乳幼児の疾病等の早期発見に努めます。また、何らかの事情で受診できない家庭に対しては、訪問等により乳幼児の状況確認を行います。

○乳児家庭全戸訪問等の面談や妊産婦健康診査等の健診の機会に、こどもの養育環境の把握や母子の保健指導を行い、リスクを抱えた妊産婦等の早期把握に努め、関係機関との連携により個々のニーズに応じた支援を実施します。

○保健師や精神保健福祉士、管理栄養士等、多職種の配置により、相談支援体制の充実を図ります。

主な取組 妊娠, 出産, 子育てトータル支援の実施

○妊娠期から出産, 子育て期まで, 切れ目のないきめ細やかな支援を行います。

重点事業

事業名	事業内容
出産・子育て応援事業 (R7～妊婦のための支援 給付・妊産婦等包括相談 支援事業)	全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てを行うことができる環境を整備するため, 妊娠届出時の面談, 妊娠8か月ごろの希望者への面談, 乳児家庭全戸訪問での面談, その他必要な支援を通し, 妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を一体的に実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を看護師等が訪問し, 乳児と産婦の健康状態と育児環境の把握や産婦に対する育児相談, 育児支援を行います。
産後ケア事業	産後1歳未満の乳児とその母親で, 家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず, 心身の不調や育児不安等がある方を対象に, 医療機関等の実施施設や自宅において心身のケアや授乳指導, 育児相談等の支援を行います。 産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの機会を通して育児不安等がある産婦を把握し, 必要に応じて医療機関との連携により事業の利用につなげています。

基本施策

5 子育て家庭の相談体制・情報提供の充実

現状と課題

○核家族化や共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。かつては多くみられた、祖父母や親族等と同居する複合家族では、家事や育児の役割分担が容易でしたが、核家族化した家庭ではワンオペ家事・育児になりやすく、保護者一人にかかる負担が増大しています。また、身近に頼れる親族がない中で不安や孤立感を抱えてしまうことも少なくありません。

○価値観の多様化も進み、子育て家庭が必要としている子育て支援サービスも多岐にわたることから、状況に応じた支援を行っていく必要があります。

○子育てに関する情報をインターネットやSNSで入手している方が増えています。保護者のニーズに応えられるよう、多様な情報の発信が求められています。

○子育てに漠然とした不安を抱えていても、自身に必要なサポートの存在に気づかない家庭もあることから、必要な支援がきちんと行き届く仕組みが求められています。

方向性

○子育ての不安や孤立感を軽減するため、子育て家庭同士の交流機会の提供や、相談しやすい環境などの充実を図ります。

○子育て家庭が子育てに関する情報を正しく理解し、必要に応じて子育てサービスを円滑に利用できるような情報提供に取り組めます。

○子育てに不安や悩みを抱える家庭に寄り添う支援体制を整えるなど、安心できる子育て環境をつくれます。

主な取組① 子育て支援サービスの充実

○子育て家庭同士の交流機会を創出するとともに、子育てに関する講座や子育て情報、相談支援を一体的に提供します。

重点事業

事業名	事業内容
子育て支援センター運営 (地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業)	未就学児とその保護者の集いや交流の場を提供します。また、子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、相談や助言を行います。

主な取組② 子育てに関する情報発信の充実

○子育て家庭が必要に応じて子育てサービスを円滑に利用できるよう、子育てに関する情報を様々な媒体を用いて発信します。

重点事業

事業名	事業内容
妊娠・子育て応援サイト等による情報発信	妊娠・子育て応援サイト「スマイルスマイル」や SNS 等を活用し、子育てに関する情報発信の充実を図ります。

主な取組③ 相談支援や寄り添う支援の充実

○子育てによる孤立感や不安を抱える家庭に寄り添うアウトリーチ型の支援体制を整えます。

重点事業

事業名	事業内容
ホームスタート(子育て支援家庭訪問事業)	子育てに不安を抱える家庭を子育て経験のあるボランティアが訪問し、傾聴や家事育児の協働を通じて、不安や孤立感の解消を図ります。

基本施策

6 幼少期の教育・保育, 放課後学童クラブの充実

特定教育・保育の需要量の見込みや提供体制の確保方策などの具体的な取組は, 第5章「第3期子ども・子育て支援事業計画」, 第6章「放課後子どもプラン」に記載しています。

現状と課題

○共働き家庭やひとり親家庭の増加, 核家族化の進行等に伴い, 未就学児の保育需要や小学生の放課後学童クラブの需要はこれまで増加傾向にあったことから, 保育施設や学童クラブの整備など受け皿の拡充を進めてきました。

○未就学児の保育需要については, 公立保育所の新設・建替えや民間保育所の新築・改築への支援などを進めたことにより, 現在では待機児童が解消されています。

○一時預かりや病児・病後児保育など保育ニーズは多様化しており, 多様なニーズに応じたサービスが求められています。

○放課後学童クラブは, 高まる需要に供給が追いついておらず, 更なる供給量の確保が求められています。

方向性

○多様化する保育ニーズに対応するため, 保育サービスの更なる充実を図ります。

○放課後学童のニーズに対応するため, 放課後学童クラブの量・質ともに充実を図ります。

主な取組① 保育環境の充実

○一時預かり事業や病児保育事業などの供給体制を確保するとともに, ニーズに応じた保育サービスを拡充します。

重点事業

事業名	事業内容
一時預かり事業	保護者の病気や冠婚葬祭, 就労等により一時的に家庭で保育が困難なときに一時的に預かり, 保育します。

主な取組② 放課後学童クラブの充実

○放課後学童クラブの受け皿となる場所を確保するとともに、こどもや保護者が安心して利用できるよう運営体制の強化を図ります。

重点事業

事業名	事業内容
放課後学童クラブ整備	増加する放課後学童クラブ需要に応えるため、空き教室等及び民間の活用による教室確保を進めます。
要配慮児童相談支援	相談支援専門員が放課後学童クラブを訪問し、特別な配慮を要する児童やその保護者への直接的な支援や学童クラブ運営へのサポートを行います。

基本施策

7 児童虐待防止, 養育支援

現状と課題

○児童虐待は、家族間や家庭内などの限られた閉鎖的な環境で起きることが多く、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。たとえしつけといえども暴力やこどもの心を傷つける行動は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす行為となるもので許されるものではありません。

○児童虐待の未然防止に向けては、市民一人ひとりが正しい理解を深め、心理的虐待やネグレクト(育児放棄)等を含めた虐待を許さない社会を築いていくことが重要です。

○児童虐待等の家庭児童相談対応件数が、児童数の減少にも関わらず増加傾向にある状況を踏まえ、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援を強化する必要があります。

○特に出産直後から乳児期は、保護者にとっても心身のバランスが整わない中で、生活環境の変化により大きな負荷がかかります。この間、家庭が孤立し十分なサポートが受けられずストレスが蓄積されてしまうと、その矛先はこどもへ向かいがちです。こどもの虐待死の半数近くが0歳児であることから、乳児期の保護者へのサポートが重要です。

方向性

○児童虐待を未然に防止するため、虐待の実態やこどもへの深刻な影響等について、市民への理解を深めるための周知・啓発を実施します。また、親やこどもがSOSを出せる環境づくりを推進することで、虐待の未然防止につなげます。

○児童虐待の早期発見に向けて、教育委員会や学校、幼稚園、保育所、医療機関等の児童虐待の発生を発見しやすい機関等との連携を密に図るとともに、児童虐待が疑われる状況を把握した際の通告方法について、関係機関等への研修会を実施します。また、子ども家庭センターにおいて受理した通告に対し、迅速な対応を行うことができる体制を整備します。

○虐待の事実を把握した場合には、要保護児童対策地域ネットワークにより児童相談所や警察等の関係機関が連携・協働して、こどもの安全を第一に、迅速かつ適切な救済を行います。

○出産直後から乳児期の保護者に対しては、子ども家庭センターの乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査等の親子との面会の機会を通じて、保護者の孤立感や不安感の解消等を含めた包括的な養育支援を行います。

主な取組 児童虐待の早期発見, 早期支援の推進

○関係機関との連携・協働により, 児童虐待の早期発見に努めるとともに家庭の課題の把握と分析を行い早期の適切な支援に努めます。

○こどもやその保護者, こどもに関わる人が安心して相談・救済を求めることができる支援体制を整備します。

重点事業

事業名	事業内容
要保護児童対策地域ネットワーク	児童虐待の防止及び要保護児童等の早期発見, 早期対応のため, 民生委員・児童委員や児童相談所, 警察などの関係機関と連携して, 情報の共有, 支援計画に関する協議や進行管理を行います。
子育て短期支援事業	児童を養育している保護者の疾病, 出産, 育児疲れ, 看病疲れ, 事故, 冠婚葬祭, 出張等により養育が一時的に困難となった場合に, 児童養護施設等において児童の養育または母子等の保護を行います。
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に支援が必要な子育て世帯等を家事支援ヘルパーが訪問し, 食事の準備, 洗濯, 掃除, 買物の代行その他の家事に関する支援やもく浴の介助, 保育所等への送迎及び付き添い, 子育て支援に関する情報提供その他の育児に関する支援を実施します。要保護・要支援児童家庭, 特定妊婦, ヤングケアラー等の家事・育児の負担軽減や養育環境の改善を図るとともに, 児童虐待等のリスクの高まりを未然に防止します。

基本施策

8 いじめ・不登校、ヤングケアラー等への支援

現状と課題

○全国的に不登校児童数が増加しており、本市においても同様の傾向が見られます。また、児童・生徒の不登校や学校・家庭での生活などに関する相談件数も増加する傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しています。学校現場だけでは対応が困難なケースも増えており、関係機関等と連携した対応が必要となっています。

○義務教育期間におけるひきこもりの状態にあるこどもについては、学校等で把握し支援することが可能ですが、その期間を過ぎ社会からも切り離されてしまうと、実態を把握することは難しくなります。

○本市の「子どもの生活や意識に関する調査」によると、ヤングケアラーについて、「知っている」と回答した割合は小学5年生で8%、中学2年生で19%であり、ヤングケアラーについての理解を深めていく必要があります。

○ヤングケアラーは、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じることから、早期に発見して支援につなげる必要があります。一方、家庭内のデリケートな問題である上、ケアをすることもやその家族に自覚がないなどの理由から潜在化しやすいと言われております。ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるためには、周りの大人がヤングケアラーを見ようとすることや、こどもたち自らがヤングケアラーであることに気づき、SOSを出すことができる環境を整えることが重要です。

方向性

○不登校・ひきこもり等、様々な困難を抱えるこども・若者やその家族からの相談に対応するため、こども家庭センターにおける相談体制の充実を図ります。

○児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、教育研究所の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と関係機関とが連携し、課題解決に取り組みます。

○不登校・ひきこもりの状態にあるこども・若者に対して、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が情報共有・連携して、世帯全体を支援する視点をもった支援を推進します。

○市民へのヤングケアラーの周知・啓発を行うとともに、学校等を通じて、こどもたちのヤングケアラーに対する理解促進と相談窓口の周知に努めます。また、家族の支援に携わっている福祉、介護、医療の関係者等が、家庭内のヤングケアラーを見落とすことなく、早期に支援につなげていくための研修等を行います。

主な取組① いじめ・不登校の未然防止と解消

○児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、教育研究所の教育相談体制の充実を図るとともに、学校や関係機関と連携し、課題解決に取り組みます。

重点事業

事業名	事業内容
教育相談事業(教育研究所)	教育研究所内の「いじめ・不登校相談センター」において、臨床心理士によるカウンセリングやアドバイスを行います。教育支援センター「いちよう広場」において不登校児童・生徒の心の居場所づくりと社会的自立を目指す取組を推進します。

主な取組② ヤングケアラーの支援体制の整備

○子ども部と教育委員会、その他の関係機関との情報共有・連携のもと、ヤングケアラーの早期発見、早期支援に努めます。

○ヤングケアラーの支援にあたっては、必要に応じて子育て世帯訪問支援事業等を活用し、家事支援ヘルパーが食事の準備、洗濯、掃除、その他の家事に関する支援やもく浴の介助、保育所等への送迎、その他の育児に関する支援を実施することで、家事・育児の負担軽減を図るとともに、生活環境の改善を図ります。

重点事業

事業名	事業内容
こども・若者等に対する相談支援	ヤングケアラー、不登校、ひきこもり、貧困等、こども・若者等が有する困難に至った背景は様々であり、表面的に把握される課題のほかに、相談支援を進める中で、背景には別の要因が絡み合っていることがあります。その複合的に絡み合っている要因を、相談者の心情に寄り添いながら、家族の意向や家庭の状況をしっかりと把握し、課題整理等のアセスメントを進め、支援方針を決定し、関係機関との連携により適切かつ必要な支援につなげます。
ヤングケアラー支援体制の充実	ヤングケアラーやその家族に接触する機会が多い福祉、介護、医療の関係機関を一同に集め、ヤングケアラー支援についての研修等を行うことにより、ヤングケアラーの早期発見につなげるとともに、支援体制の充実を図ります。

基本施策

9 こどもの貧困対策の推進

現状と課題

○保護者の所得など、家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。家庭環境や経済状況によって、こどもの教育の機会や体験の機会が失われることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から支援方策を検討する必要があります。

○子育て家庭における貧困は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの課題が複合的に絡み合っている場合が多く、複数の関係機関と分野横断的に連携して取組を進めることが重要です。

○貧困状況にある子育て家庭は、社会的に孤立し、必要な支援が届かず、困難な状況に置かれている場合があることから、こどもや保護者が気軽に悩みなどを相談でき、心のケアなどを行えるような相談支援体制の充実が必要です。

○貧困状況にある子育て家庭が経済的に自立するためには、給付制度や貸付制度による様々な経済的支援を組み合わせ、家庭の生活基盤を社会全体で支えていくことが必要です。

○ひとり親家庭は、子育てや家事、生計主などの役割を保護者がひとりで担う必要があることから、日常生活や就業面などにおいて様々な困難に直面しやすい状況にあるため、生活の安定と自立につながる支援が求められています。

方向性

○教育の格差が生まれぬよう、貧困状況にあるこどもに対し、小・中学校における授業理解度向上のための取組や放課後の学習支援や居場所づくりを行います。

○貧困の状況にあるこどもや子育て家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援やこどもの居場所づくりを行います。

○特に貧困率が高くなっているひとり親世帯に対して、安定的な収入を得られる就業・自立への支援を行うなど、家庭の生活基盤の安定に資する取り組みを実施します。

○こども食堂やこどもの居場所事業を活用して、支援が必要なこどもの見守りを行うとともに、新たに支援が必要と思われるこどもの発見に努めるなど、地域との連携による見守り体制の強化を図ります。

○小・中学校においては、支援が必要な子供を早期に把握し、福祉等の関係機関につないでいくために、スクールソーシャルワーカーなどの体制の充実を図るとともに、全てのこどもに適切な教育機会を提供します。

○ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援等を行います。

主な取組① 生活困窮家庭への支援

○生活に困難を抱える子育て家庭の生活の安定を図るため、こども食堂の普及啓発に努めます。

重点事業

事業名	事業内容
こども食堂の普及啓発	こども食堂の普及啓発を行うとともに、県のこども食堂サポートセンターや市社会福祉協議会と協力して、こども食堂に関心のある地域住民の掘り起こしを行います。また、食材提供者や運営ボランティアの募集等の支援を通じて、新たなこども食堂の開設を後押しします。

主な取組② ひとり親家庭への支援

○ひとり親家庭が抱える様々な課題を解消するため、生活の安定に向けた支援に取り組みます。

重点事業

事業名	事業内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	個別面談を実施し、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携しながらひとり親の自立・就労のための継続的な支援を行います。

基本施策

10 こどもの発達・成長に応じた支援

現状と課題

○発達に課題があるこどもの子育てにあっては、保護者は不安や苛立ち等を感じることがあります。これらは厳しいしつけと称する虐待行為につながる場合があることから、こどもの発達課題や特性についての理解促進とこどもとの適した関わり方等についての相談支援を保護者に対して行うことが重要です。

○本市では、こどもの発達支援の拠点である「みんなの未来支援室」において、発達に課題があるこどもとその親に対して相談支援及び発達支援教室等を実施しています。また、幼稚園教諭や保育士等を対象として、発達に課題があるこどもへの関わり方や理解を深めるための講習会の開催、市内小学校、幼稚園、保育園への巡回相談支援を行っています。

○小・中学校教育においては、自立と社会参加ができるよう、児童・生徒一人一人の特性や発達段階等に応じた適切な支援に努めていますが、学習障害等の特別な支援を必要とする児童・生徒が増加している中、それぞれの特性を考慮した支援体制を充実させる必要があります。

方向性

○こどもの発達に不安や悩みを抱える親子に対して、早期に適切かつ継続的な発達支援を提供できるよう、みんなの未来支援室の機能強化を進めます。

○保育所・学校、医療機関、児童相談所等との情報共有・連携により、支援が必要と思われるこどもの早期発見・早期支援を図ります。

○乳幼児健康診査や家庭児童相談の場において、こどもの発達に関する不安等の把握に努め、こどもとの関わり方などについての助言などを行うとともに、関係機関との連携により親子が安心して過ごせる環境の確保に努めます。

○特別な配慮を必要とする児童・生徒等に対しては、介助員・支援員等の配置や就学相談の実施、特別支援学級の運営などとともに、関係機関との連携・協力体制を確立して支援体制の充実を図ります。

○特別支援教育の充実を通じて、発達の課題の有無に関わらず、できる限り同じ場所で共に学び合うインクルーシブ教育を実践します。

主な取組① 発達に課題がある子どもへの支援

○みんなのみらい支援室の機能を強化し、親子をはじめ、こどもの支援に関わる全ての方への相談支援、心理士による心理検査にもとづく発達特性の評価、専門職による発達支援教室の運営を行います。

重点事業

事業名	事業内容
みんなのみらい支援室の機能強化	発達に課題がある子どもへの支援体制を充実させるため、親子等への相談支援、特性を判断するための心理検査、作業療法士等による発達支援教室、幼稚園教諭や保育士等の支援に関わる専門職へのフォローアップ事業を一体的に行う等、センター的機能を強化します。

主な取組② 特別支援教育の充実

○教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の自立に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。

重点事業

事業名	事業内容
特別支援学級、通級指導教室における指導の充実	児童・生徒一人ひとりの発達課題に応じた個別の指導計画や個別の教育的支援計画に基づく、継続した支援と関係機関との連携を行います。 市教育研究所や市教育研究会特別支援教育研究部との共催による研修等を通じて、教員の特別支援教育に関する知識と機能の向上を図ります。

基本施策

11 地域力を活かした子育て支援の充実

現状と課題

○こどもが豊かに成長するには、家庭や学校だけでなく、地域の力も重要です。地域から見守られ、支えられる環境は、こどもと子育て家庭に安心感を与えます。

○地域の方々が自主的に運営する「子育てサロン」など、市内には子育て家庭を地域で支える取り組みが行われています。また、こどもや子育ての居場所づくりを通じて地域の絆の構築に取り組んでいる自治会やコミュニティ組織もあります。しかし、そういった活動が行われていない空白地区もあるなど地域差が生じていることから、地域による子育て支援活動を市内全域に広げていくことが求められています。

○地域による子育て支援の持続可能性を高めるためには、担い手の確保だけでなく、様々な主体による相互連携を進めていくことが重要です。

方向性

○地域住民が主体となって行う子育て支援の取組を支援するとともに、担い手の人材育成を促進し、地域社会で子育てを支える環境を整えます。

○地域全体での子育て支援の更なる充実を図るため、子育て支援に関わる個人・団体の連携体制の構築や連携強化を推進します。

主な取組① 地域の子育て支援活動の支援

○地域住民が主体となって行う子育て支援の取組を支援します。また、担い手の確保や人材育成を促進します。

重点事業

事業名	事業内容
子育てサロンの支援	地域住民が主体となって行う子育てサロン活動を支援します。また、子育てサロンの立ち上げまでをサポートします。
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい方と、そのサポートをしたい方が会員となり、地域の中での相互援助活動を実施します。子育ての支援を受けたい方(利用会員)が不足なくサポートを受けられるよう、サポート内容の充実を図るとともに、サポートをしたい方(協力会員)の確保を図ります。
NPO 等による子育て支援活動への支援	NPO 等による地域の実情にあった子育て支援の取組を支援します。

主な取組② 子育て支援ネットワークの強化

○子育て支援に関わる個人・団体が相互に連携できるネットワークの形成を推進します。

重点事業

事業名	事業内容
つどいのひろば連絡会事業	子育てサロン等を行う団体同士が研修等を通じて情報の交換や連携を強化します。

基本施策

12 子育ての喜びを実感できる環境の整備

現状と課題

- 出産や子育てに対して、「経済的な負担や時間的な制約を強いられ、これまでのライフスタイルに多大な犠牲が生じる」といった否定的なイメージを持つ人が増えています。
- こどもを産み育てたいという人が増えるためには、子育てに対する否定的なイメージを払しょくし、子育てに喜びや楽しさを感じられる環境を整えることが重要です。

方向性

- 子育て家庭が漠然と抱える負担感を軽減し、楽しく子育てをするための後押しとなるような支援に取り組みます。
- 子育て家庭がこどもを育てる喜びを実感し、子育てを楽しみながら行えるような環境整備を進めます。

主な取組 子育てを楽しめるまちづくり

- 子育て家庭が子育てを楽しみながら行えるような取組を充実します。

重点事業

事業名	事業内容
子育て支援コンシェルジュによる情報発信	子育て支援サービスの情報だけでなく、ひたちなか市ならではの子育ての楽しみ方のヒントとなる情報を SNS で発信します。
親子体験イベントの拡充	親子が豊かな経験を共有することで、より充実した子育てを送れるような体験型イベントを拡充します。

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

第3期 子ども・子育て支援事業計画

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。内容については、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村計画に定めるものとされている事項の確保方策等となっています。また、計画推進に係る事業を円滑に実施していくため、本市が設置している公立の幼児教育・保育施設が抱える課題の解消に向けた対応についても重点事項として定めています。

I 法定事項

子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、以下の事項を本計画に定めています。

- 1 妊産婦や乳幼児等の健康確保及び増進に係る方策
- 2 特定教育・保育施設の提供体制の確保方策及び実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策及び実施時期

II 重点事項

本市ではこれまで、第1期計画及び第2期計画に基づき、保育需要に対応した供給体制の確保を進めてきました。しかしながら、保育の供給体制確保の大部分を民間保育所の整備に委ねてきたため、公立の保育施設に係る課題への対応は先送りとなっていました。このことを踏まえ、本計画においては、令和5年度に教育委員会から移管された公立幼稚園の施設と合わせ、幼児教育・保育のインフラが抱える課題の解消に向けた対応を重点事項に位置付け取り組んでいきます。

<子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

<次世代育成支援対策推進法>

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

I 法定事項

1 妊産婦や乳幼児の健康の確保及び増進に係る方策

母子保健法に基づき、妊産婦健診や乳幼児健診を実施しています。また、健診費用の公費負担を行い、妊娠期や出産・育児期の経済的負担の緩和にも努めています。

① 妊産婦健診事業

母子保健法に基づき、妊産婦の方の健康保持・増進及び疾病の早期発見等を目的として実施しています。また、受診に係る経済的負担を緩和するため妊婦一般健康診査に係る 14 回分(多胎妊婦健康診査は、追加で 5 回分)の費用を公費により助成するとともに、産後 2 週間及び産後 1 か月に実施する産婦健康診査に係る費用についても助成しています。

【現状】

妊娠・出産・育児に伴う不安や産後うつなど精神的な支援を必要とする妊産婦が増えています。妊産婦健康診査で把握された状況について、医療機関等と情報共有し、安心して出産・育児が迎えられるように支援を行っています。

(妊婦健康診査)

R5 年度実績	
妊婦健康診査 受診票交付枚数	13,498枚
延べ受診者数 (受診率)	11,512人 (85.3%)

(産婦健康診査)

R5 年度実績	
産婦健康診査 受診票交付枚数	1,853枚
延べ受診者数 (受診率)	1,678人 (90.6%)

【量の見込みと提供体制の確保方策】

少子化の影響のため受診者数は減少すると思われませんが、茨城県医師会等との契約により提供体制を確保し、引き続き健診費用の助成を行うことにより受診率の向上を図っていきます。また、医療機関と連携をしながら支援が必要な妊産婦を把握し、早期の対応に努めます。

(妊婦健康診査)

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見 込 み	受診票 交付枚数	11,800 枚	11,032 枚	10,315 枚	9,644 枚	9,017 枚
	延べ受診者数 (受診率)	10,266 人 (87%)	9,709 人 (88%)	9,180 人 (89%)	8,680 人 (90%)	8,115 人 (90%)
提供体制		茨城県医師会及び茨城県助産師会との契約により提供体制を確保 (県外医療機関についても、受診者が支払った費用を償還払いする等して対応)				

(産婦健康診査)

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見 込 み	受診票 交付件数	1,602 枚	1,489 枚	1,385 枚	1,287 枚	1,197 枚
	延べ受診者数 (受診率)	1,474 人 (92%)	1,385 人 (93%)	1,302 人 (94%)	1,223 人 (95%)	1,149 人 (96%)
提供体制		茨城県医師会及び茨城県助産師会との契約により提供体制を確保 (県外医療機関についても、受診者が支払った費用を償還払いする等して対応)				

② 乳幼児健診事業

母子保健法に基づき、乳児の健康保持及び疾病の発見等を目的として実施しています。医療機関で実施する生後1か月、3～6か月及び9～11か月の健康診査について、受診に係る経済的負担を緩和するため、費用を公費で助成するものです。

幼児については、集団健診により1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施しています。

【現状】

少子化により、健診の受診者数は減少していますが、お子さんの心理発達面や養育上の悩みに関する相談が増えています。健診後のフォローアップも含めた体制を充実させる必要があります。

(乳児健康診査)

R5 年度実績	
乳児健診(2回) 延べ受診者数 (受診率)	1,741人 (91.7%)

(幼児健康診査)

R5 年度実績	
1歳6か月児健診 受診者数 (受診率)	1,027人 (101.2%)*
2歳児歯科健診 受診者数 (受診率)	898人 (82.5%)
3歳児健診 受診者数 (受診率)	1,070人 (98.1%)

※過年度の受診対象者数が受診者数に含まれているため、100%を超えています。

【量の見込みと提供体制の確保方策】

少子化の影響により健診の受診者数が減少していくことが想定されます。

乳児健診については、茨城県医師会等との契約により提供体制を確保し、引き続き健診費用の助成を行うことにより受診率の向上を図っていきます。

幼児健診についても、引き続き集団健診で実施するとともに、必要に応じて心理相談員や専門医への相談、療育機関等につなぐためのフォローアップを継続していきます。

(乳児健診)

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ 受診者数	2,387人 (92.5%)	2,288人 (93.0%)	2,216人 (93.5%)	2,115人 (94.0%)	2,013人 (94.5%)
提供体制		茨城県医師会との契約により提供体制を確保 (県外医療機関についても、受診者が支払った費用を償還払い等による対応)				

※ 令和6年度より受診回数を3回に拡充

(幼児健診)

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1歳6か月児健診 (受診率)	930人 (99.0%)	890人 (99.0%)	853人 (99.0%)	816人 (99.0%)	782人 (99.0%)
	2歳児歯科健診 (受診率)	789人 (83.5%)	744人 (84.0%)	696人 (84.5%)	652人 (85.0%)	610人 (85.5%)
	3歳児健診 (受診率)	1,007人 (99.0%)	936人 (99.0%)	870人 (99.0%)	809人 (99.0%)	753人 (99.0%)
提供体制		1歳6か月,2歳児歯科,3歳児健康診査:集団健診で実施 ヘルス・ケア・センター:年24回 那珂湊保健相談センター:年12回				

2 特定教育・保育施設の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法に基づく基本方針に即し、教育・保育事業の提供に係る区域等の考え方を整理し、今後の未就学児の人口推計値やこれまでの事業の実績値等を勘案しながら、第3期計画期間中における特定教育・保育施設の量の見込みや提供体制の確保方策とその実施時期について決めました。また、教育・保育事業に係る課題等を整理し、解消に向けた方策についても定めています。今後は本計画に基づき、教育・保育事業の充実を図っていきます。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の概要
- (2) 教育・保育提供区域の設定
- (3) 計画期間における未就学児の人口推計
- (4) 特定教育・保育施設の量の見込みと提供体制の確保の内容等
- (5) 保育事業に係る現状と課題
- (6) 保育事業を利用する保護者への支援
- (7) 教育事業等を利用する保護者への支援

【教育・保育施設】

施設	概要
幼稚園	「子ども・子育て支援法」に基づく幼稚園であり、教育を中心としたサービスを提供します。3歳から就学前の子どもを対象とし、教育課程に基づいた指導を行います。
保育所	就労などの理由で家庭において保育ができない子どもを対象に、日中の保育を提供する施設です。0歳から就学前の子どもを対象とし、長時間の保育が可能です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。教育と保育の両方を提供し、地域の子育て支援の拠点としても機能します。保護者の就労状況にかかわらず利用できるため、多様なニーズに対応できます。

※ 施設型給付の対象として市が確認した施設を「特定教育・保育施設」といいます。

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の概要

① 調査の目的

本計画については、子ども・子育て支援法に基づく、基本指針に即し、子ども・子育て支援に係る事業の利用状況及び利用希望を把握した上で策定するものとされています。

このことを踏まえ、令和7年度から5年間の本市における、特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策を本計画に定めるため、子育てをしている保護者の方を対象に下記のとおりアンケート調査(以下「保護者アンケート」)を実施しました。

② 調査の種類と実施方法

調査の種類	就学前児童の保護者アンケート
調査対象	市内の就学前児童の保護者
実施方法	・郵送によるアンケート調査協力依頼はがきの配布 ・WEB フォームによるアンケート調査の回収
調査期間	令和6年5月23日～6月7日(16日間)

③ 回答結果

配布数	回収数	有効回収数
1,000人	510(回収率 51.0%)	510人(回収率 51.0%)

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を「教育・保育提供区域」(以下「提供区域」とします。)としています。

市町村子ども・子育て支援事業計画では、提供区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、その見込みに応じた提供体制の確保方策を定めるものとされています。

ひたちなか市は、平成 6 年 11 月 1 日に内陸部に位置する旧勝田市と、太平洋に面する旧那珂湊市が合併して誕生しました。本市は市内全域が関東平野に位置しており、一部に低地がありますが、ほとんどは平地です。住宅地や産業施設が広範囲にわたって広がっており、住民のほとんどは自家用車を使って移動しています。都市部では公共交通機関が便利のため、駅を中心とした提供区域の設定が有効です。しかし、本市は就労場所や生活圏が市内外に広がっており、提供区域を分けることが難しいことから、市内全域を 1 つの提供区域として設定します。

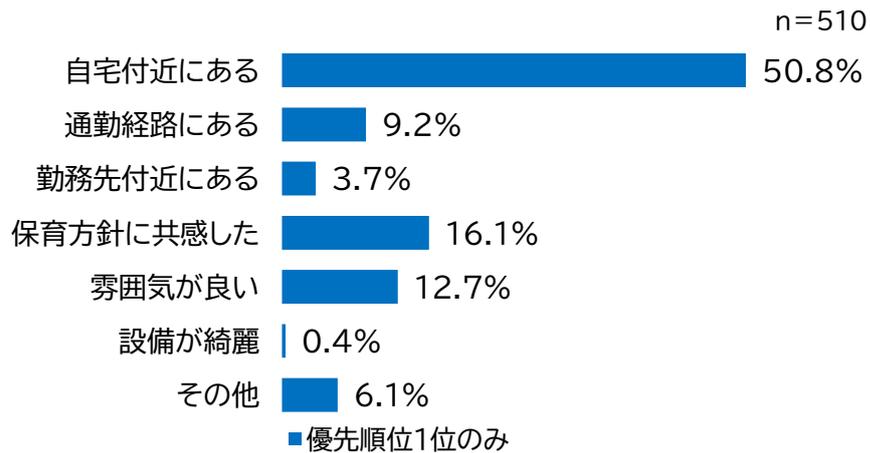
なお、本計画では、旧勝田市のエリアを「勝田地区」、旧那珂湊市のエリアを「那珂湊地区」と呼称しています。



<保護者アンケート結果抜粋>

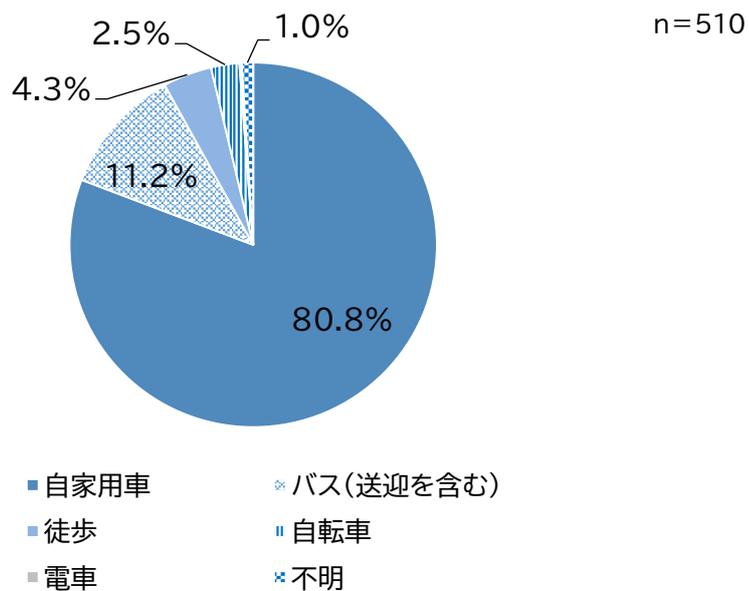
【保育所など利用する場合に施設を選択する際の優先順位について】

1位のみ回答では、「自宅付近にある」が50.8%で最も多く、次いで「保育方針に共感した」が16.1%、「雰囲気が良い」が12.7%となっています。



【保育所などへの送迎手段について】

送迎の主な交通手段については、「自家用車」が最も多く80.8%で、次いで、「バス(送迎含む)」が11.2%、「徒歩」が4.3%となっています。



(3) 計画期間における未就学児の人口推計

計画期間における未就学児の人口については、過去の年齢別人口を用いて、コーホート変化率法※により推計しました。なお、0歳児の人口については過去5年間に於ける出生数の伸び率の平均により推計しました。

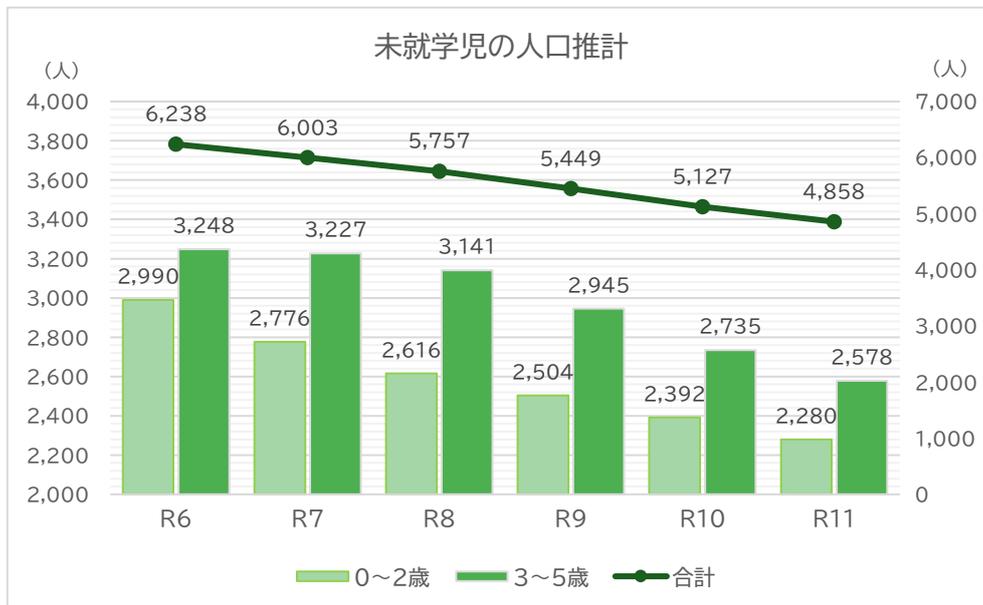
推計した未就学児の人口を見ると、0歳～2歳については、令和7年度に200人程度減少したあと、減少人数が持ち直すものの、令和11年度には2,280人となることを見込まれます。

3歳～5歳人口については、令和6年度から令和8年度まで緩やかに減少したあと、減少人数が増加し、令和11年度には2,578人まで減少することを見込まれます。

0歳から5歳までの合計については、令和6年度に6,238人だった人口が、令和11年度には1,380人減少し、4,858人になる見込みとなっています。

※ コーホート変化率法

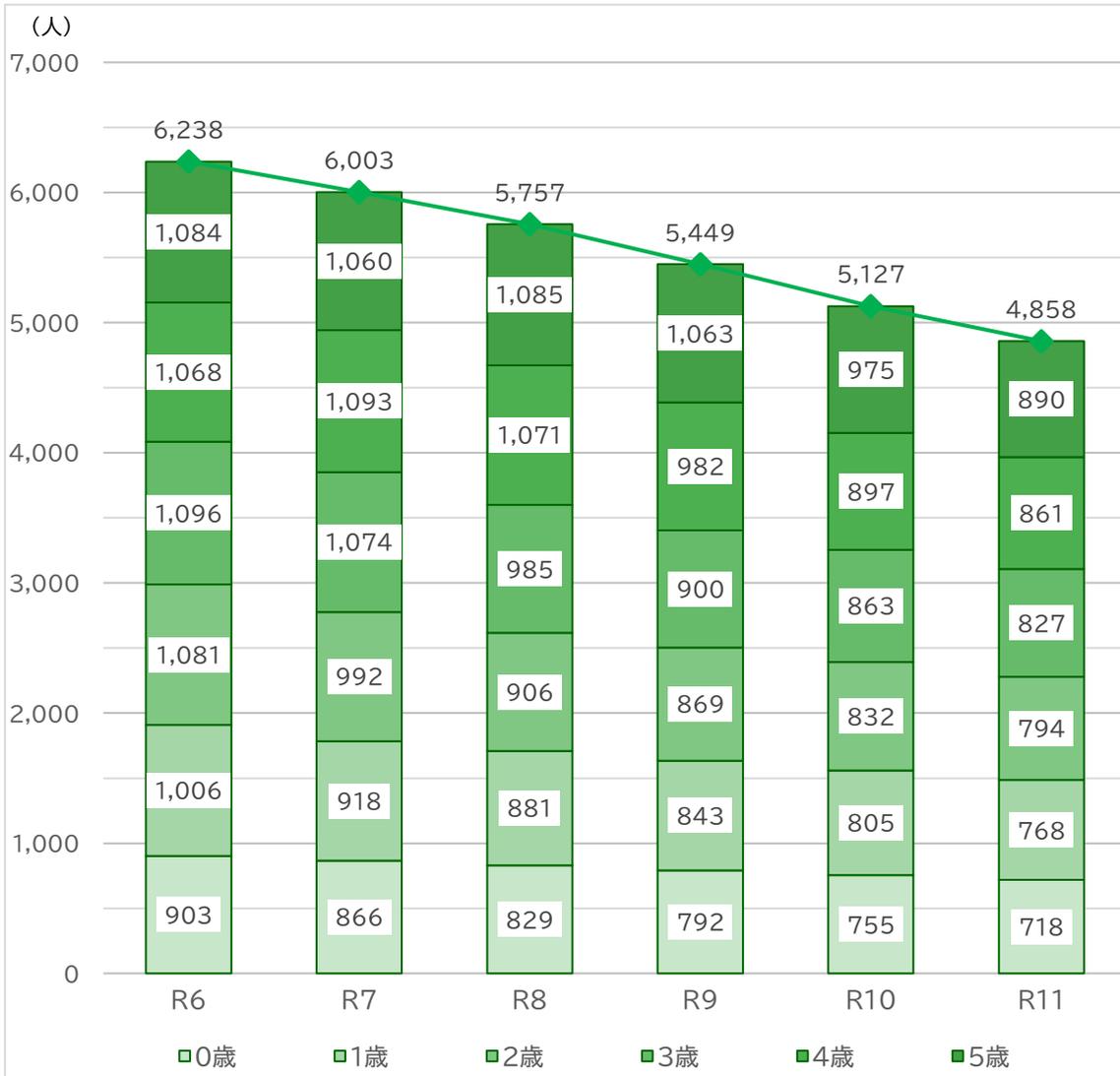
「コーホート」とは同じ年(または同じ期間)に生まれた集団のことを指します。「コーホート変化率法」は、過去の実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。



資料 ひたちなか市 常住人口年齢別人口(各年4月1日時点)

※ R6は実績値

■計画期間における年齢別推計人口



資料 ひたちなか市 常住人口年齢別人口(各年4月1日時点)

(4) 特定教育・保育施設の量の見込みと提供体制の確保の内容等

計画期間における特定教育・保育施設の量の見込みについては、国の手引き※に準じ、保護者アンケートの結果や推計人口を用いて算出しましたが、算出された量が現状と大幅に乖離する結果となりました。(P99～P108参照)

※ 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方

国の手引きによる量の見込みの算出方法は、標準的な手法を示したものであり、必ずしも手引きに記載している方法により算出する必要はありません。各市町村の実情に応じて、適切に対応することが可能です。また、どのような算出方法を採用するかについても、各市町村が制度の趣旨を踏まえて適切に判断することとされています。

以上のことから、本計画の量の見込みは、推計人口やこれまでの特定教育・保育施設の利用状況を考慮し、認定区分や年齢ごとに算出します。さらに、その量の見込みを基に、必要な供給量の確保方策やその時期を定めています。

【認定区分の内訳】

認定区分	年 齢	保育の 必要性※1	保育必要量 (利用時間※2)	利用施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳	なし	①教育標準時間	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり	②保育標準時間 ③保育短時間	幼稚園 保育所 認定こども園(保育)
3号認定 (保育認定)	0～2歳	あり	②保育標準時間 ③保育短時間	保育所 認定こども園(保育) 地域型保育事業※3

※1 保育の必要性は、保護者の就労や疾病などにより家庭で保育ができない場合に認定されます。

※2 ①教育標準時間 … 1日4時間
②保育標準時間 … 1日最大11時間
③保育短時間 … 1日最大8時間

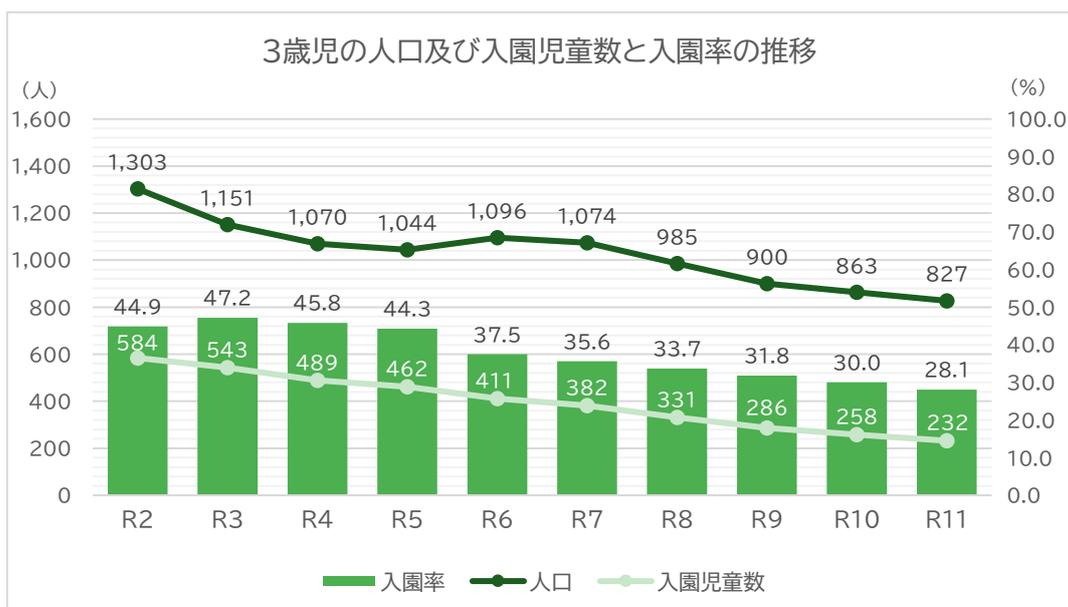
※3 平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」において、保育ニーズの高い0歳児から2歳児への対応を目的として設けられた、定員が19人以下の小規模な保育事業です。小規模保育事業(6～19人)、家庭的保育事業(1～5人)などがあります。

① 特定教育施設(1号認定)における量の見込みについて

令和2年度から令和6年度までの幼稚園の園児数は、少子化の影響や女性就業率、共働き世帯の増加により、4年間で約500人減少しました。今後も少子化の進展により人口減少が見込まれることから、過去の入園率の平均伸び率をもとに、令和7年度から令和11年度までの入園率を算出し、推計人口に乗じて算出しました。



資料 ひたちなか市 学校基本調査集計表(各年5月1日現在)

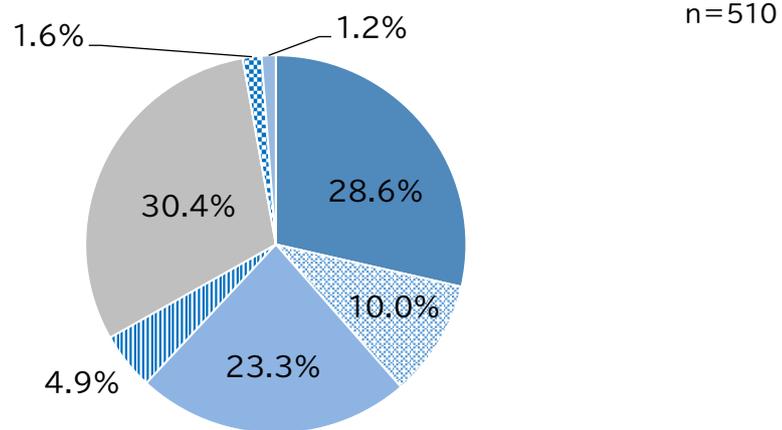


資料 ひたちなか市 常住人口年齢別人口(各年4月1日時点)
ひたちなか市 幼児保育課統計(各年4月1日現在)
ひたちなか市 学校基本調査集計表(各年5月1日現在)

<保護者アンケート結果抜粋>

【母親の就労状況について】

フルタイムが 38.6%で前回調査より 11.7%増加, フルタイム以外が 28.2%で 1.1%減少しています。また, 退職して専業主婦になった方は 30.4%で, 9.3%減少しており, 女性の就業率の上昇が影響していると考えられます。



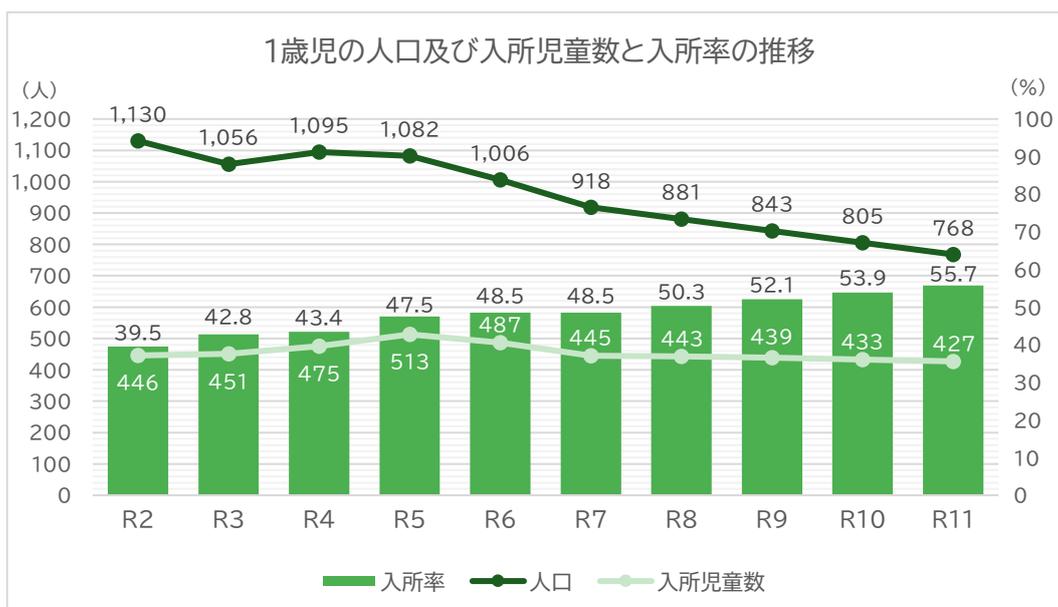
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ※ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ※ これまで就労したことがない

② 特定保育施設(2号, 3号認定)における量の見込みについて

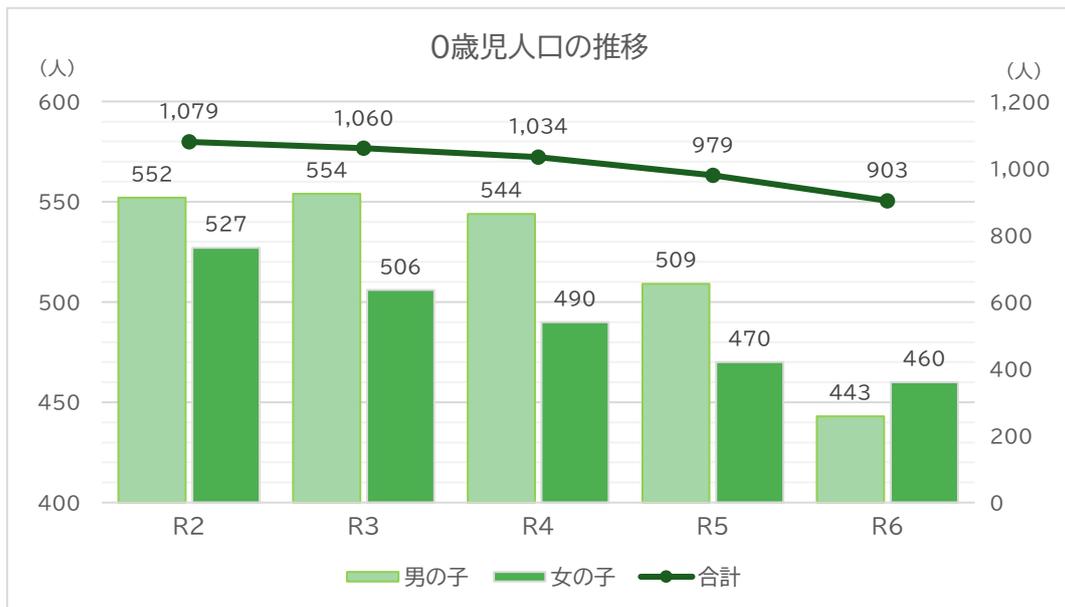
近年, 高止まりしていた保育需要は, 本市における0歳児の人口減少を踏まえ, 令和6年度をピークに, 減少に転じると予測しました。今後は, 少子化の進展による人口減少により, 保育需要は緩やかに減少していくものと見込み, 教育施設における量の見込みと同様の手法で算出しました。



資料 ひたちなか市 幼児保育課統計(各年4月1日時点)



資料 ひたちなか市 常住人口年齢別人口(各年4月1日時点)
ひたちなか市 幼児保育課統計(各年4月1日現在)



資料 ひたちなか市 常住人口年齢別人口(各年4月1日時点)

<特定教育・保育施設の量の見込みと確保方策>

1号認定

①量の見込み
過去の入所(園)率や推計人口から算出された当該年度の必要量(需要量)

○計画年度
令和7年度から令和11年度までの5年間

年度		R6 (2024年度)	R7 (2025年度)	R8 (2026年度)	R9 (2027年度)	R10 (2028年度)	R11 (2029年度)
区分							
①量の見込み		1,391人	1,329人	1,247人	1,124人	996人	896人
年齢	3歳	411人	382人	331人	286人	258人	232人
	4歳	468人	465人	442人	392人	347人	322人
	5歳	512人	482人	474人	446人	391人	342人
②確保方策		2,330人	2,150人*	2,150人	2,150人	2,150人	2,150人
年齢	3歳	669人	619人	619人	619人	619人	619人
	4歳	813人	748人	748人	748人	748人	748人
	5歳	848人	783人	783人	783人	783人	783人
② - ①		939人	821人	903人	1,026人	1,154人	1,254人
年齢	3歳	258人	237人	288人	333人	361人	387人
	4歳	345人	283人	306人	356人	401人	426人
	5歳	336人	301人	309人	337人	392人	441人

○供給体制の年齢ごとの内訳
年齢ごとの②確保方策-①量の見込みにより算出される需要と供給の差
(マイナスの場合は供給量が不足)

②確保方策
現在の施設における利用定員及び必要に応じて、新たな施設の建設や定員変更などにより確保した利用定員数(供給量)

○供給体制
②確保方策-①量の見込みにより算出される需要と供給の差
(マイナスの場合は供給量が不足)

【供給体制の確保方策】

1号認定の子どもについては、どの年齢においても、既に確保されている市内の公立幼稚園及び私立幼稚園における利用定員数(確保方策)が、量の見込みを大きく上回っているため、供給体制は十分に確保されています。

今後は、園児数の推移を注視しながら、必要に応じて適切な供給体制に見直していく予定です。

2号認定

区分		年度	R6 (2024年度)	R7 (2025年度)	R8 (2026年度)	R9 (2027年度)	R10 (2028年度)	R11 (2029年度)
① 量の見込み			1,713人	1,701人	1,706人	1,647人	1,574人	1,524人
年齢	3歳		587人	575人	547人	517人	513人	507人
	4歳		557人	570人	571人	536人	500人	490人
	5歳		569人	556人	588人	594人	561人	527人
② 確保方策			1,789人	1,789人	1,768人*	1,768人	1,768人	1,768人
年齢	3歳		600人	600人	591人	591人	591人	591人
	4歳		585人	585人	579人	579人	579人	579人
	5歳		604人	604人	598人	598人	598人	598人
② - ①			76人	88人	62人	121人	194人	244人
年齢	3歳		13人	25人	44人	74人	78人	84人
	4歳		28人	15人	8人	43人	79人	89人
	5歳		35人	48人	10人	4人	37人	71人

【供給体制の確保方策】

2号認定の子どもについては、どの年齢においても、確保方策(各保育所における利用定員数の合計)が量の見込みよりも上回り、供給体制が確保される見込みとなっています。

このため、計画期間においては、認可保育所の建設や認可外保育所の許認可、認定こども園の推進など、確保方策に関する新たな取り組みは必要がないものと計画します。

3号認定

年度		R6 (2024年度)	R7 (2025年度)	R8 (2026年度)	R9 (2027年度)	R10 (2028年度)	R11 (2029年度)
区分							
① 量の見込み		1,234人	1,137人	1,106人	1,097人	1,084人	1,068人
年齢	0歳	172人	165人	166人	167人	166人	165人
	1歳	487人	445人	443人	439人	433人	427人
	2歳	575人	527人	497人	491人	485人	476人
② 確保方策		1,257人	1,257人	1,238人*	1,238人	1,238人	1,238人
年齢	0歳	180人	180人	177人	177人	177人	177人
	1歳	491人	491人	482人	482人	482人	482人
	2歳	586人	586人	579人	579人	579人	579人
② - ①		23人	120人	132人	141人	154人	170人
年齢	0歳	8人	15人	11人	10人	11人	12人
	1歳	4人	46人	39人	43人	49人	55人
	2歳	11人	59人	82人	88人	94人	103人

【供給体制の確保方策】

3号認定の子どもについては、2号認定の子どもと同様に、令和7年度以降は、どの年齢においても、確保方策が量の見込みよりも上回り、供給体制が確保される見込みとなっています。

このため、2号認定と同様に、計画期間においては確保方策に関する新たな取り組みは必要がないものと計画します。

※ 利用定員の変更について

○1号認定

入所児童数の実績が、利用定員を大きく下回っている2箇所の特定教育施設について、令和7年度より実情に合った利用定員に見直しを行います。2箇所合わせた利用定員の減は90人となります。

明成幼稚園 270人 ⇒ 240人(△30人)

明成田彦幼稚園 240人 ⇒ 180人(△60人)

○2号, 3号認定

令和8年度から那珂湊第二保育所を那珂湊第一保育所へ統合することに伴い、下表のとおり利用定員の変更を行います。(P148参照)

施設名 \ 年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
那珂湊第一保育所			+2人	+4人	+7人	+7人	20人
那珂湊第二保育所	△3人	△9人	△9人	△13人	△13人	△13人	△60人

【参考】国の手引き※による手法を用いて算出した量の見込みについて

※ 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方

(1)家庭類型の分類

保護者アンケート調査の結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から、「家庭類型」を求めます。家庭類型の種類の種類は、図表1のとおり、タイプA～タイプFの8種類に分類されます。

図表1 家庭類型について

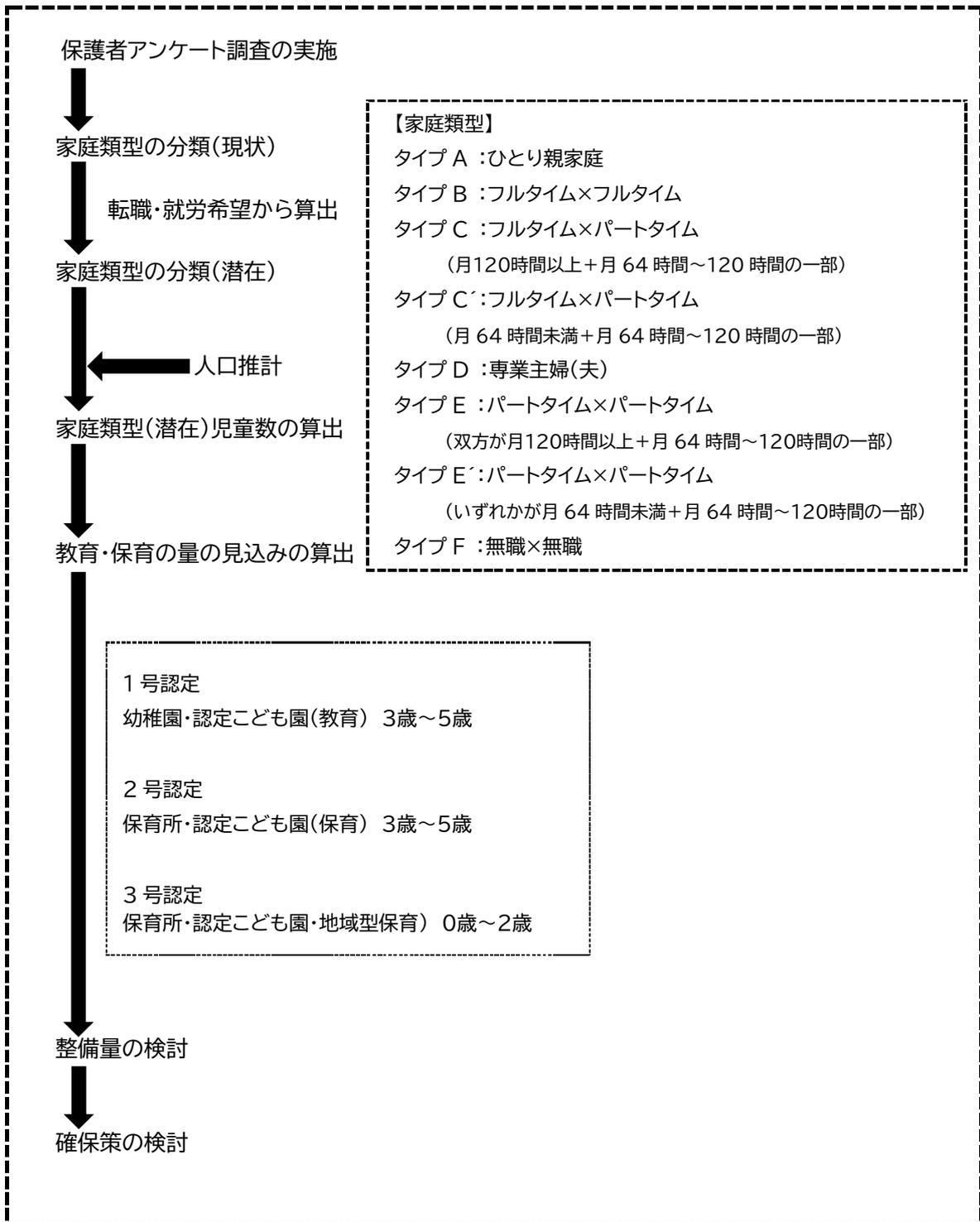
家庭類型	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム※×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+月64時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月64時間未満+月64時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+月64時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月64時間未満+月64時間～120時間の一部)
タイプF	無職×無職

※ 週5日、1日8時間程度の就労形態

(2)算出の手順について

特定教育・保育の量の見込みは、就学前児童の保護者を対象に行った子育てに関するアンケート調査の結果をもとに、次の手順で算出しました。

図表 2 特定教育・保育の見込量の算出フローチャート



(3)家庭類型(現状・潜在)の算出について

保護者アンケートの結果をもとに、次の手順で算出しました。

①父母の就労形態等の調査結果により、現状の家庭類型別の割合を算出します。

②現状の家庭類型に就労意向などを反映させて、潜在的な家庭類型を算出します。

※ 無回答・分類不可(13人)は回答数から除いて割合を算出

図表 3 家庭類型の割合

家庭類型	父母の有無と就労状況	現状の家庭類型(%)			潜在的な家庭類型(%)			認定区分
		第2期	第3期	増減	第2期	第3期	増減	
タイプ A	ひとり親家庭	3.9	4.0	0.1	3.9	4.0	0.1	2, 3号
タイプ B	フルタイム×フルタイム	25.7	35.6	9.9	30.9	39.8	8.9	2, 3号
タイプ C	フルタイム×パートタイム (月120時間以上 +月64時間~120時間の一部)	20.3	18.3	-2.0	20.8	20.1	-0.7	2, 3号
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満 +月64時間~120時間の一部)	8.0	9.9	1.9	13.5	11.7	-1.8	1号
タイプ D	専業主婦(夫)	42.0	32.0	-10.0	30.7	24.4	-6.3	1号
タイプ E	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上 +月64時間~120時間の一部)	0	0.2	0.2	0	0	0	2, 3号
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満 +月64時間~120時間の一部)	0.2	0	-0.2	0.2	0	-0.2	1号
タイプ F	無職×無職	0	0	0	0	0	0	1号

図表 4 父母の就労状況と家庭類型の一覧

父 親	母 親	3. パートタイム就労			5. 現在無職 6. 就労経験なし
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業	4. 育休・介護休業	4. 育休・介護休業	
		120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業		タイプ B	タイプ C	タイプ C'	タイプ D
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業	120時間以上	タイプ C	タイプ E	タイプ E'	
	64時間以上 120時間未満				
64時間未満	タイプ C'				
5. 現在無職 6. 就労経験なし		タイプ D			タイプ F

※ タイプ A, B, C, E は 2・3号認定に分類され、タイプ C', D, E', F は 1号認定に分類

(4)量の見込みの推計について

家庭類型の割合や推計人口、保護者アンケートの結果による保育施設(保育所、地域型保育事業所など)の利用意向率をもとに、次の手順で算出しました。

国の手引きでは認定区分ごと(1歳児、2歳児は年齢ごと)に算出していますが、本市においては、年齢ごとに量を見込んでいるため、それぞれの年齢において算出しています。

【算出方法の例】

令和7年度における1歳児の算出方法

- ①前ページの(3)で分類された家庭類型(潜在的家庭類型)の割合から、0歳児における家庭類型ごとの割合を算出します。
- ②令和7年度の1歳児の推計人口(P89参照)に①で算出した割合を乗じ、家庭類型別児童数を算出します。
- ③家庭類型別児童数に、保護者アンケートの結果で得られた、1歳児における家庭類型ごとの利用意向率を乗じ、家庭類型ごとにニーズ量を算出します。
- ④3号認定に分類される家庭類型(A,B,C,E)のニーズ量を合計し、1歳児全体のニーズ量を算出します。

量の見込みは、年齢ごとに、国の手引きに基づいて算出した令和7年度の推計値と、実績値に基づいて算出した令和7年度の推計値を比較しています。年齢によって乖離の幅に違いはありますが、実績ベースの推計値と比較して150人から350人程度の差が生じました。

次ページ以降は、上記の例により算出した、令和7年度の0歳～2歳(3号認定)と3歳～5歳(2号認定)の推計人数(参考値)になります。

【0歳】3号認定

家庭類型	父母の有無と就労状況	R7 推計人口	家庭類型 (潜在)	類型別 児童数
タイプA	ひとり親家庭	866人 ×	1.7%	= 15人
タイプB	フルタイム×フルタイム		52.5%	= 455人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		25.4%	= 220人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプD	専業主婦(夫)		20.4%	= 176人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職		0.0%	= 0人

家庭類型	父母の有無と就労状況	類型別 児童数	利用 意向率	ニーズ量
タイプA	ひとり親家庭	15人	2.1%	= 1人
タイプB	フルタイム×フルタイム	455人	58.3%	= 266人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	220人	31.3%	= 69人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプD	専業主婦(夫)	176人	8.3%	= 15人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職	0人	0.0%	= 0人

①タイプ A+B+C+E 336人

②実績ベースによる推計値 165人

③誤差(①-②) 171人

【1歳】3号認定

家庭類型	父母の有無と就労状況	R7 推計人口	家庭類型 (潜在)	類型別 児童数
タイプA	ひとり親家庭	918人	4.5%	= 41人
タイプB	フルタイム×フルタイム		43.3%	= 397人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		22.4%	= 206人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		3.0%	= 28人
タイプD	専業主婦(夫)		26.8%	= 246人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職		0.0%	= 0人

家庭類型	父母の有無と就労状況	類型別 児童数	利用 意向率	ニーズ量
タイプA	ひとり親家庭	41人	4.2%	= 2人
タイプB	フルタイム×フルタイム	397人	56.2%	= 224人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	206人	29.2%	= 61人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	28人	2.1%	= 1人
タイプD	専業主婦(夫)	246人	8.3%	= 21人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職	0人	0.0%	= 0人

①タイプ A+B+C+E 287人

②実績ベースによる推計値 445人

③誤差(①-②) -158人

【2歳】3号認定

家庭類型	父母の有無と就労状況	R7 推計人口	家庭類型 (潜在)	類型別 児童数
タイプA	ひとり親家庭	992人	7.2%	= 71人
タイプB	フルタイム×フルタイム		39.1%	= 388人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		29.0%	= 288人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		2.9%	= 29人
タイプD	専業主婦(夫)		21.8%	= 216人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職		0.0%	= 0人

家庭類型	父母の有無と就労状況	類型別 児童数	利用 意向率	ニーズ量
タイプA	ひとり親家庭	71人	6.5%	= 5人
タイプB	フルタイム×フルタイム	388人	54.3%	= 211人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	288人	34.8%	= 101人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	29人	2.2%	= 1人
タイプD	専業主婦(夫)	216人	2.2%	= 5人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職	0人	0.0%	= 0人

①タイプ A+B+C+E 317人

②実績ベースによる推計値 527人

③誤差(①-②) -210人

【3歳】2号認定

家庭類型	父母の有無と就労状況	R7 推計人口	家庭類型 (潜在)	類型別 児童数
タイプA	ひとり親家庭	1,074人 ×	2.0%	= 21人
タイプB	フルタイム×フルタイム		34.0%	= 366人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		23.0%	= 247人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		14.0%	= 150人
タイプD	専業主婦(夫)		27.0%	= 290人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプF	無業×無業		0.0%	= 0人

家庭類型	父母の有無と就労状況	類型別 児童数	利用 意向率	ニーズ量
タイプA	ひとり親家庭	21人	3.4%	= 1人
タイプB	フルタイム×フルタイム	366人	49.1%	= 180人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	247人	32.2%	= 80人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	150人	10.2%	= 16人
タイプD	専業主婦(夫)	290人	5.1%	= 15人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職	0人	0.0%	= 0人

①タイプA+B+C+E 261人

②実績ベースによる推計値 575人

③誤差(①-②) -314人

【4歳】2号認定

家庭類型	父母の有無と就労状況	R7 推計人口	家庭類型 (潜在)	類型別 児童数
タイプA	ひとり親家庭	1,093人 ×	4.4%	= 48人
タイプB	フルタイム×フルタイム		42.9%	= 469人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		15.4%	= 169人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		11.0%	= 120人
タイプD	専業主婦(夫)		26.3%	= 287人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職		0.0%	= 0人

家庭類型	父母の有無と就労状況	類型別 児童数	利用 意向率	ニーズ量
タイプA	ひとり親家庭	48人	8.9%	= 5人
タイプB	フルタイム×フルタイム	469人	68.9%	= 324人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	169人	20.0%	= 34人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	120人	2.2%	= 3人
タイプD	専業主婦(夫)	287人	0.0%	= 0人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職	0人	0.0%	= 0人

①タイプA+B+C+E 363人

②実績ベースによる推計値 570人

③誤差(①-②) -207人

【5歳】2号認定

家庭類型	父母の有無と就労状況	R7 推計人口	家庭類型 (潜在)	類型別 児童数
タイプA	ひとり親家庭	1,060人 ×	4.6%	= 49人
タイプB	フルタイム×フルタイム		34.3%	= 363人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		12.0%	= 127人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		26.9%	= 285人
タイプD	専業主婦(夫)		22.2%	= 236人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)		0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職		0.0%	= 0人

家庭類型	父母の有無と就労状況	類型別 児童数	利用 意向率	ニーズ量
タイプA	ひとり親家庭	49人	1.8%	= 1人
タイプB	フルタイム×フルタイム	363人	51.8%	= 189人
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	127人	17.9%	= 23人
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	285人	19.6%	= 56人
タイプD	専業主婦(夫)	236人	8.9%	= 22人
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)	0人	0.0%	= 0人
タイプF	無職×無職	0人	0.0%	= 0人

①タイプA+B+C+E 213人

②実績ベースによる推計値 556人

③誤差(①-②) -343人

(5) 保育事業に係る現状と課題

① 現状と課題

(現状)

市では、これまでの間、保育需要に対応するため、民間保育所の改築や新設を積極的に支援してきました。また、小規模保育所の開設や保育所の建替えにより3歳未満の低年齢児の受入枠の拡充等も図り、保育の供給体制の確保に努めてきました。

こうした取り組みにより、那珂湊地区を含む市全体の保育の供給体制が概ね整備されたため、本市における待機児童は解消されています。

(課題)

本計画書の88ページから97ページにわたり、今後の未就学人口の推計値や第2期計画期間中(令和2年度～令和6年度)の保育所等の入所実績を用い、第3期計画期間中(令和7年度～令和11年度)の保育需要を見込んだ結果、現在の供給体制の範囲内で充足される見込みとなりました。

しかしながら、希望する保育所に入所できない入所保留児童数(特定の保育所を希望しているため待機児童数※には含みません)は、令和6年4月入所審査終了時点において218名となっており、入所申込児童全体の約30%を占めている状況です。保護者が育児休業終了に伴い職場復帰する等、保育施設利用の優先度が高いと思われる入所保留児童の傾向を見ると、約半数が勝田地区の保育所を1か所のみ希望しているなど意向が限定的になっています。このため、本市の保育需要全体を充足する供給体制が概ね整備されている現況においても、保育施設利用の優先度が高い児童を漏れなく入所に繋げることは難しく、本市の保育事業に係る新たな課題であると認識をしているところです。

◆入所保留児童の状況(令和6年4月入所申込)

項目 年齢	申込児童数 A	前年比 A'	入所内定 児童数 B	前年比 B'	内定率(%) B/A	申込中途 キャンセル C	入所保留 児童数D (A-B-C)	前年比 D'
0歳児	176人	△14人	160人	0	91%	1人	15人	△13人
1歳児	306人	△40人	196人	△13人	64%	3人	107人	△18人
2歳児	152人	11人	91人	△1人	60%	2人	59人	12人
3歳児	95人	16人	61人	△4人	64%	3人	31人	19人
4歳児	34人	11人	27人	9人	79%	1人	6人	1人
5歳児	3人	△3人	3人	△2人	100%	0人	0人	△1人
合計	766人	△19人	538人	△11人	70%	10人	218人	0人

◆入所保留児童のうち保育の必要性が高い児童*の状況(令和6年4月入所申込)

※育児休業明け等で利用優先度が高い児童

項目 年齢	入所保留 児童数 ①	前年比 ①'	①のうち 利用優先度 が高い児童 ②	前年比 ②'	該当者の希望施設数別の状況				
					1施設	2施設	3施設	4施設	5施設 以上
0歳児	15人	△13人	3人	△3人	2人	1人	0人	0人	0人
1歳児	107人	△18人	19人	7人	8人	2人	4人	4人	1人
2歳児	59人	12人	10人	2人	5人	1人	3人	0人	1人
3歳児	31人	19人	8人	5人	5人	1人	2人	0人	0人
4歳児	6人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
5歳児	0人	△1人	0人	0人	-	-	-	-	-
合計	218人	0人	41人	11人	21人	5人	9人	4人	2人

※ 待機児童数

待機児童数の考え方については、国が定める待機児童数調査要領により定められています。算出方法は、希望する保育所へ入所することが出来なかった入所保留児童数から幼稚園や企業主導型保育事業等の保育所以外の適切な場で保育を受けている児童や保護者が求職活動を休止している児童の人数、それに加えて、他に利用可能な保育所等があるにも関わらず、保護者が特定の保育所への入所を希望している児童の人数等を差し引いて求めます。また、本市においては、児童の居住地に応じた園区を設けておらず、保護者の大部分が自家用車を保有し、日常の移動手段として活用している現状を踏まえ、市内の保育所は地理的にどの地区からも利用可能であると現在のところ捉えています。このことから市内の全保育所を申し込まずに入所が保留となっている児童数についても、待機児童数から除くものとしています。

② 課題への対応

(R6.4 入所審査において保留となった児童※に係る保護者の対応)

※育児休業明け等で利用優先度が高い児童

項目 年齢	育休延長	5月以降に 認可保育所 入所	認可外 保育施設 入所	幼稚園入園	認可保育所 一時預かり 利用	その他	合計
0歳	2人	0人	0人	0人	0人	1人	3人
1歳	7人	3人	4人	0人	1人	4人	19人
2歳	1人	2人	4人	0人	0人	3人	10人
3歳	0人	2人	3人	3人	0人	0人	8人
4歳	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	10人	7人	11人	3人	1人	9人	41人

(認可外保育施設や幼稚園を利用する保護者への支援)

令和6年4月入所審査において、保育施設利用の優先度が高い入所保留児童のうち、1,2歳児では育児休業を延長しなかった保護者の方の対応として認可外保育所を利用しているケースが一定数見られています。また、3歳児では幼稚園の利用が一定数見られている状況です。

現在、市では、教育時間外の預かり保育を実施している私立幼稚園に補助金を交付し事業の推進を図っています。併せて認可外保育施設や幼稚園の預かり保育に係る保護者負担金の一部を対象に、必要に応じて施設等利用費を給付しています。これらの取り組みは、認可保育施設の供給体制と利用意向が乖離している保護者の方への支援にも繋がっているものと認識しており、本市の保育に係る重要な施策として本計画に位置付け引き続き推進をしていきます。

(6) 保育事業を利用する保護者への支援

特定保育施設を利用している保護者の方が、安心して社会生活を送れるよう、保育時間外にお子さんを預かる延長保育事業や保育中にお子さんの体調が悪くなった場合に、保護者の方が迎えにくるまでの間、保育所内の安静が確保される専用スペースで看護師が病状等を見守りながらお子さんを預かる病児保育事業(体調不良児対応型)を引き続き実施していきます。

① 延長保育事業

保護者の都合等に応じ、通常の保育時間を延長してお子さんを預かる事業です。

【現状】

市内の全ての認可保育所において、15分から2時間の延長保育を実施していますが、利用児童数は各保育所とも減少傾向にあります。その要因としては、育児のため就労時間を短縮している保護者の方が増えていることが考えられます。

R5 年度実績	
延べ利用児童数	14,663 人
実施施設数	市内全ての認可保育所 24 か所

【量の見込みと提供体制の確保方策】

今後も市内全ての認可(民間)保育所で実施していきますが、各保育所で実績を見ながら、延長時間を見直していくものと思われます。また、事業を実施している認可(民間)保育所へ市から補助金を交付し、本事業への取り組みを引き続き推進していきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用児童数	17,172 人	16,740 人	16,080 人	15,336 人	14,748 人
	延べ利用定員合計	18,180 人	18,180 人	18,180 人	18,180 人	18,180 人
提供体制	実施施設数	24 か所	24 か所	24 か所	24 か所	24 か所
	その他の支援	認可(民間)保育所へ地域子ども・子育て支援事業費補助金を交付する				

② 病児保育事業(体調不良児対応型)

保育時間中に体調不良となったお子さんを保護者の方が迎えに来るまでの間、保育所内の安静が確保されるスペースで、看護師が病状等を見守りながら預かる事業です。

【現状】

市内 14 か所の認可(民間)保育所で事業を実施しています。各保育所の延べ利用定員の60%以上を占める利用実績があります。事業の実施にあたっては看護師の配置が必要となるため、人材確保に向けた方策を積極的に行っていく必要があります。

R5 年度実績	
延べ利用児童数	5,069 人
実施施設数	市内の認可(民間)保育所 14 か所 延べ利用定員の合計 8,330 人

【量の見込みと提供体制の確保方策】

今後も高い利用意向が想定されるため、提供体制の拡充を行うとともに、ハローワークと連携した「民間保育所就職フェア」を引き続き実施し看護師の採用に繋がるよう努めていきます。また、事業を実施している認可(民間)保育所へ市から補助金を交付し、本事業への取り組みを引き続き推進していきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用児童数	7,109 人	7,644 人	7,640 人	7,144 人	6,323 人
	延べ利用定員合計	8,820 人	8,820 人	8,820 人	8,820 人	8,820 人
提供体制	実施施設数	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
	その他の支援	民間保育所就職フェアの実施継続 認可(民間)保育所へ地域子ども・子育て支援事業費補助金を交付する				

③ 実費徴収に係る補足給付

特定保育施設等に係る実費負担が、生活保護受給世帯等の家計に影響を及ぼすことのないよう、補足給付を実施しています。

【現状】

(特定保育施設等に係る実費負担額を対象とした補足給付)

R5 年度実績	
延べ給付児童数	106 人

【今後の方向性】

教材費等の負担が、生活保護受給世帯等の家計に影響を及ぼすことのないよう、引き続き補足給付を実施していきます。

(7) 教育事業を利用する保護者への支援

① 一時預かり事業(幼稚園型)

子ども・子育て支援法に基づく第1号(3歳以上)認定を受けたお子さんを対象とした幼稚園等における教育事業については、保育需要の高まりや少子化等の影響により利用者数が年々減少しています。しかしながら市内の私立幼稚園では教育時間外の預かり保育を実施し、保護者の保育ニーズにも対応しています。市では、教育時間外の預かり保育を実施している私立幼稚園に補助金を交付し、教育事業における保育需要に対応するための取り組みを引き続き推進していきます。

【現状】

市内に6か所ある全ての私立幼稚園において、教育時間外の預かり保育を実施しています。預かり時間については、教育時間開始前は7時30分頃～9時頃まで、教育時間終了後は14時過ぎ頃から18時30分頃までです。また、夏季休暇等の長期休業期間においても預かり保育を実施しています。保護者アンケートにおいても教育時間終了後の幼稚園の預かり保育については利用意向が高くなっています。

<保護者アンケート結果抜粋>

【設問】現在利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に利用したい」と考える事業をお答えください。

幼稚園の預かり保育を選択した方の割合

前回調査(R1) 15.0%

今回調査(R6) 28.4% ⇒

朝の教育時間開始前	: 9.8%
夕方の教育時間終了後	: 18.6%

(平日利用分)

R5 年度実績	
延べ利用児童数	42,503 人
実施施設数	市内の私立幼稚園 6 か所

(長期休業日利用分)

R5 年度実績	
延べ利用児童数	9,965 人
実施施設数	市内の私立幼稚園 6 か所

【量の見込みと提供体制の確保方策】

今後は少子化の影響により、利用するお子さんが減少することが見込まれます。実績に応じて利用定員の変更等が必要になると思われます。また、私立幼稚園には市から補助金を交付し、本事業に係る取り組みを引き続き推進していきます。

(平日利用分)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
区分						
量の見込み	延べ利用児童数	51,975 人	53,865 人	52,542 人	46,116 人	37,989 人
提供体制	延べ利用定員合計	59,157 人	59,157 人	59,157 人	59,157 人	59,157 人
	実施施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	その他の支援	私立幼稚園に地域子ども・子育て支援事業費補助金を交付する				

(長期休業日利用分)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
区分						
量の見込み	延べ利用児童数	11,275 人	11,316 人	10,701 人	9,102 人	7,257 人
提供体制	延べ利用定員合計	13,325 人	13,325 人	13,325 人	13,325 人	13,325 人
	実施施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	その他の支援	私立幼稚園に地域子ども・子育て支援事業費補助金を交付する				

② 施設等利用費の給付

令和元年 10 月より 3 歳児以上の幼児教育・保育に係る保育料が無償となりました。これに伴い、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設についても、市の認定を受けた上で無償化の対象として扱われることになりました。対象となる幼稚園の預かり保育等を利用している保護者の方が、一定の就労要件等を満たしている場合には、支払った保育料に応じて施設等利用費※を給付しています。また、住民税非課税世帯の方においては、3 歳未満児の保育料についても施設等利用費の給付対象としています。

※ 施設等利用費の支給金額には上限があります。

【現状】

本市における幼児教育・保育の無償化の対象施設は 41 か所となっています。そのうち幼稚園の預かり保育事業については、公立幼稚園も併せて 10 か所となっています。また、認可外保育施設についても 8 か所が無償化の対象となっています。令和 5 年度においては、幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用した方への給付が増えています。

(全体)

R5 年度実績	
延べ受給者数	6,997 人
対象施設	幼稚園の預かり事業等 41 か所

(上記のうち幼稚園の預かり保育事業、認可外保育施設の利用者への給付状況等)

R5 年度実績	
延べ利用児童数	
幼稚園の預かり	4,610 人
認可外保育施設	2,029 人
対象施設	公立・私立幼稚園 10 か所 認可外保育施設 8 か所

【今後の方向性】

本市では勝田地区において、在園児数が 300 人を超える私立幼稚園や入所児童数が 250 人を超える認可外保育施設が設置されており、少なからず、本市の保育需要の重要な受皿となっている状況にあります。このことを踏まえ、今後も幼稚園の預かり事業等を利用している方に対しても、施設等利用費を給付し引き続き支援に努めていきます。

③ 子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園等の副食費に係る補足給付

子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園等の副食費の負担についても、低所得世帯や多子世帯の家計に影響を及ぼすことのないよう補足給付を実施しています。

【現状】

(子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園等に係る副食費を対象とした補足給付)

R5 年度実績	
延べ給付児童数	12人

【今後の方向性】

副食費の負担が、低所得者世帯や多子世帯の家計に影響を及ぼすことのないよう、引き続き補足給付を実施していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策

市では、妊娠期の方や子育て世帯を必要に応じて適切な支援に繋がられるよう「伴走型相談支援事業」や「利用者支援事業」等を実施しています。また、その受け皿となる「一時預かり事業」や「養育支援訪問事業」等の実施にも努めているところです。今後は相談支援事業(支援に繋げる事業)と支援事業(受皿となる事業)を両輪とする既存の地域子ども・子育て事業については、保護者アンケートの結果等も踏まえ、必要に応じて拡充を図っていきます。また、新たに導入される予定の「こども誰でも通園制度」の実施についても検討を進めていきます。

(1) 妊娠期の方や子育て世帯を支援に繋げるための事業(相談支援事業)

①伴走型相談支援事業※

- ①-1 面談等による妊婦支援
- ①-2 乳児家庭全戸訪問事業

P120～P122に記載

出産・子育て応援金による事業推進

②利用者支援事業

- ②-1 地域の子育て支援拠点
- ②-2 子ども家庭センター
- ②-3 子育て支援コンシェルジュ

P123～P126に記載

※「伴走型相談支援事業」は、令和7年4月より「妊婦等包括相談支援事業」に事業名が変更されます。

(2) 受け皿となる事業(支援事業)

養育支援訪問事業
P127に記載

産後ケア事業
P128に記載

一時預かり事業
P129に記載

地域子ども・子育て支援
拠点事業 P132に記載

ファミリー・サポート・センター
事業 P134に記載

病児保育事業(拡充)
P135に記載

ホームスタート
P138に記載

子育て短期支援事業
P139に記載

子育て世帯訪問
支援事業 P141に記載

親子関係形成支援事業
P143に記載

(3) 新制度

こども誰でも通園制度
P144に記載

(1)相談支援事業

① 伴走型相談支援事業

妊産婦の方や乳児の健康状態及び養育環境等の把握を行い、必要に応じて適切な支援に繋げる事業です。妊娠届出時の面談と乳児家庭全戸訪問事業の実施後に出産・子育て応援金※を各5万円支給することにより事業の推進を図っています。

※「出産・子育て応援金」は令和7年4月から妊婦のための支援給付として「妊婦支援給付金」に変更になります。

①-1 面談等による妊婦支援

妊娠初期の方には、妊娠届出時に子ども未来課の母子保健コーディネーター等が面談を実施しています。この面談で妊婦の健康状態や生活環境を把握し、必要に応じて適切な支援に繋がっています。

また、出産を控えた妊娠8か月頃には、現在の状況を把握するために子育て支援アプリを活用したアンケートを実施しています。支援が必要な方や面談を希望する方には、出産準備や出産後の過ごし方についてアドバイスを行っています。

【現状】

妊娠初期の方については、妊娠届出時に全員と面談を行い、概ね状況を把握しています。一方、出産を控えた妊婦の方については、妊娠8か月頃に実施するアプリを使ったアンケートにご回答いただけない方が多いため、十分に状況を把握することが難しい状況です。

妊婦の方が不安を抱えていることがわかった場合、母子保健コーディネーター等が電話で状況を伺い、必要に応じて面談や家庭訪問を実施しています。

R5 年度実績		
面談者数	妊娠届出時	923人
	妊娠8か月頃	97人

【量の見込みと提供体制の確保方策】

出産を控えた妊娠 8 か月頃の方については、再度、アンケートの案内を行うなど、これまで以上に支援が必要な方や面談を希望する方の把握に努めます。

今後、少子化の影響で面談者数の減少が予想されますが、「子ども家庭センター※1」に配置された保健師などの体制を維持し、出産応援金を活用しながら事業の充実に努めていきます。

区分		年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (面談者数)	妊娠届出時		880 人	840 人	810 人	770 人	730 人
	妊娠8か月頃		440 人	420 人	405 人	385 人	365 人
提供体制		子ども家庭センターに配置した保健師等の体制維持					

※1 子ども家庭センター

市では改正された児童福祉法に基づき、子育て世帯等に対し福祉の観点から相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点※2」と、全ての妊産婦、乳幼児の現況を把握し、保健の観点から相談支援を行う「子育て世代包括支援センター※3」の機能を併せ持つ子ども家庭センターを令和 6 年度に子ども未来課内に設置しました。子ども家庭センターでは、保健師、看護師、家庭相談員、児童福祉のケースワーカー等、多職種が連携し、母子保健や子育てに関する相談への対応のほか虐待等の案件にも対応をしています。

※2 旧子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭総合支援拠点は、児童福祉法に基づき、市内に在住する全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、それぞれの対象が抱える課題の解決が図られるよう、関係機関と連携し、適切な支援に繋いでいくための総合調整等を行います。令和 4 年度に子ども政策課の家庭児童相談室に設置しましたが、令和 6 年度からは母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターと統合し、子ども家庭センターとして機能強化が図られました。

※3 旧子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、母子保健法に基づき、妊娠・出産・産後の健康状態や発育・発達に関する相談など、母子の健康及び子育て全般に関する相談に対応します。相談内容に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導等を行います。令和 6 年度からは児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と統合し、子ども家庭センターとして機能強化が図られました。

①-2 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月頃までの乳児のいる全ての家庭を、子ども家庭センターの保健師等が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況、並びに養育環境の把握を行うほか、養育について相談に応じ、助言その他の援助を行うとともに、必要に応じて適切な支援にも繋がっています。

【現状】

R5 年度実績	
利用者(乳児)数	921 人

【量の見込みと提供体制の確保方策】

少子化の影響により、事業の対象となる方の減少が見込まれますが、子ども家庭センターに配置した保健師等の体制を維持し、今後も子育て応援金を活用しながら事業の充実に努めていきます。

区分 \ 年度		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	利用者数	866 人	829 人	792 人	755 人	718 人
提供体制		子ども家庭センターに配置した保健師等の体制維持				

② 利用者支援事業

本市は、市外からの転入者が多く、孤立感や不安感を抱く妊産婦の方や子育て世帯が多い状況です。このため、子育て支援員^{※1}や保育士、保健師等が個別のニーズを把握した上で、子育て支援に関する情報を提供するとともに、子育て支援サービス等の利用に際し助言等を行う利用者支援事業を子ども家庭センターや地域の子育て支援拠点において実施しています。また、子ども政策課に子育て支援コンシェルジュ^{※2}を配置し、インスタグラム等を活用した情報発信型の利用者支援事業も実施しています。

※1 子育て支援員

保育や子育て支援分野の各事業等に従事することが期待されており、自治体ごとに定めた研修を受講することにより資格を取得することができます。

※2 子育て支援コンシェルジュ

子ども政策課に子育て支援員の資格を持つ職員を配置し、子育てに関する相談への対応や、インスタグラム等を活用し子育て世帯に有用な情報を提供しています。

②-1 利用者支援事業(地域子育て支援拠点)

地域の子育て支援拠点において、子育て支援員等が妊娠期の方や子育てをしている保護者の方等と面談をしながら、個別のニーズを把握した上で、子育て支援に関する情報を提供するとともに、子育て支援サービス等の利用に際し助言等を行うものです。また、支援拠点まで来られない方や開所時間内に来られない方にも対応できるよう、電話や SNS 等を介した相談にも対応しています。

【現状】

本市では全国規模の企業立地が進んでおり、勤務上の都合により市外からの転入者が多く、市内に育児について相談ができる身内等がない子育て世帯が、保護者アンケートの結果からも一定数いるものと思われます。また、保護者アンケートにおいて市内に身内がいる方より、いない方のほうが子育て支援拠点の利用意向が高い傾向が見られることから、地域の子育て支援拠点が、本市の子育て世帯の心の拠り所になっているものと思われます。こうした本市の子育て世帯の特性を踏まえると、利用者支援事業の実施場所として地域の子育て支援拠点は適切であると考えられます。

<保護者アンケート結果抜粋>

【設問A】×【設問B】のクロス集計

【設問A】 子育て支援センター利用していますか。

【設問B】 子育てを助けてもらえる親族はどちらにお住まいですか。

(父方祖母の居住地)

市内 (利用している 16.6% 利用したい 6.1% 利用していない 77.1%)

市外(県内) (利用している 17.5% 利用したい 7.9% 利用していない 74.6%)

市外(県外) (利用している 27.5% 利用したい 5.1% 利用していない 67.4%)

いない (利用している 19.0% 利用したい 3.4% 利用していない 77.6%)

(母方祖母の居住地)

市内 (利用している 15.8% 利用したい 3.4% 利用していない 80.8%)

市外(県内) (利用している 17.1% 利用したい 7.8% 利用していない 75.1%)

市外(県外) (利用している 31.5% 利用したい 7.2% 利用していない 61.3%)

いない (利用している 20.9% 利用したい 4.7% 利用していない 74.4%)

R5 年度実績	
延べ相談件数	599 件
実施施設数	2 か所

【提供体制の確保方策】

より多くの子育て世帯等が、地域の身近な場所で利用者支援を受けられるよう、地域の子育て支援拠点の機能拡充を検討していきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
提供体制	実施施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
補助金等の交付		NPO法人へ地域子ども・子育て事業費補助金を交付する				

②-2 利用者支援事業(子ども家庭センター)

市では改正された児童福祉法に基づき、子育て世帯等に対し福祉の観点から相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点と、全ての妊産婦、乳幼児の現況を把握し、保健の観点から相談支援を行う子育て世代包括支援センターの機能を併せ持つ子ども家庭センターを令和 6 年度に子ども未来課内に設置しました。

子ども家庭センターでは、母子保健や子育てに関する相談への対応のほか虐待等の重篤な案件にも対応をしています。

【現状】

支援を求めて相談に来る方に対応するだけでなく、全ての妊産婦や乳児と面談等を行う伴走型相談支援事業等、母子保健事業全般と連動しながら、支援が必要と思われる方を早期に把握し、保健師、看護師、家庭相談員等が連携し、適切な支援に繋がられるよう努めています。

R5 年度実績	
実施施設数	1 か所

【提供体制の確保方策】

子ども家庭センターについては、一部の事業を民間事業者等へ委託することも可能とされていますが、虐待等の重篤な案件にも対応することから、今後も要保護児童対策地域ネットワーク^{※1}構成機関と連携を図りながら、市が直接運営する形態を維持していきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
提供体制	実施施設数	1 か所				

※1 要保護児童対策地域ネットワーク

虐待等により、保護者が監護することが不適切であると認められた要保護児童等を適切な支援につなげるため、児童相談所や子ども家庭センター、教育委員会、警察等が連携し、処遇等について協議を行います。

②-3 利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)

子育て支援員研修を受講した子ども政策課の職員が、子育て支援コンシェルジュとして、子育て世帯からの相談に対応するとともに、子育て支援に関する情報を発信する事業です。

【現状】

令和 3 年度より子育て支援コンシェルジュを配置し、インスタグラム等を活用して子育て世帯が楽しめる遊び場やレジャースポットの案内などを行っています。

項目		実績等(R6.7 現在)
インスタグラムフォロワー数		956 人
冊子等の作成	ひたちなかおやこじかん	R3 年度作成 配布数9,930部／作成数 10,000 部
	ひたちなか公園マップ	R4 年度作成 配布数7,250部／作成数 10,000 部

【提供体制の確保】

今後も、子ども政策課に子育て支援コンシェルジュを配置し、子育て支援に関する情報だけでなく、本市ならではの子育ての楽しみ方のヒントとなる情報についてもインスタグラム等を活用して発信していきます。

区分 \ 年度	R7	R8	R9	R10	R11
コンシェルジュ事業	実施	実施	実施	実施	実施

(2)支援事業

① 養育支援訪問事業

妊娠期の面談または乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する専門的な相談、指導、助言、その他必要な支援を子ども家庭センターの保健師や看護師等が行います。

【現状】

お子さんの養育上の悩みや保護者の精神的支援が必要な家庭、要保護児童など複雑な事情を抱える世帯への訪問数が増加しています。

要保護児童対策地域ネットワーク構成機関と連携を図りながら、具体的な支援方針などを協議し、訪問を実施しています。

R5 年度実績	
延べ人数	81人
実施体制	子ども家庭センター職員(保健師等) 18人

【量の見込みと提供体制の確保方策】

今後は少子化により子育て世帯が減少する見込みですが、子どもの養育上の悩みや保護者の精神的支援が必要な家庭、要保護児童など複雑な事情を抱える家庭の訪問数は減少しないと見込んでいます。このため、現在の子ども家庭センターの保健師等の配置人数を維持することにより提供体制の確保を図っていきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ人数	80人	80人	80人	80人	80人
提供体制		子ども家庭センター職員(保健師等)体制の維持				

② 産後ケア事業

1 歳未満の乳児とその母親が、家族等からの協力が得られず心身の不調や育児不安等がある場合、医療機関等や自宅において心身のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる事業です。

【現状】

産後ケア事業は、地域の産科医療機関や助産所等の協力で実施していますが、実際の利用については、施設のベッドの空き状況により調整が必要となっています。令和 6 年度から委託医療機関等を 6 か所から 12 か所に増やし、受け入れ先の拡充を図っていますが、産婦人科での乳児の受け入れは、生後 3 か月～4 か月頃までとなっている現状があります。(助産所のデイサービス、訪問型は 1 歳未満まで可能です。)また、本市の産科医療機関は、複数の自治体の利用者を受け入れており、利用状況により受け入れが制限されることもあります。

R5 年度実績	
延べ利用者数	37 人
実施施設数	委託医療機関 5 か所 委託助産師会 1 か所

【量の見込みと提供体制の確保方策】

乳児家庭全戸訪問事業により、支援が必要であると判断された母親が利用に至るケースが多くなっています。現在、事業委託をしている医療機関や助産師会との契約を継続し、提供体制の確保を図っていきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用者数	60 人	70 人	80 人	90 人	100 人
提供体制	実施施設数	13 か所	14 か所	15 か所	15 か所	15 か所

③ 一時預かり事業

保護者の方が、病気や冠婚葬祭、就労等のため家庭で保育が出来ない場合に、地域の子育て支援拠点や保育所等の施設において一時的にお子さんを預かって、保育をする事業です。専用の保育室を設けて実施している施設と、保育所の通常保育と一体的に実施している施設があります。

【現状】

公立施設 2 か所、民間施設 11 か所で一時預かり事業を実施しています。対象年齢は 0 歳から 5 歳までですが、施設によって異なります。

本市では産後ケア事業を実施していますが、受け入れ先の医療機関では、対象者が 0 歳 3 か月から 4 か月頃までの乳児と産婦に限られています。このことから産婦支援策として 0 歳児の一時預かり事業を充実させていく必要があります。

R5 年度実績	
延べ利用児童数	5,927 人
実施施設数 (※1)	13 か所 (5 か所※2)

※1 うち 0 歳児を受入対象としている施設数

※2 ひたちなか市子育てガイドブックに掲載している施設数

【量の見込みと提供体制の確保方策】

現在の実施施設数を維持するため、施設に補助金を交付し、提供体制の確保に努めます。また、0 歳児の一時預かりは、産婦の方がお子さんと一時的に離れ、心身を休めるために有効であることから、産婦の方を支援するために、0 歳児の一時預かり事業の拡充について検討していきます。

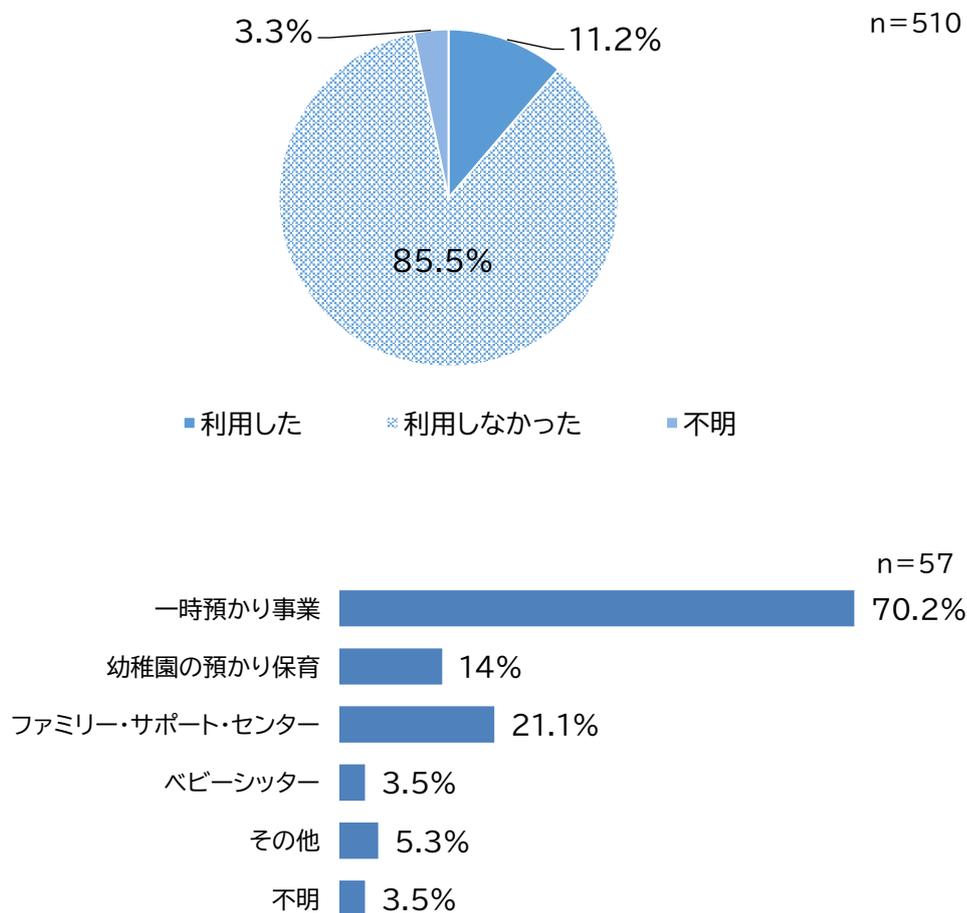
区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用児童数	6,761 人	6,831 人	6,702 人	6,385 人	5,964 人
提供体制	延べ利用定員合計	14,827 人	14,827 人	14,827 人	14,827 人	14,827 人
	実施施設数 (※1)	13 か所 (5 か所)	13 か所 (5 か所)	13 か所 (5 か所)	13 か所 (5 か所)	13 か所 (5 か所)
	その他の支援	認可(民間)保育所へ地域子ども・子育て支援事業費補助金を交付する				

<保護者アンケート結果抜粋>

【不定期の教育・保育事業の利用状況について】

「利用した」が11.2%で、前回調査より5.3%減少し、「利用しなかった」が85.5%で4.1%増加しています。

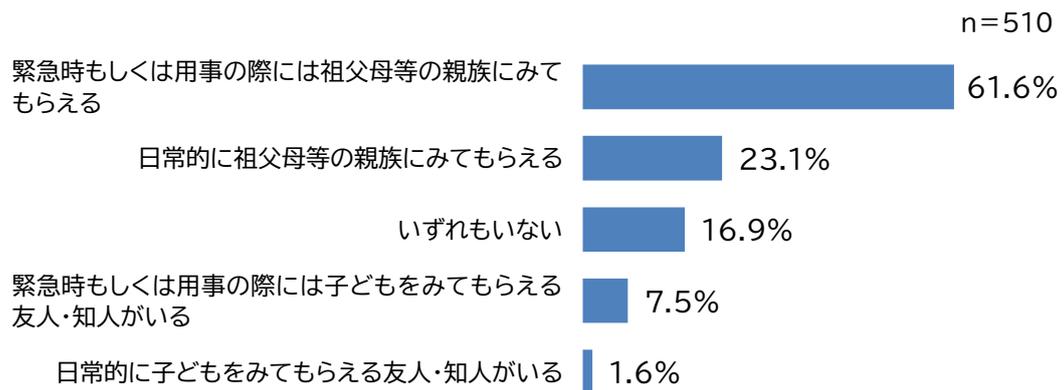
利用した事業の種類については、「一時預かり事業」が最も多く70.2%で、前回調査より30.2%増加しました。次いで、「ファミリー・サポート・センター」が21.1%で14.1%増加、「幼稚園の預かり保育」が14%で36%減少しています。これは、認可保育園の利用者数率の増加や、幼稚園の利用者数の減少が大きく影響していると考えられます。



<保護者アンケート結果抜粋>

【子どもを預かってもらえる親族・知人の有無について】

緊急時もしくは用事の際には「祖父母等の親族」や「友人・知人」にみてもらえる方は69.1%で前回調査より13.6%減少しています。また、「いずれもない」と回答した方が16.9%で4.7%増加しています。



④ 地域子ども・子育て支援拠点事業

地域の子育てを支援する団体や保育所等が、少子化や核家族化等による家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て支援拠点を設置し、子育て世帯へ交流の場を提供するとともに、親子で参加できるイベント等を実施し、子育て世帯同士の交流の促進を図る事業です。また、子育て支援員が、必要に応じて子育てに関する相談への対応を行っています。

【現状】

本市では全国規模の企業立地が進んでおり、勤務上の都合により市外からの転入者が多く、保護者アンケートの結果(P133参照)からも、市内に育児について相談ができる身内等がない子育て世帯が一定数存在しています。また、保護者アンケートにおいて市内に身内がいる方より、いない方のほうが子育て支援拠点の利用意向が高い傾向が見られることから、地域の子育て支援拠点が、本市の子育て世帯の心の拠り所になっているものと思われます。

R5 年度実績	
延べ利用親子組数	21,546 組
実施施設数 (※1)	14 か所 (2 か所)

【量の見込みと提供体制の確保方策】

地域の子育て支援拠点については、子育て等に係る様々なニーズに合わせた支援に繋げるための利用者支援事業の実施場所として適切であると思われます。このことを踏まえ、地域の子育て支援拠点の機能拡充を検討していきます。

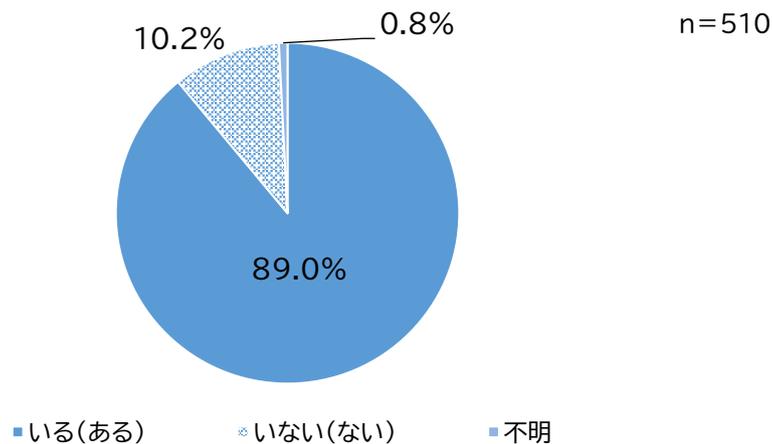
区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用親子組数	22,402 組	22,894 組	22,070 組	21,170 組	20,429 組
提供体制	実施施設数 (※1)	16 か所 (2 か所)	16 か所 (2 か所)	16 か所 (2 か所)	16 か所 (2 か所)	16 か所 (2 か所)
その他の支援		認可(民間)保育所や NPO 法人へ地域子ども・子育て支援事業費補助金を交付する				

※1 うち利用者支援機能を持つ拠点の施設数

<保護者アンケート結果抜粋>

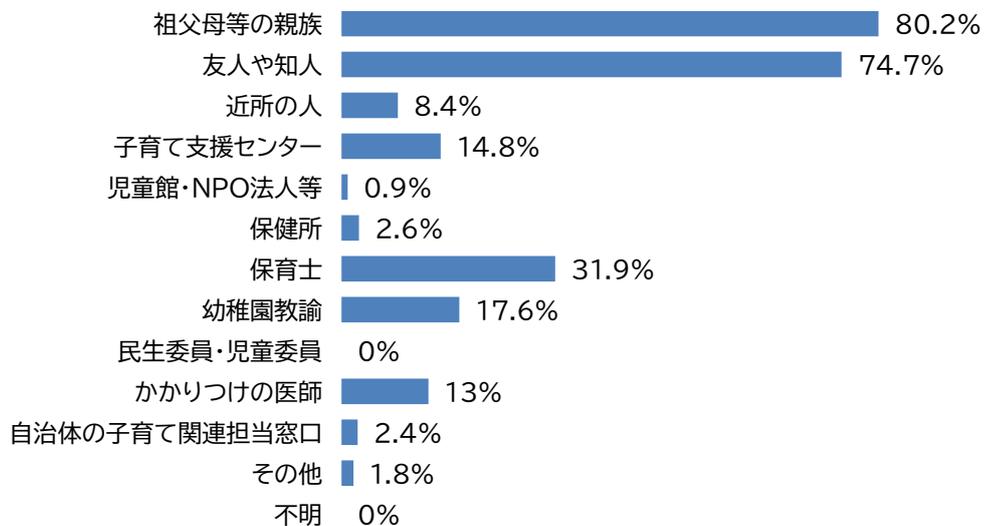
【子育てに関する相談先の有無について】

気軽に相談できる人や場所については、「いる(ある)」と回答した方が 89.0%で前回調査より 7%減少しましたが、高い割合を維持しています。一方で、「いない(ない)」と回答した方が 10.2%で前回調査より 6.9%増加しています。



【子育てに関する相談先について】

「祖父母等の親族」が最も多く 80.2%で、次いで、「友人や知人」が 74.7%で、親族や友人など、身近な人間に相談する傾向にあります。また、前回調査と比較すると保育士は 3.6%、子育て支援センターと児童館・NPO法人等では計 3.9%増加しており、相談先として求められていることがわかります。



⑤ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子どもたちの一時的な預かりや外出支援等について、援助を受けることを希望する方(以下「利用会員」)と援助を行うことを希望する方(以下「協力会員」)の連絡・調整、講習の実施、その他必要な支援を行う事業です。ひたちなか市社会福祉協議会へ事業を委託しています。

【現状】

令和3年度より子育て支援センターや利用会員宅等を預かり場所として選択できるようになったことにより、利用者数は増加しています。また、保護者アンケートの結果、ファミリー・サポート・センター事業を子どもの預かりのために利用したいと考えている方が、前回の調査時より増加していることから、本事業に対するニーズは潜在的なものも含め高まっていることが伺えます。

<保護者アンケート結果抜粋>

【設問】 現在利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

ファミリー・サポート・センターを選択した方の割合
 前回調査(R1) 3.1% ⇒ 今回調査(R6) 6.1%

R5 年度実績	
延べ利用者数	686 人
実施事業所数	1 か所

【量の見込みと提供体制の確保方策】

今後も利用者数の増加が見込まれることから、協力会員登録会等を実施し、協力会員の確保に努めていきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用者数	880 人	910 人	945 人	980 人	1,015 人
提供体制	実施事業所数	1 か所				

⑥ 病児保育事業

⑥-1 病児対応型保育事業

保護者の方が就労等で保育できないお子さんが、病気の回復期ではないことから自宅での療養が必要となる期間、病院・保育所等に付設された専用スペース等で保育する事業です。

【現状】

本市では、那珂湊地区の小児科に併設した病児対応型保育施設において事業を実施しています。また、那珂市と連携協定を締結し、本市のお子さんが那珂市内の小児科に併設した病児対応型保育施設を利用する際の保護者負担金の一部を補助することにより、病児対応型保育の広域的な供給体制を確保しています。しかしながら、勝田地区には、病児対応型保育施設がないことから、住んでいる場所によって、施設の利用し易さに差が生じている状況です。

R5 年度実績	
延べ利用児童数	452 人
実施施設数 (※)	2 か所 (1 か所)

※ うち那珂市との連携協定による施設

【量の見込みと提供体制の確保方策】

勝田地区において、令和7年度から社会福祉法人による新たな病児対応型保育施設が開設される予定です。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用児童数	781 人	786 人	765 人	737 人	698 人
	延べ利用定員合計	2,323 人	2,323 人	2,323 人	2,323 人	2,323 人
提供体制	実施施設数 (※)	3 か所 (1 か所)	3 か所 (1 か所)	3 か所 (1 か所)	3 か所 (1 か所)	3 か所 (1 か所)
	その他の支援	事業の運営主体に地域子ども・子育て支援事業費補助金を交付する 那珂市との連携協定の継続				

※ うち那珂市との連携協定による施設

<保護者アンケート結果抜粋>

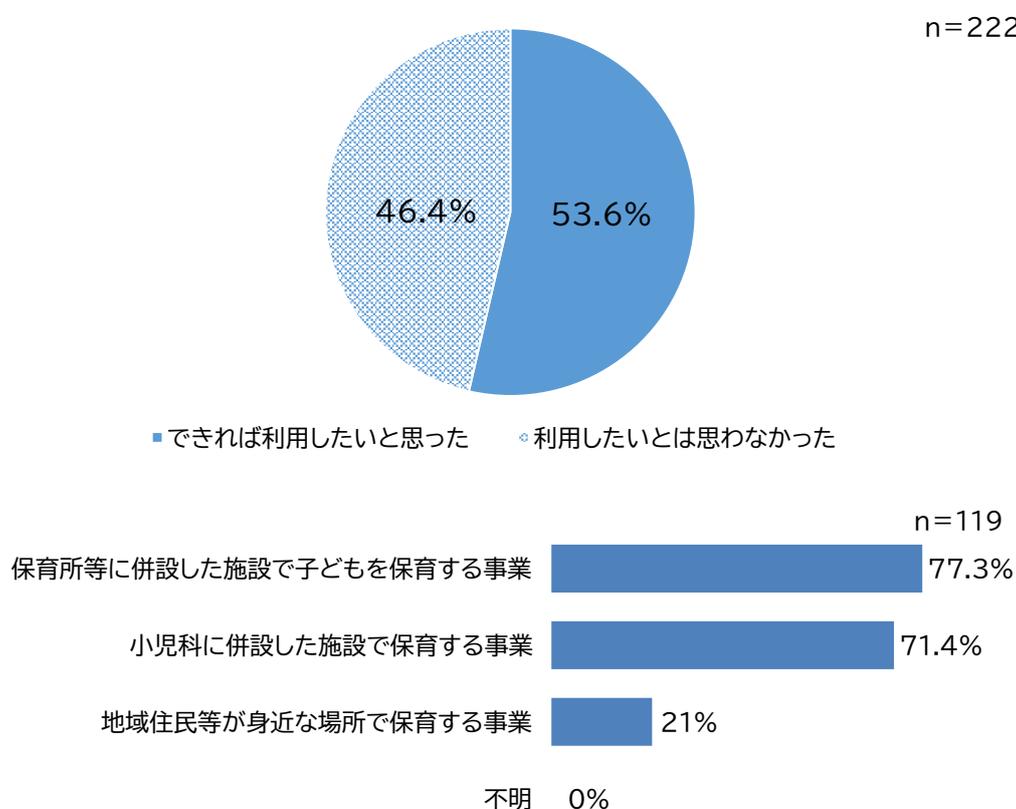
【病児保育事業の利用意向について】

【設問】 お子さんが病気やケガのために、普段利用している教育・保育事業を利用できなかったことがあり、その対処法として「父親が仕事を休んだ」または「母親が仕事を休んだ」を選んだ方におうかがいします。できれば「病児・病後児保育事業」を利用したいと思いませんか。思った場合は、利用したい事業形態をお答えください。

「できれば利用したいと思った」が 53.6%で前回調査より 13.3%増加し、「利用したいとは思わなかった」が 46.4%で 12.9%減少しています。

利用したい事業形態※については、「保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が最も多く 77.3%で、次いで、「小児科に併設した施設で保育する事業」が 71.4%、「地域住民等が身近な場所で保育する事業」が 21%でした。

※複数選択可



⑥-2 病後児対応型保育事業

保護者の方が就労等で保育できないお子さんが、病気の回復期であることから自宅で育児をする必要がある期間、病院・保育所等に付設された専用スペース等で保育する事業です。

【現状】

本市では、認可(民間)保育所 4 か所において病後児対応型保育事業を実施しています。また、令和 3 年度に改築した公立の東石川保育所内に病後児対応型保育施設「こぐまのおうち」を開設しており、令和 6 年度からは常勤の保健師を配置し、人員体制の充実を図ったところです。保護者アンケートの結果(P136参照)においても病児・病後児対応型保育事業の利用意向は高い傾向にあるため、引き続き本事業の充実に努めていきます。

R5 年度実績	
延べ利用児童数	610 人
実施施設数	5 か所

【量の見込みと提供体制の確保方策】

今後も、公立の東石川保育所内に設置した病後児対応型保育施設を運営するとともに、各認可(民間)保育所で実施している病後児対応型保育事業についても、市から補助金を交付し、引き続き本事業の充実に努めていきます。

区分		年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用児童数		681 人	726 人	752 人	762 人	768 人
	延べ利用定員合計		6,860 人	6,860 人	6,860 人	6,860 人	6,860 人
提供体制	実施施設数		5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	その他の支援		認可(民間)保育所へ地域子ども・子育て支援事業費補助金を交付する				

⑦ ホームスタート※(子育て支援家庭訪問事業)

支援等を要する子育て世帯をホームビジターと呼ばれるボランティアが訪問し、「傾聴」(気持ちを受け止めながら話を聞く)や「協働」(育児, 家事や外出を一緒にする)等, 利用者に寄り添いながら行う事業です。本市では, ホームスタート・ジャパンに加盟している NPO 法人へ事業を委託しています。

※ ホームスタート

ホームスタートはイギリスを発祥としており, 現在の活動の枠組みは, NPO 法人ホームスタート・ジャパンにより確立されたものです。

【現状】

受託法人は, ホームビジターの報告内容等に応じ, 対象世帯の状況等を市の母子保健担当部署と共有する等, 対象世帯が持つ課題の解決を図るため, 市の関係機関との連携にも努めています。また, 訪問期間終了後, 同法人が運営する子育て支援センターを利用するケースも多く, 継続的な支援にも繋がっています。

R5 年度実績	
申込世帯数	55 世帯
実施事業所数	1 か所

【量の見込みと提供体制の確保方策】

利用者数の増加が見込まれるため, 利用者とホームビジターの調整役となるオーガナイザーやホームビジターの確保に向けた取り組みを推進していきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	申込世帯数	60 世帯	62 世帯	64 世帯	66 世帯	68 世帯
提供体制	実施事業所数	1 か所				

⑧ 子育て短期支援事業

家庭において、養育を受けることが一時的に困難となったお子さんについて、児童養護施設※1等での宿泊を伴う養育を行う事業です。

【現状】

現在、乳児院※2 3 か所、児童養護施設 10 か所、及び(養育)里親※3 2 家庭でこの事業を運営しています。育児疲れによる利用は増加していますが、乳児院と児童養護施設では、児童相談所からの一時保護児童を優先的に受け入れる必要があるため、保護者等が希望をする日程に利用できない場合があります。この課題については、委託先の拡大により徐々に軽減されつつあります。

※1 児童養護施設

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設です。

※2 乳児院

乳児を入院させて養育し、併せて退院後において相談、その他の援助を行うことを目的とした施設です。

※3 養育里親

養子縁組を目的とせず、保護者が児童を監護することが不適切であると認められる児童を預かって養育する里親です。

R5 年度実績	
延べ利用者数	81 人
実施施設数	乳児院 3 か所 児童養護施設 10 か所
実施家庭	里親 2 家庭

【量の見込みと提供体制の確保方策】

今後は利用状況や利用意向の把握を継続しながら、サービスの提供体制の拡大を図ります。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
提供体制	量の見込み 延べ 利用者数	122 人				
	実施 施設数	乳児院 3 か所 児童養護施設 11 か所				
	実施 家庭数	里親 3 家庭				

⑨ 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に支援が必要な子育て世帯等を家事支援ヘルパーが訪問し、食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行その他の家事に関する支援やもく浴の介助、保育所等への送迎及び付き添い、子育て支援に関する情報提供等、育児に関する支援を実施する事業です。

【現状】

本事業は、要保護・要支援児童^{※1}、特定妊婦^{※2}、ヤングケアラー^{※3}等の養育環境を改善するための支援ツールとして、令和5年10月から開始しました。これまで、本事業の必要性が高い世帯に利用勧奨を行っていますが、自宅に他人を立ち入らせることに抵抗感を持つ場合が多く、令和5年度は1世帯、8日間の利用に留まっています。

※1 要保護・要支援児童

要保護児童は、虐待等により保護者が児童を監護することが不適切であると認められる児童です。要支援児童は、虐待もしくは虐待発生のおそれがあり保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童です。

※2 特定妊婦

出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められた妊婦です。

※3 ヤングケアラー

学習時間や友人と交流する等の時間と引き換えに、家事や家族の世話などを日常的に行っている「こども」のことです。

R5 年度実績(10月開始)	
延べ利用者数	8人
実施施設数	1か所

【量の見込みと提供体制の確保】

現在の要保護・要支援児童, 特定妊婦の人数から, 10世帯程度の利用が見込まれます。このため利用者のニーズと必要量を確保するため, 委託する事業所を現在の1か所から2か所に増やし対応をしていきます。また, 本事業の利用が必要な世帯の早期発見に努め, ケースワーク等をとおして信頼関係を築きながら, 本事業の利用に繋がるよう取り組んでいきます。

区分		年度				
		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延べ利用者数	127人	127人	127人	127人	127人
提供体制	実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑩ 親子関係形成支援事業

本事業は要保護・要支援児童の保護者を対象として、それぞれの家庭状況に応じたプログラムにより、養育能力の向上や子育てに対する困り感の解消等を図り、虐待リスクの高まりを未然に防止する事業です。

【現状】

市では、保護者同士の交流促進や、子どもとの関わり方を学ぶことを目的に、子育て支援センターふぁみりこにおいて、子育てがちょっと楽になるヒントを散りばめた「スマイル・ペアレンティング講座」や「まめっこペアレント・トレーニング」を実施しているところです。

一方で、子育てに課題を抱え、児童虐待やネグレクトなどの複合的な問題から望ましくない不適切な養育環境に陥っている家庭があることから、既存のペアレント・トレーニングのほか、令和6年度より親子関係形成支援事業として、これらの家庭へ対応したペアレント・トレーニングを個別に実施しています。

【量の見込みと提供体制の確保方策】

今後も子どもとの関わりに課題を持つ保護者に対して積極的に利用勧奨を行うとともに、対象者の状況に応じたペアレントトレーニングを実施します。

年度 区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	ペアレントトレーニングを実施する職員の体制維持				

(3)新制度

保育所等に通っていない子どもたちを含め、全ての子どもたちの育ちを応援することを目的とし、保護者の就労等に関わらず月毎の一定時間の範囲内で保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」が創設されました。同制度については、令和 8 年度より全ての自治体で実施するものとされており、令和 6 年度は、全国 115自治体(R6.4 現在)で試行的事業を実施しています。本市においても、試行的事業を実施している自治体の取り組みや国の動向等の把握に努めていきます。

① こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度の対象は、保育所等を利用していない 0 歳 6 か月～満 3 歳未満児です。利用時間の上限は、現在国で実施している試行的事業においては 1 人あたり月 10 時間とされています。本市の子育て世帯の本事業に係る認知度等については、保護者アンケートの結果、以下のとおりとなっています。

<保護者アンケート結果抜粋>

【設問】 こども誰でも通園制度の内容を知っていましたか。

知っていた	8.6%
大体知っていた	15.9%
あまり知らなかった	21.4%
まったく知らなかった	52.2%
不明	1.9%

【設問】 こども誰でも通園制度に関心はありますか。

関心がある	29.2%
少し関心がある	35.9%
あまり関心がない	25.3%
まったく関心がない	7.8%
不明	1.8%

【設問】 こども誰でも通園制度が実施された場合に施設を利用しますか。

※制度の対象者 164 人に対する質問

利用する	37.8%
利用しない	17.7%
わからない	44.5%

【今後の方向性】

本事業は、一時預かり事業のような保護者支援ではなく、子どもの育ちの支援であるとされており、個に応じた成長目標を定め、目標達成のため継続して取り組んでいく保育プログラムを実施することにより、保護者と保育者が子どもたちの成長の喜びを分かち合うものとされています。今後は試行的事業を実施している自治体の取り組みや国の動向等の把握に努めていきます。また、保護者アンケートの結果において、本事業のことを、半数以上の方が認知していなかったことから、事業開始の際には、様々な媒体を活用した周知にも努めていく予定です。

【量の見込みと提供体制の確保方策】

量の見込みについては、対象者の推計人口を基に、令和 6 年度試行的事業の実施要件（月 10 時間の利用時間）や制度の利用意向を踏まえて算出しました。令和 8 年度以降の実施状況に応じて、人数の見直しも検討していきます。また、提供体制については、幼稚園、保育所、子育て支援拠点のうち 1 か所での実施を検討します。

		年度	R7	R8	R9	R10	R11
区分							
量の見込み (利用実人数/月)	0歳6か月～ 満3歳未満			31人	29人	27人	25人
提供体制	実施施設数		幼稚園、保育所、子育て支援拠点のうち、1か所での実施を検討していく				

Ⅱ 重点事項

1 公立幼児教育・保育施設の現状と課題

(1) 公立幼稚園

本市の公立幼稚園については、少子化に伴い園児数が減少してきたことから、平成 29 年度に策定した「ひたちなか市立幼稚園再編計画※」に基づき、10 園から 4 園に再編・拠点化し、各園の適正規模化が図られるよう努めてきました。しかし、令和元年 10 月から開始された幼児教育の無償化の影響により、預かり保育を長時間実施している私立幼稚園を選択する保護者が増えたため、公立幼稚園の園児数は、再編計画上の見込みを大きく下回りました。このため、公立幼稚園においても 3 歳児保育や預かり保育を新たに実施し保育サービスの向上に努めましたが、園児数の減少に歯止めがかからず、幼児教育の無償化が開始される前の平成 31 年度当初においては 233 人であった園児数は、令和 5 年度当初においては 139 人にまで減少しました。このため、同年度末に園児数の減少が特に著しかった那珂湊第一幼稚園を休園としたところです。また、勝田地区の 2 園についても園児数の減少により空き教室が生じています。今後は使用しなくなった園舎や教室の利活用について検討を進めていく必要があります。

※ ひたちなか市立幼稚園再編計画(平成 29 年度策定)

公立幼稚園 10 園を 4 園に集約し、拠点化を図ることにより、社会性を育むために必要な園児数の確保を図ることを目的としたものです。

(2) 公立保育所

【勝田地区】

平成 31 年度当初において、勝田地区では待機児童が課題となっていました。このことを踏まえ、令和 2 年度に 3 歳未満児を対象とした高野いろは保育所(小規模保育所)を開設するとともに、老朽化した東石川保育所の改築に合わせ、従来の定員より 60 名増員し令和 3 年度に新園舎での保育を開始しました。これらの取り組みにより児童の受入枠の拡充が図られ、現在本市における待機児童は解消されています。

公立保育所の中でも最大規模のつだ保育所については、企業の事務所や工場、住宅街に近接し、本市の幹線道路である国道 6 号線からのアクセスも良いため、常に入所希望者が多い状況です。また、子育て支援センター「ひまわり」や一時預かり保育室が併設されており、本市の子育て支援拠点の役割も担っています。

【那珂湊地区】

那珂湊第一保育所については、平成 11 年(1999 年)に建築され、築 25 年が経過していますが、比較的新しい施設であり保育環境も良好です。また、住宅街や公営住宅、小学校が近接しており、幹線道路にも面しているため立地にも優れています。

一方、那珂湊第二保育所については、昭和 45 年(1970 年)に建築され、開所から 54 年が経過しております。そのため、園舎の老朽化が著しく、雨漏りによる汚損や設備等の破損により安全面や衛生面に課題が生じています。また、入所児童数も年々減少しているため、施設のスケールメリットが十分に活かされていない状況です。

2 課題解決に向けた対応

令和 5 年度より,これまで教育委員会が所管していた公立幼稚園の運営等について,子ども部が補助執行により所管することになりました。このため,幼児教育及び保育施設等の子ども部所管施設が長年抱える課題等について,一体的に検討することが可能になりました。

課題の解決にあたっては,「ひたちなか市公共施設等総合管理計画[※]」の基本方針等も踏まえ,幼稚園の空き園舎や空き教室を有効活用するため,子ども部所管施設の一部機能を移転すること等を検討していきます。

また,園舎の老朽化が激しい那珂湊第二保育所については,児童の保育環境の向上を図るため以下の取り組みを速やかに実施していきます。

※ ひたちなか市公共施設等総合管理計画(平成 29 年度策定)

今後の人口減少や財政状況の見通しを踏まえ,持続可能な行財政運営を期するとともに,公共施設等を負の遺産とせず,財産としてより良い形で次世代へ継承していくことを基本的な考え方とした計画です。基本方針の一つとして,公共施設の再配置の検討等を掲げています。

(1) 那珂湊第二保育所の園舎の老朽化への対応

園舎の老朽化により安全面や衛生面の確保が年々困難になっています。その対応として,園舎の建替えや大規模改修を実施することは,入所希望児童の減少や周辺地域の少子化等を踏まえると現実的ではないと考えられます。このため,那珂湊第二保育所(以下 第二保育所)と那珂湊第一保育所(以下 第一保育所)を統合し,保育環境が整っている第一保育所の園舎で一体的に保育を実施していきます。第二保育所からの受入可能人数は,第一保育所の面積等を勘案すると 20 人程度であるため,現在の第二保育所の 4 歳児が卒園する令和 7 年度末を以って,第二保育所の施設使用を中止し,令和 8 年度当初より二つの保育所を統合します。

使用中止後の第二保育所の園舎については,施設の破損等や耐用年数を勘案し,解体も視野に入れながら,庁内関係部署と協議をしていく予定です。

那珂湊第二保育所の直近 5 年間の入所児童数

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
入所児童数(月平均)	42 人	42 人	42 人	42 人	35 人
入所率 (利用定員 60 名)	70%	70%	70%	70%	58%

第6章 放課後子どもプラン

放課後子どもプラン

I 背景

1 前回のプラン以降の市の動き

前プランで検討事項となっていた、対象学年と開設時間を、令和3年度から5, 6年生に拡大し、令和5年度から長期休業期間の開設時間を7時45分からに変更しました。さらに、令和6年度は試験的に18時15分までに延長しました。

学童クラブの年度ごとの見込み及び目標整備量は、令和6年度時点、登録者で見込みより約450人多くなっています。高野小で2クラス、外野小、那珂湊第三小でそれぞれ1クラス、目標整備量より多いクラス数となっています。これは、前述の対象学年の拡大と想定以上の共働き世帯の増加が考えられます。

開設場所の確保について、専用室の整備は概ね目標通りに整備できました。外野小学校については、令和6年度に利用中止したプール管理棟の改修により1クラス分の整備を行いました。

放課後子ども教室は、令和2年度に事業廃止しました。

令和元年度に、公立学童クラブ運営指針を策定し、令和2年度には、放課後児童支援員を会計年度任用職員として任用しました。また、入退室管理システム「安心でんしょばと」を導入するなど、公立学童クラブのサービスの向上に努めました。

2 国の動き

子ども家庭庁および文部科学省は、放課後児童クラブの待機児童の早期解消等について、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け30文科生第396号・子発0914第1号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙)(以下「新プラン」という。)に基づく取組を推進してきました。

プランの最終年度である令和5年度時点で、登録児童数は過去最高となったものの、新プランで掲げた152万人の受け皿整備の目標を達成することは困難な状況にあり、放課後児童クラブの待機児童数は依然として1.6万人存在していることから、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の

課題となっています。

そのため、放課後児童対策の一層の強化を図る観点から、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」(以下「パッケージ」という。)を取りまとめました。

新プランは終了したことから、市は令和6年度以降の取り組みを進める上で、このパッケージを基に計画的かつ継続的な取り組みを推進していくこととなっています。

II 現状

1 現在の学童クラブの実施状況

学童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない家庭の小学校就学児を対象に、放課後や長期休業日等に家庭に代わる適切な遊びの場、生活の場を確保し、児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。本市の学童クラブは、令和6年7月末現在で、市内全18小学校に公立学童クラブ41クラブを設置しているほか、民間の学童クラブ11箇所19クラブの運営を補助しています。

【学童クラブの登録者数】※令和6年7月末現在

		クラブ名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	クラブ数
公立	1	中根	22	22	12	14	6	0	76	1
	2	勝倉	22	34	29	12	15	6	118	2
	3	三反田	12	8	13	11	6	6	56	1
	4	枝川	2	3	3	1	2	3	14	1
	5	東石川	33	23	33	24	17	8	138	2
	6	市毛	26	30	32	19	19	2	128	2
	7	前渡	58	64	60	53	27	16	278	4
	8	佐野	53	45	39	28	21	1	187	3
	9	堀口	25	24	29	14	15	10	117	2
	10	高野	50	57	48	37	26	5	223	4
	11	田彦	70	60	48	46	19	11	254	4
	12	津田	21	26	26	32	7	4	116	2
	13	長堀	41	29	25	21	6	14	136	2

	14	外野	50	51	59	17	9	0	186	3
	15	湊一	24	19	23	23	14	11	114	2
	16	湊二	10	17	9	9	7	4	56	1
	17	湊三	32	23	24	21	16	9	125	3
	18	美乃浜	33	34	35	16	6	2	126	2
		小計	584	569	547	398	238	112	2,448	41
民間	1	あずみの森A	5	5	8	5	3	4	30	5
	2	あずみの森B	4	5	5	5	3	5	27	
	3	あずみの森C	5	6	2	6	4	3	26	
	4	あずみの森D	3	6	6	9	4	5	30	
	5	あずみの森E	5	6	4	6	6	3	30	
	6	あっぷるキッズ長砂	7	13	3	8	2	8	41	2
	7	あっぷるキッズ田彦	7	11	5	4	5	5	37	
	8	おーくす佐野	9	13	12	8	15	10	67	1
	9	エレメンタリーはしかバ	5	12	13	4	9	7	50	2
	10	エレメンタリー勝田駅前	5	9	8	8	7	13	50	
	11	きっずセンター	0	3	1	4	0	2	10	1
	12	なかや	21	14	16	14	9	9	83	1
	13	はなのわ	3	5	9	2	7	7	33	1
	14	かもめ	7	7	8	7	3	4	36	1
	15	フレンドスクールA	17	14	3	7	3	1	45	3
	16	フレンドスクールB	6	10	17	1	5	2	41	
	17	フレンドスクールC	6	8	7	11	6	3	41	
	18	めぐみクラブ	2	5	6	4	0	0	17	1
	19	夢ある学童	6	10	14	9	15	2	56	1
		小計	123	162	147	119	96	93	740	19
合計			707	731	694	517	334	205	3,188	60

2 放課後子ども教室の現状

放課後子ども教室は、放課後における学習及び体験の場を設置するもので、すべての児童が参加可能なものとなっています。

国は、新プランにおいて、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること目的として、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進してきました。

市は、学童クラブ以外に、「子どもの居場所事業」および「ひたちなか未来塾」で放課後の居場所は充足しているという判断から、令和2年に事業を廃止しました。

Ⅲ 目標・計画

1 学童クラブの年度ごとの見込み及び目標整備量

(1) 量の見込みの算定について

学童クラブの量は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.1)」（令和6年3月11日付け事務連絡(こども家庭庁成育局総務課)）を踏まえ、本市における地域ごとの傾向・特性を鑑みたものとするため、以下の方法で推計します。

【考え方】

◎公立学童クラブでは、年間を通じて随時、入会及び退会を受け付けており、登録者数は7月が最も多く、8月以降は、4年生を中心とした退会者が入会者を上回るため、減少に転じる傾向があります。そのため、量の見込みは、7月末の登録者を基準に推計するものとします。

◎公立学童クラブは、就学する小学校のクラブしか利用できないこと、対象児童における登録者数や、出席率等の利用傾向が地域によって大きく違うことを踏まえ、小学校区ごとに量の見込みを推計します。

◎民間学童クラブは、保育需要の高い世帯が利用する傾向があり、年間を通じて満員であるクラブが多いことから、各クラブが設定する定員を量の見込みとします。

◎公立と民間の合算値を本市の学童クラブの量の見込みとします。また、学年ごとの見込み値は、過去5年間の学年別割合の平均値を乗じたものとします。

(2)目標整備量の設定について

目標整備量は、現在の運営体制を維持することを前提として、以下に基づき設定します。

【考え方】

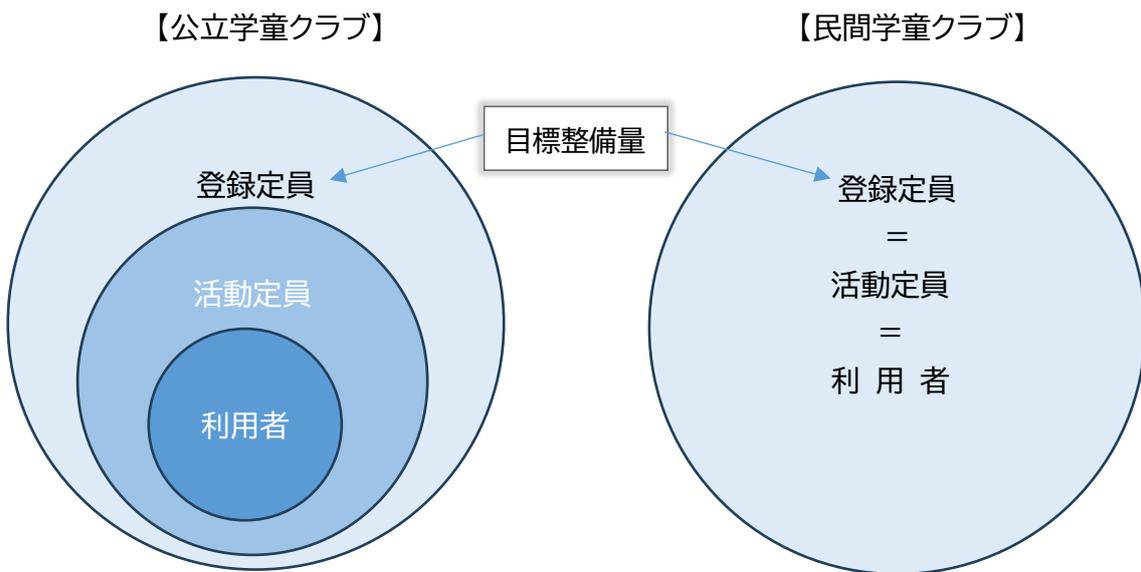
◎学童クラブは、平均利用者数が活動定員以下で運営する必要があります。

◎公立学童クラブは、出席率がクラブによって差はあるものの4割～7割と民間学童クラブに比べ低いため、目標整備量を「登録定員」で示します。

◎民間学童クラブについては、保育需要の高い世帯が利用する傾向であることから、各クラブで設定する定員を目標整備量とします。また、現在運営補助を受けていない新規のクラブについても公立学童クラブの待機児童解消の受け皿になることから今後運営補助を行っていく方向とし、目標整備量に加えるものとします。

◎公立と民間の合算値を本市の学童クラブの目標整備量とします。

目標整備量のイメージ



(用語の説明)

登録定員	出席率を考慮した登録者の上限 学童クラブ毎に設定する
活動定員	平均利用者数の上限 1クラスあたり40人程度まで
利用者	1日あたりの出席者

		学童クラブ名	年 度	R7	R8	R9	R10	R11
公 立	1	中 根	登録数見込	84	88	93	95	99
			登録定員	69	137	137	137	137
			開設クラス数	1	2	2	2	2
	2	勝 倉	登録数見込	130	130	136	133	125
			登録定員	115	115	115	115	115
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	3	三反田	登録数見込	60	59	63	57	59
			登録定員	50	50	50	50	50
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	4	枝 川	登録数見込	13	15	16	17	18
			登録定員	24	24	24	24	24
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	5	東石川	登録数見込	146	146	149	149	152
			登録定員	142	142	142	142	142
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	6	市 毛	登録数見込	132	134	137	138	137
			登録定員	127	127	127	127	127
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	7	前 渡	登録数見込	281	291	285	275	268
			登録定員	272	272	272	272	272
			開設クラス数	4	4	4	4	4
	8	佐 野	登録数見込	195	197	199	205	205
			登録定員	265	265	265	265	265
			開設クラス数	4	4	4	4	4
	9	堀 口	登録数見込	128	125	121	117	113
			登録定員	126	126	126	126	126
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	10	高 野	登録数見込	225	221	218	228	219
			登録定員	223	223	223	223	223
			開設クラス数	4	4	4	4	4
	11	田 彦	登録数見込	260	253	250	248	250
			登録定員	274	274	274	274	274
			開設クラス数	4	4	4	4	4

	12	津 田	登録数見込	114	111	109	103	103
			登録定員	117	117	117	117	117
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	13	長 堀	登録数見込	145	146	142	144	135
			登録定員	141	141	141	141	141
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	14	外 野	登録数見込	249	255	253	261	253
			登録定員	225	225	225	225	225
			開設クラス数	4	4	4	4	4
	15	湊 一	登録数見込	113	104	103	99	93
			登録定員	115	115	115	115	115
			開設クラス数	2	2	2	2	2
	16	湊 二	登録数見込	57	59	54	59	62
			登録定員	55	55	55	55	55
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	17	湊 三	登録数見込	121	111	107	102	99
			登録定員	173	173	173	173	173
			開設クラス数	3	3	3	3	3
	18	美乃浜	登録数見込	153	153	153	147	142
			登録定員	187	187	187	187	187
			開設クラス数	3	3	3	3	3
	公立計	登録数見込	2,605	2,597	2,588	2,579	2,532	
		登録定員	2,700	2,768	2,768	2,768	2,768	
		開設クラス数	44	45	45	45	45	
民間	1	あずみの森 学童クラブ (中根)	登録数見込	139	139	139	139	139
			登録定員	139	139	139	139	139
			開設クラス数	5	5	5	5	5
	2	あっぷるキッズ クラブ長砂 (長砂)	登録数見込	31	31	31	31	31
			登録定員	31	31	31	31	31
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	3	あっぷるキッズ クラブ田彦 (田彦)	登録数見込	32	32	32	32	32
			登録定員	32	32	32	32	32
			開設クラス数	1	1	1	1	1

4	エレメンタリークラブ はしかべ校 (外野)	登録数見込	38	38	38	38	38
		登録定員	38	38	38	38	38
		開設クラス数	1	1	1	1	1
5	エレメンタリークラブ 勝田駅前校 (東石川)	登録数見込	41	41	41	41	41
		登録定員	41	41	41	41	41
		開設クラス数	1	1	1	1	1
6	平磯学童クラブ かもめ (平磯)	登録数見込	25	25	25	25	25
		登録定員	25	25	25	25	25
		開設クラス数	1	1	1	1	1
7	きっずセンター 学童クラブ (前渡)	登録数見込	10	10	10	10	10
		登録定員	10	10	10	10	10
		開設クラス数	1	1	1	1	1
8	なかや 学童クラブ (佐野)	登録数見込	36	36	36	36	36
		登録定員	36	36	36	36	36
		開設クラス数	1	1	1	1	1
9	はなのわ 学童クラブ (外野)	登録数見込	33	33	33	33	33
		登録定員	33	33	33	33	33
		開設クラス数	1	1	1	1	1
10	フレンドスクール (市毛)	登録数見込	128	128	128	128	128
		登録定員	128	128	128	128	128
		開設クラス数	3	3	3	3	3
11	おーくす佐野 学童クラブ (佐野)	登録数見込	27	27	27	27	27
		登録定員	27	27	27	27	27
		開設クラス数	1	1	1	1	1
12	夢ある学童 (長堀)	登録数見込	40	40	40	40	40
		登録定員	40	40	40	40	40
		開設クラス数	1	1	1	1	1
13	学童保育 バルワンキッズ (東石川)	登録数見込	11	11	11	11	11
		登録定員	11	11	11	11	11
		開設クラス数	1	1	1	1	1
14	グローバルキッズ (外野)	登録数見込	15	15	15	15	15
		登録定員	15	15	15	15	15
		開設クラス数	1	1	1	1	1

15	新規 A	登録数見込	72	72	72	72	72	
		登録定員	72	72	72	72	72	
		開設クラス数	2	2	2	2	2	
	16	新規 B	登録数見込	14	14	14	14	14
			登録定員	14	14	14	14	14
			開設クラス数	1	1	1	1	1
	民間計	登録数見込	692	692	692	692	692	
		登録定員	692	692	692	692	692	
		開設クラス数	23	23	23	23	23	
合計	登録数見込	3,297	3,289	3,280	3,271	3,224		
	1年生	790	800	797	795	784		
	2年生	802	800	797	795	784		
	3年生	717	716	714	711	701		
	4年生	536	535	533	532	524		
	5年生	324	323	322	321	316		
	6年生	128	128	128	127	126		
	登録定員	3,392	3,460	3,460	3,460	3,460		
	開設クラス数	67	68	68	68	68		

2 公立学童クラブの整備計画

これまでは、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、こどもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時などに静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用室が必要であるとされ、整備を進めてきました。しかしながら、限られた財源の中で、新たな専用室の整備が困難であることから、当面は空き教室および特別教室の活用を進めていくこととします。

今後、新たにクラスを増やすために教室を確保する調整が必要な学校は以下のとおりです。なお、活用にあたっては「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」(令和5年8月31日付け、成環第125号・教地推第71号、こども家庭庁成育局成育環境課長、部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)に基づき推進していくこととします。

【新たな教室確保が必要な学童クラブ】

年度	学童クラブ名
令和7年度	佐野小学校, 美乃浜学園
令和8年度	中根小学校

すでに整備してある専用室については、最も古いもので平成18年に整備されていることから老朽化が進んでおり、これまでの対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換し、施設の機能や設備を常に良好な状態に保ち、施設を長寿命化することで、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図ることとします。専用室の個別施設計画は下記のとおりとします。

【公立学童クラブ専用室個別施設計画】

学童クラブ専用室 設置学校名	建築 年度	整備年度・内容				
		R7	R8	R9	R10	R11
前渡小学校(北側)	H18	屋根・外壁		内装		
前渡小学校(南側)	R3					
堀口小学校	R1				空調	屋根・外壁
高野小学校	H27	空調		屋根・外壁		内装
長堀小学校	R3					
外野小学校	H21		屋根・外壁		内装	

IV 課題・検討・サービスの充実

1 公立学童クラブの民間委託の検討

当市の公立学童クラブは、教育委員会事務局青少年課が運営管理及び放課後児童支援員の任用管理を一元的に行っています。県内の市町村の状況は、当市と同じ直営方式は11自治体(約24.3%)となっており、民間事業者への委託は22自治体(約53.7%)、その他は保護者会やNPO、直営と民間の混合等となっています。

運営体制の充実やサービスの向上、人材確保の観点から民間委託導入について検討される事案です。しかしながら、既に導入している自治体からは、苦情対応や、複数事業者が受託した場合にサービス内容の格差等の課題も出てきています。

今後は、他の自治体の状況を調査するなどして、慎重に検討する必要があります。

2 公立学童クラブの保育料の検討

公立学童クラブの保育料は、徴収を開始した平成30年度から月額2,000円(8月のみ4,000円)としています。

国の示す利用者負担のあり方は、総事業費の1/2程度を公費負担(国、県、市が1/3づつ)とし、残りの1/2相当を利用者負担としています。

上記の基準で算出すると、月額6,000円程度(R5決算ベース)となり、現行の料金とは相当の開きがあります。

【費用負担割合イメージ】

利用者負担 1億8千万円÷定員(2,500人)÷1か月分 ≒6,000円	国(1/3) 6千万円
	県(1/3) 6千万円
	市(1/3) 6千万円
← 約3億6千万円 →	

県内の他市町村と比較すると、最も低額な料金設定(R6.7 時点)となっています。子育て世帯の負担軽減に寄与しているという側面もあります。

利用していない(できない)市民との公平性から、受益者負担の考えもあることから、値上げの是非も含めて慎重に検討していきます。

3 公立学童クラブの開設時間について

前述のとおり、令和6年時点での開設時間は、放課後については試験的に18時15分まで、長期休業期間は7時45分から18時15分までとなっています。

なお、入会条件として、18時までに保護者が迎えとしていることから、入会条件の変更を検討していきます。

今後の開設時間は、長時間利用のニーズを民間学童クラブが担っている一面もあることから、総合的に勘案する必要があります。

4 公立学童クラブの平準化について

公立学童クラブは、「ひたちなか市公立学童クラブ運営指針」の中で示している育成支援の基本的なコンセプトや内容、方針等に基づき運営をしています。一方、学童クラブごとに指針の解釈が異なり、大きな差が見られます。

学童クラブの差を平準化するため、年度ごとに支援員の異動を行うほか、令和6年度から青少年課職員および学童クラブ支援員の代表者で定期的に公立学童クラブ平準化検討会議(以下「平準化検討会議」)を開催し、公立学童クラブの平準化に向けた検討を行っています。

平準化検討会議では、支援員ひとりひとりの業務に対する『意識』や業務の『効率化』、子どもたちへの『支援方法』など議論を重ね、支援員がどこの学童クラブに行ってもスムーズに働く事ができる環境を作ることで、更なる児童の健全育成の底上げに繋がるよう検討を行っていきます。

5 特別な配慮を要する児童への対応に関する方策

多動、かんしゃく、他害といった集団生活に課題のある児童は年々増加しており、放課後児童支援員を加配している児童は下記のとおりとなっています。

【放課後児童支援員を加配を要する児童数】

年度	児童数(人)
R 2	105
R 3	159
R 4	195
R 5	214
R 6	228

このように特別な配慮を要する児童の増加により、他児や支援員に対する暴力等、対応に苦慮する事例が増えており、加配では対応できない状況になっていることから、令和6年度より「要配慮児童相談支援業務」を開始しました。

要配慮児童相談支援業務とは、障害福祉サービスの資格職である相談支援専門員が学童クラブを訪問し、対象児童への支援方法や、集団生活に適応しやすい環境整備などについて、助言・指導を行うものです。あわせて、保護者との面談への同席や、他のサービスの紹介なども行っています。

【実 例】

- 多動の児童が安全安心に過ごすことができるよう机の配置を変更
- 支援員に対象児童との接し方等の指導
- 面談した保護者に育児についてのアドバイス
- 放課後等デイサービスの紹介

新たな相談体制により、学童クラブだけでなく、学校生活においてもよい影響がみられるばかりか、保護者の不安や負担の軽減にもつながっており、想定以上の成果を上げています。

6 民設民営学童クラブへの補助について

公立学童クラブが提供していない多様なニーズを満たしている民間学童クラブへの運営費の補助は、本計画期間は、市域全体として量の見込みに対する確保方策としては、常時待機が出ている、または見込まれる学区があるため、既存の事業者に加えて新規事業者への補助拡大を検討します。

新規補助事業者の決定は、開設場所、開設時間、提供するサービスの内容、保育料、需要の有無、そして、障害児児童への配慮やその他地域における役割・公益性等を総合的に勘案した上で、決定するものとします。

7 まとめ

放課後や長期休業期間(夏・冬・春休み)における、こどもたちの過ごし方も、心身の発達にはとても大切な時間であるという認識を持ち、公立学童クラブの運営の充実や民間学童クラブへの支援を通じて、一人ひとりの成長に合わせた育成支援を行ってまいります。

第7章 計画の推進に向けて

計画の推進に向けて

市は、本計画に掲げる基本理念や目標に基づき、こども施策を総合的に推進していきます。また、こども基本法の基本理念である、こどもの権利保障の原則を踏まえ、こども施策に取り組んでいきます。こども施策の策定にあたっては、こどもから意見を聴取し、こどもの参加機会を設けるよう努めます。

関係機関や企業、民間団体、地域団体が進めるこどもに関する活動を支援するとともに、連携を強化し、地域一体となってこども施策の推進を図ります。